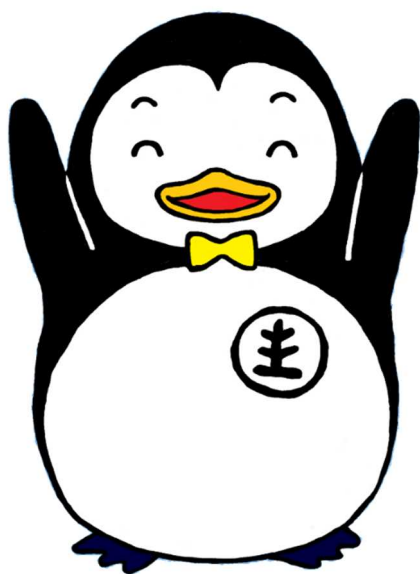


千葉県 再犯防止推進計画

～誰もが暮らしやすい千葉県づくり～



更生保護マスコットキャラクター
ホゴちゃん



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

令和4年1月
千葉県

はじめに

全国の刑法犯認知件数は、2002 年（平成 14 年）をピークに年々減少し、2019 年には約 75 万件と、ピーク時の 3 分の 1 を下回っています。また、本県の刑法犯認知件数についても、2002 年をピークに年々減少傾向にあります。

その一方で、再犯者の刑法犯検挙者に占める割合は、千葉県内では約 5 割で推移し、全国的にも上昇傾向にあることから、「再犯の防止」は、安全で安心して暮らせる社会を実現する上で重要な課題となっています。

このような状況の中、2016 年（平成 28 年）12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、地方公共団体の責務が明示されるとともに、2017 年 12 月には国の「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

このため、本県では 2018 年（平成 30 年）11 月に「千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会」を設置するとともに、地域再犯防止推進モデル事業により、刑務所出所者等の社会復帰に向けた包括的支援の取組を進めてまいりました。その成果や課題を踏まえ、このたび、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を支援し、犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するため、「千葉県再犯防止推進計画」を策定いたしました。

犯罪や非行をした人たちの中には、仕事や住居がない、薬物依存がある、適切な福祉サービスを受けられない等の理由により、地域社会で生活する上で困難を抱えている場合が多くあります。そのような人たちが社会で孤立したり、十分な支援を得られないことにより、再び罪を犯してしまうことのないよう、国、県、市町村、関係機関及び民間団体等が連携し、社会復帰に向けた“息の長い”支援を行っていくことが必要です。

本県では、今後、この計画に基づき、「誰もが暮らしやすい千葉県」の実現を目指して犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支援する取組を進めてまいります。県民の皆様には、立ち直りに向けた“息の長い”支援に御理解、御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり御尽力をいただきました千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会の委員の皆様を始め、関係者の方々に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

令和 4 年 1 月

千葉県知事
熊谷 俊人



《目 次》

I	計画の概要	1
1	計画の策定趣旨・目的	
2	計画の基本理念	
3	計画の位置づけ及び対象者	
4	計画の期間	
II	本県における再犯防止を取り巻く状況	6
III	重点課題	8
IV	計画の目標等	8
V	具体的な取組	11
1	社会復帰に向けた包括的支援体制の整備（千葉県独自の重点課題）	
	『犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進』	
2	個別課題の解決に向けた重点課題	
(1)	県・市町村、国、民間団体の連携強化	31
(2)	社会における居場所の確保	37
(3)	保健医療・福祉サービスの利用の促進	52
(4)	非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施	65
(5)	犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施	75
(6)	民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進	86
VI	計画の推進体制と進捗管理	94
	【資料編】	95

<コラム>

千葉県における地域再犯防止推進モデル事業	9
千葉県独自の取組【中核地域生活支援センター】	12
東京矯正管区のご紹介【東京矯正管区】	15
更生保護の実施機関【千葉保護観察所】	16
支援の輪【千葉刑務所】	30
関東更生支援ネットワークのご紹介【東京矯正管区】	32
刑事政策総合支援室における再犯防止の取組【千葉地方検察庁】	36
【更生保護法人 千葉県更生保護助成協会】	42
【認定特定非営利活動法人 千葉県就労支援事業者機構】	43
ガンバの会の取組【自立準備ホーム】	46
千葉県婦性会【更生保護施設】	48
再犯防止推進における居住支援法人の役割	50
千葉県宅建協会について【(一社)千葉県宅地建物取引業協会】	51
【千葉県地域生活定着支援センター】	57
千葉県における取組【児童相談所】	68
【千葉県BBS連盟】	71
非行少年を生まない社会づくりの推進について【千葉県警察】	74
【八街少年院】	77
地域とつながり 地域につなげる【千葉少年鑑別所】	78
『ほっとけない』の精神で【千葉県更生保護女性連盟】	80
私たちは困っている人の味方です【千葉県弁護士会】	85
保護観察所と二人三脚【千葉県保護司会連合会】	88
市町村の取組について【千葉市】	93

I 計画の概要

1 計画の策定趣旨・目的

誰もが安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした人等が再び犯罪をすることがないように、社会全体で再犯防止に向けた取組を行う必要があります。

これまで、再犯防止の取組は主に刑事司法機関が施策として行ってきましたが、犯罪をした人等の課題は、就労、住居、保健・医療、福祉等多岐にわたっており、再犯防止を推進するためには、刑事司法機関や警察のみならず、県、市町村、民間団体等、そして県民の皆様の御理解・御協力を得ながら地域社会が一丸となって取り組む必要があることから、その取組指針として「千葉県再犯防止推進計画」を策定します。

2 計画の基本理念

2016 年（平成 28 年）12 月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進法」という。）の基本理念のもと、犯罪や非行をした人たちも様々な生きづらさを抱えた「ひとりの県民」とであると理解し、その人が社会で孤立することなく県民の協力を得て地域で支えられながら円滑に社会復帰することを通じて、「県民が受ける犯罪被害の防止」や「安全で安心して暮らせる社会の実現」を図ります。

また、再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした人等がその責任を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること、並びに自ら社会復帰のための努力をしていくことが重要であるとの認識の下に、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害することのないよう、犯罪被害者等に対する十分な配慮をもって行うものとし、その上で犯罪をした人等を地域社会の一員として迎え、支え合うことにより、「誰もが暮らしやすい千葉県づくり」を推進します。

3 計画の位置づけ及び対象者

「千葉県再犯防止推進計画」は、再犯防止推進法第 8 条第 1 項の規定に基づく地方再犯防止推進計画と位置づけます。

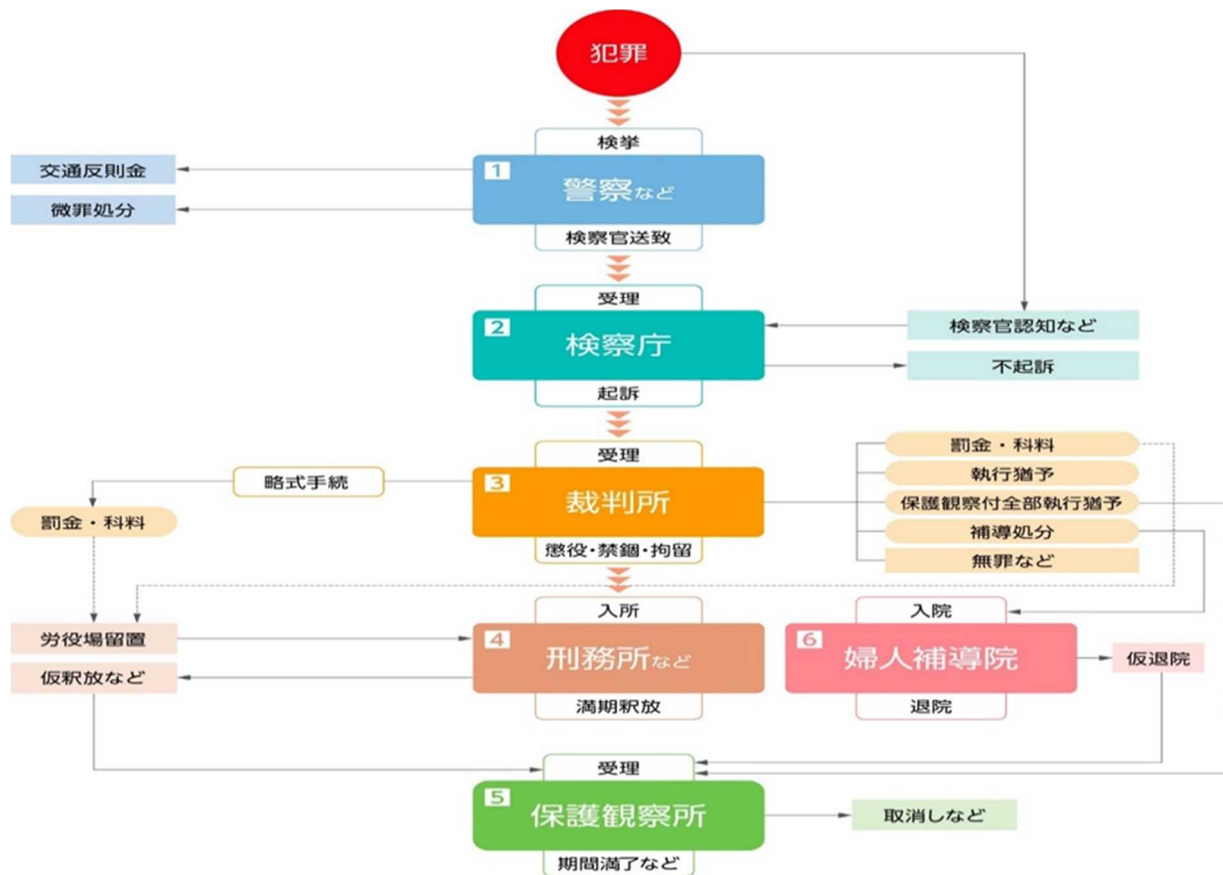
また、本計画の対象者は、同法第 2 条第 1 項の規定に基づき「犯罪をした人等（犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人をいう。）」とし、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）に収容されている人や保護観察対象者のほか、微罪処分となった人、起訴を猶予された人、罰金・科料となった人、刑の全部の執行を猶予された人を含むものとします。

4 計画の期間

2021 年度（令和 3 年度）から 2025 年度（令和 7 年度）の 5 年間とします。

《参考》（出典：令和2年版再犯防止推進白書）

1 成人による刑事事件の流れ



① 警察など

警察等が犯人を検挙して必要な捜査を行った事件は、原則として全て検察官に送致されます。

② 検察庁

検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか不起訴にするかを決めます。また、検察官は、自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもあります。

③ 裁判所

裁判所は、公開の法廷で審理を行い、有罪と認定した場合は、死刑、懲役、禁錮、罰金等の刑を言い渡します。また、その刑が3年以下の懲役・禁錮等の場合は、情状によりその執行を全部又は一部猶予したり、更にはその猶予の期間中、保護観察に付することもあります。

なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもあります。

④ 刑務所など

有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行されます。懲役、禁錮、拘留は、原則として刑務所等の刑事施設で執行されます。刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。

なお、罰金や科料を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。

⑤ 保護観察所

受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は仮釈放の期間中、保護観察に付されます。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け判決が確定した人も、猶予の期間中は保護観察に付されます。

保護観察に付された人は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

⑥ 婦人補導院

売春防止法違反で補導処分となった成人の女子は、婦人補導院に収容され、仮退院が許可されると保護観察に付されます。

○ 弁護士

弁護士は、弁護人として、犯罪の疑いをかけられた被疑者（捜査の対象となった起訴される前の人）や被告人（起訴され刑事裁判の対象となった人）の弁護を行います。弁護人は、被疑者や被告人が更生するための環境調整を行うことがあります。

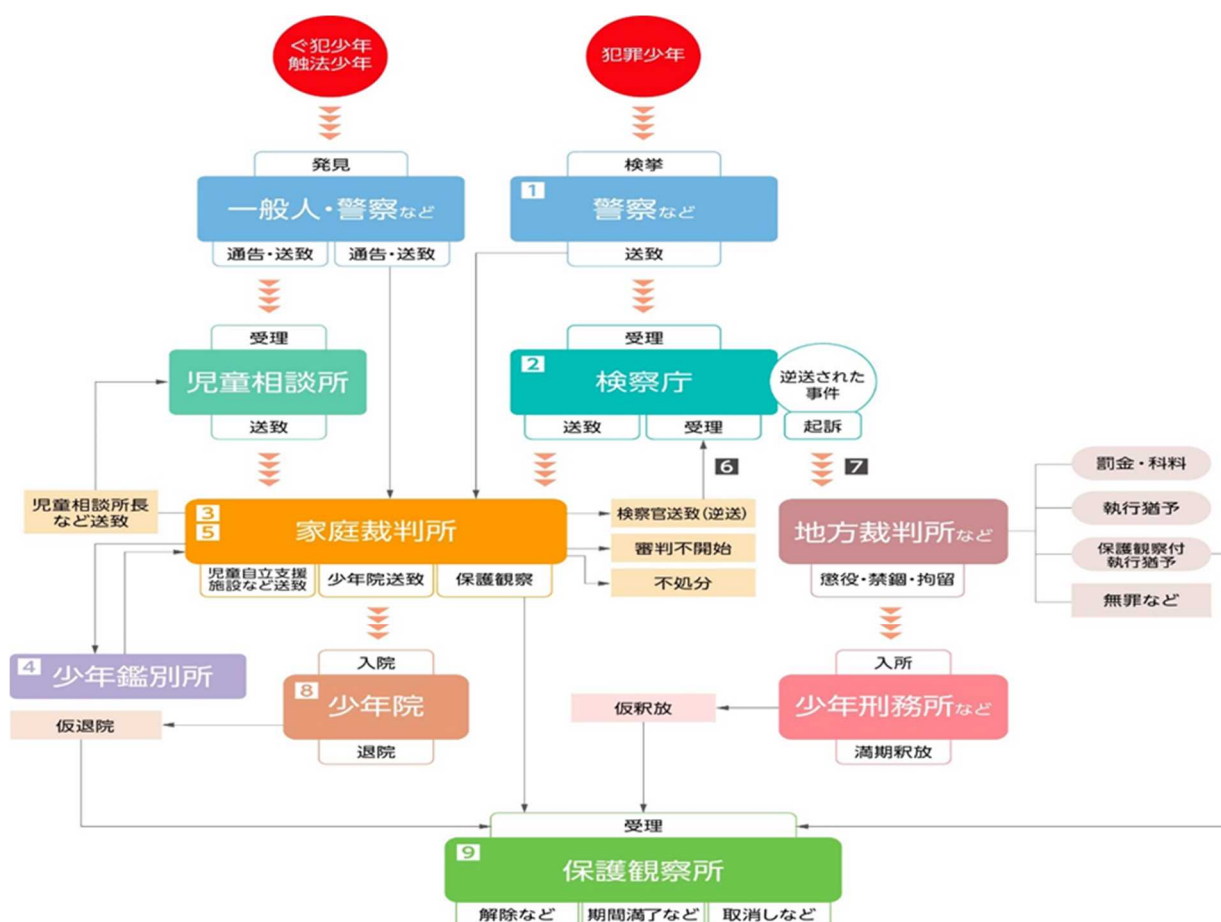
「起訴猶予（不起訴）、全部（一部）執行猶予」とは

「不起訴処分」とは、検察官が、犯人を裁判にかけないと判断した場合の処分です。「不起訴処分」には、犯罪を立証する証拠が不十分な場合の「嫌疑不十分」、証拠が十分でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重、情状（犯行の動機、犯人の反省等、処分を決める上で参考となる事実）等を考慮して起訴を必要としないと判断した場合の「起訴猶予」、犯人が精神上的障害により是非善悪を判断できない等のため、責任能力が認められない場合の「心神喪失」等があります。

「刑の全部執行猶予」とは、有罪判決に基づく刑の執行を一定期間猶予し、その期間内に再度罪を犯さないで、無事経過したときは、刑罰権を消滅させる制度です。刑法第 25 条に定められています。

「刑の一部執行猶予」とは、前に禁錮以上の刑に処されたことがない等の一定の要件を満たしている人が、3 年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、刑期の一部を実刑とするとともに、1 年以上 5 年以下の期間、その残りの刑期を猶予することにより、社会内において更生を図り、再犯防止・社会復帰を促すことを目的とした制度です。刑法第 27 条の 2 に定められています。

2 非行少年に関する手続の流れ



① 警察など

警察等が罪を犯した少年を検挙した場合、捜査を遂げた後、原則として事件を検察官に送致します。

② 検察庁

検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、ぐ犯（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があって、保護する必要性が高いことをいう。）等で家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致します。

③ 家庭裁判所

家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質や環境等について調査を行ったり、少年を少年鑑別所に送致して鑑別を行ったりします。

④ 少年鑑別所

少年鑑別所は、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づき、少年の鑑別を行い、その結果は家庭裁判所に提出されます。

また、少年鑑別所は「法務少年支援センター」という名称で地域社会における非行及び犯罪に関する各種の相談・助言、情報提供等も行っています。（こうした取組を「地域援助」

と言います。)

⑤ 家庭裁判所

家庭裁判所は、事件記録等の調査の結果、審判に付する事由がない又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。

なお、少年審判において、一定の重大事件で非行事実を認定するため必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与します。

上記③の調査や④の鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分には付する必要がないと認める等の場合は、不処分の決定を行い、保護処分に付することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致等の決定を行います。

⑥⑦ 検察官送致、起訴

家庭裁判所は、審判の結果、死刑、懲役、又は禁錮に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致します。

なお、16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合、その事件は原則として検察官に送致され、事件送致を受けた検察官は、原則、起訴しなければならないとされています。

⑧ 少年院

少年院送致となった少年は、第1種、第2種又は第3種のいずれかの少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受けながら更生への道を歩みます。

⑨ 保護観察所

家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院からの仮退院が許された場合等においては、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

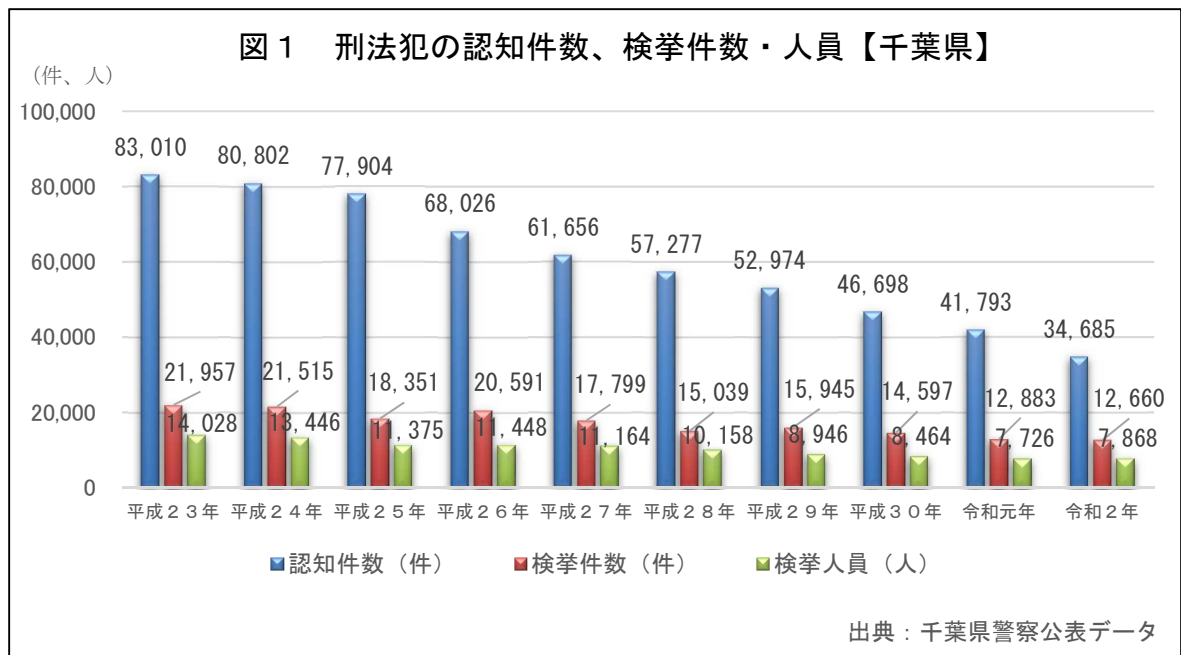
○ 弁護士

弁護士は、弁護人として、犯罪の疑いをかけられた少年の被疑者や被告人の弁護を行うほか、家庭裁判所の調査や審判の対象となった少年の付添人として援助を行います。付添人は、少年が更生するための環境調整を行うことがあります。

Ⅱ 本県における再犯防止を取り巻く状況

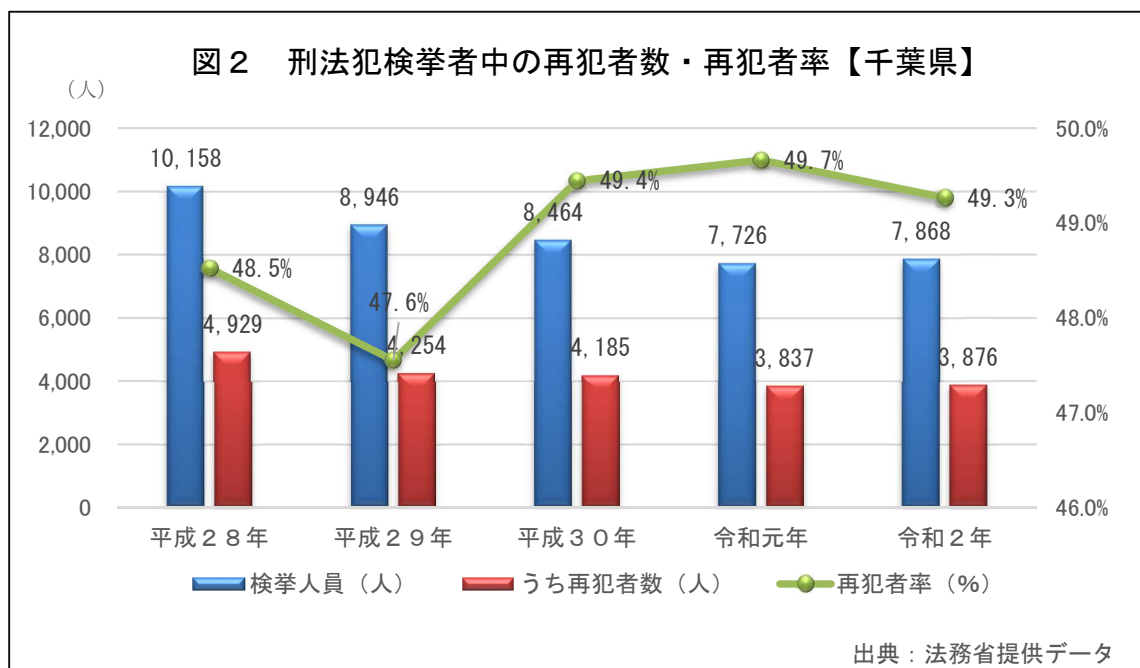
○ 刑法犯の認知件数、検挙件数・人員

本県の刑法犯認知件数は年々減少し、2020年（令和2年）には34,685件と、直近10年で最も多かった2011年（平成23年）の83,010件と比較すると、約60％減少しています。また、そのうち千葉県警察における検挙件数は12,660件で、検挙人員は7,868人となっています。



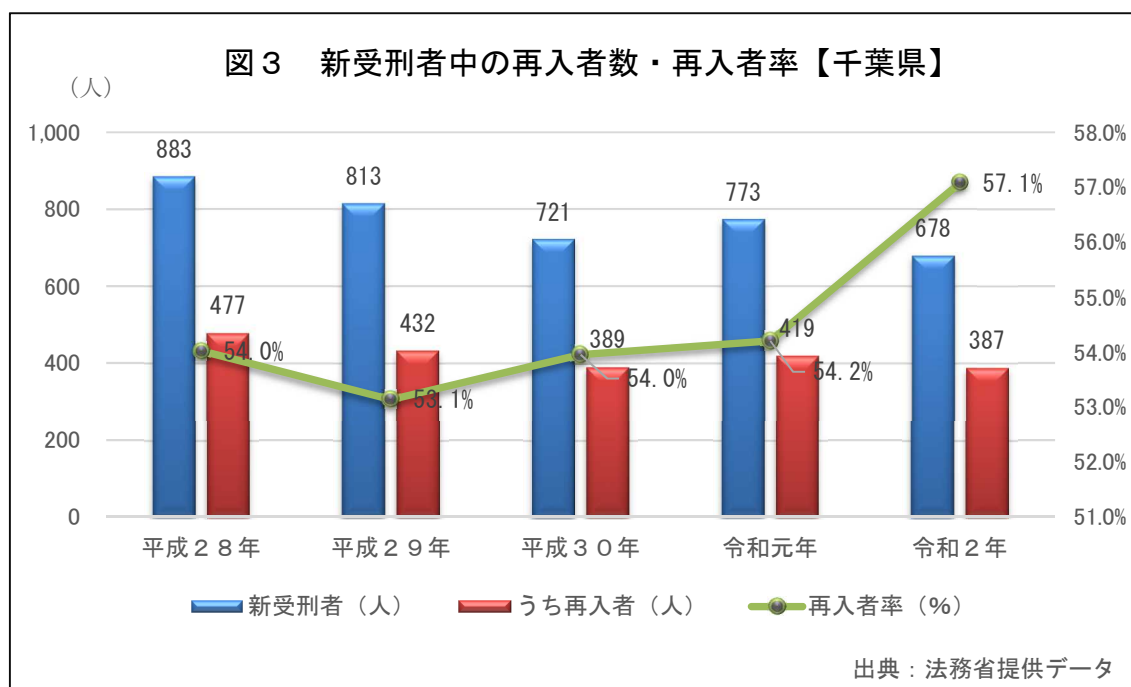
○ 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率

県内の検挙人員は減少傾向にあるものの、再犯者数は検挙人員ほど減少しておらず、再犯者の割合（再犯者率）は5割弱を推移しています。



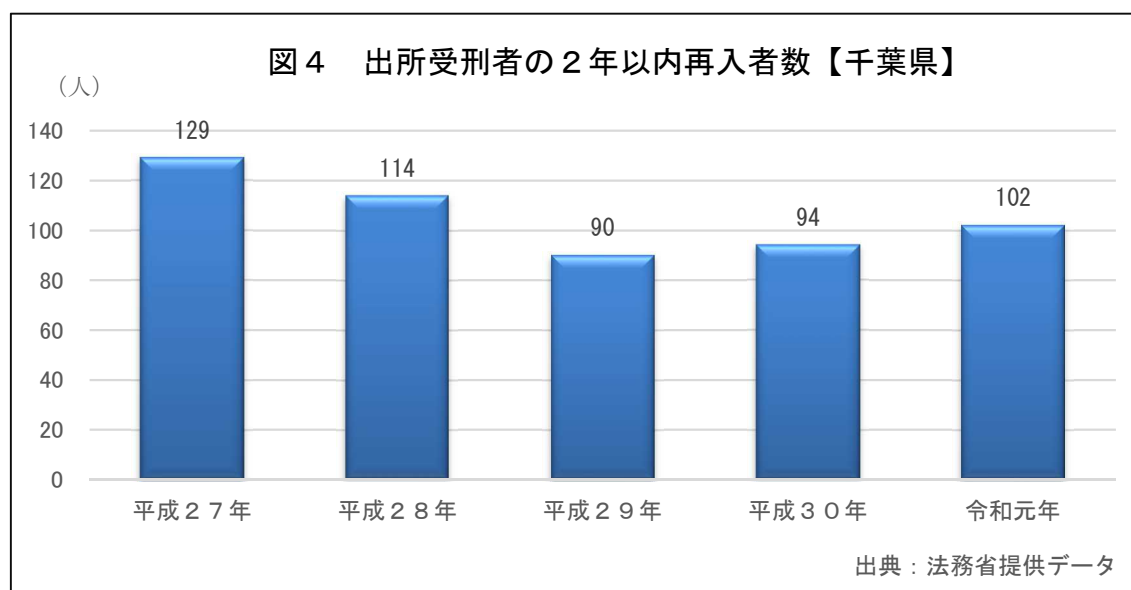
○ 新受刑者中の再入者数・再入者率

刑務所入所者は減少傾向にあるものの、再入所に係る犯行時の居住地が千葉県であった人の割合は50%以上を推移しており、初めて刑務所に入所した人よりも再入者の方が多い状況が続いています。



○ 出所受刑者の2年以内再入者数

出所受刑者の2年以内の再入者であって、再入所に係る犯行時の居住地が千葉県であった人の人数は、出所年ごとにばらつきはありますが、直近5年間の平均は約106人となります。



※ 該当年及び該当年の翌年の再入者数

Ⅲ 重点課題

1 社会復帰に向けた包括的支援体制の整備（千葉県独自の重点課題）

犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進

2 個別課題の解決に向けた重点課題

- (1) 県・市町村、国、民間団体の連携強化
- (2) 社会における居場所の確保
- (3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- (4) 非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施
- (5) 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施
- (6) 民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進

Ⅳ 計画の目標等

犯罪をした人等が抱える様々な生きづらさを解消することが、再び罪を犯すことを防ぐ有効な方策であるとの考えに立ち、県・市町村、国、民間団体が連携し、犯罪をした人等が社会で孤立することなく、地域とつながりを持った生活を再建できるような施策を実施していきます。

また、犯罪をした人等だけでなく、犯罪被害者等を含めた県民生活の平穏を害することのないよう十分に配慮することにより、「県民が受ける犯罪被害の防止」や「安全で安心して暮らせる社会の実現」を果たし、もって「誰もが暮らしやすい千葉県」が実現することを目標とします。

具体的には、6～7ページに記載した「刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率」や「新受刑者中の再入者数・再入者率」「出所受刑者の2年以内再入者数」のデータに加え、個別課題の解決に向けた重点課題の章に記載した、本県（(3)は全国の数値）における以下の数値を改善することにより、目標の達成を図ります。

- (1) 保護観察終了時に無職である人の数・その割合（38ページ記載）
- (2) 協力雇用主数等（39ページ記載）
- (3) 刑務所を満期等出所時に帰住先がない人の数・その割合（45ページ記載）
- (4) 刑法犯検挙人数に占める高齢者の割合（53ページ記載）
- (5) 刑法犯少年の検挙者数、再犯者数・再犯者率（65ページ記載）
- (6) 保護司数・保護司充足率（86ページ記載）
- (7) “社会を明るくする運動” 行事参加人数（90ページ記載）

【千葉県における地域再犯防止推進モデル事業】

千葉県健康福祉部健康福祉指導課

2016 年（平成 28 年）に施行された再犯防止推進法では、国だけではなく、地方公共団体においても、再犯の防止等に関する施策を実施する責務があること（第 4 条第 2 項）や、国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならないこと（第 5 条）が規定されています。

同法が定める責務を果たすため、国は、地方公共団体と連携した地域における効果的な再犯防止対策の在り方について検討することを目的として、2018 年（平成 30 年）から、「地域再犯防止推進モデル事業」を地方公共団体に委託して実施することとし、千葉県では 2018 年から 3 年間、このモデル事業を受託しました。

千葉県が同事業を受託する経緯については、11 ページから始まる「Ⅴ 具体的な取組」の「1 社会復帰に向けた包括的支援体制の整備（千葉県独自の重点課題）」における【現状認識と課題等】で詳しく説明しますが、国や県がこれまで実施してきた取組だけでは、矯正施設を出所・出院後、社会的な支援が必要であったにもかかわらず、適切な支援につなげることができず、地域でこぼれ落ちてしまう人が存在することを認識し、効果的な再犯防止対策が必要との結論に至ったことが契機となっています。

千葉県におけるモデル事業の概要は次ページの図のとおりです。3 年間の事業の中で特に注力した取組は、「社会復帰に向けた包括的支援体制」の検討・実施・効果検証等です。具体的には、出所・出院後、何らかの支援が必要と認められる人が矯正施設に在所・在院中から、その支援ニーズを代弁し地域の支援機関とのコーディネートを行う相談支援機関等が介入し、出所・出院後、直ちに生活支援に移行できる体制の構築を目指し、1 年目は現状の調査と体制の設計、2 年目は連携する刑事司法関係機関を県内に限定して支援を実施し、3 年目は連携する機関を東京矯正管区内（具体的には、同管区内の矯正施設）に拡げて支援を継続してきました。その結果、3 年目には前橋、栃木、黒羽、府中、横浜、長野、水戸、川越少年の 8 刑務所から計 17 件の支援要請があり、モデル事業完了時点での処理状況は、支援介入 11 件、本人辞退 3 件、未処理 3 件となっています。また、支援介入した 11 件のうち 10 件はその後、地域支援へ移行することができました。

地域再犯防止推進モデル事業は、2021 年（令和 3 年）3 月をもって完了となりましたが、「社会復帰に向けた包括的支援体制」を構築する中で把握することができた課題や問題を検証し、体制を整備した上で、モデル事業完了後も県単独の事業としてこの取組を継続して実施するとともに、千葉県の再犯防止施策の柱と位置付けたところです。

本計画においても、この取組は重点課題の中でも特に重きを置き、他の取組と項を分け、より詳細に記載しています。

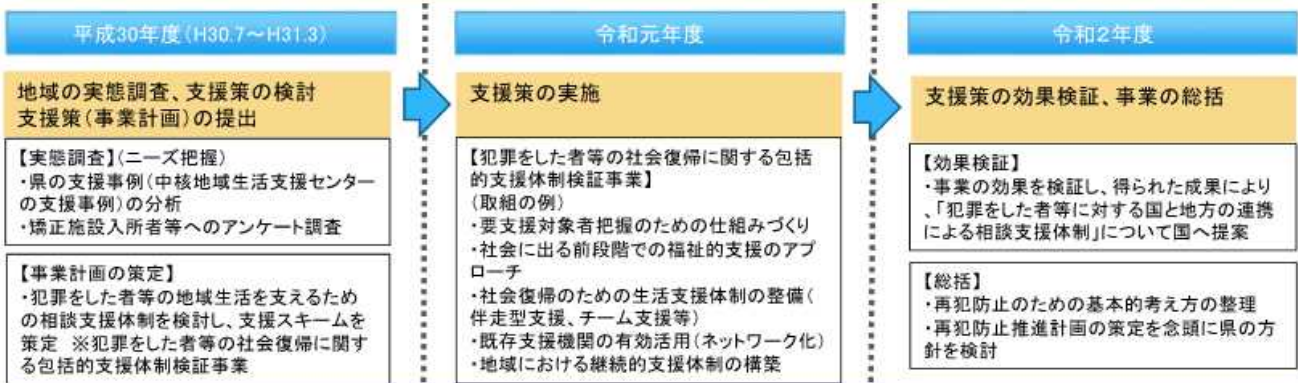
千葉県地域再犯防止推進モデル事業（3 か年事業）

○平成29年に国が策定した「再犯防止推進計画」を踏まえて実施される、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策のあり方を検討する「地域再犯防止推進モデル事業」（法務省新規事業）へ応募

千葉県独自の取組として実施している「対象者を限定しない分野横断的な総合相談支援機関」である中核地域生活支援センター事業の実績報告によれば、犯罪をした者を対象とした支援事例が年間数十件に及んでいる。

これら現在の更生保護施策のもとにおいてもそのニーズを把握しきれず、「地域にこぼれ落ちる者」の再犯の防止に資するため、矯正施設出所後の地域生活支援体制の構築が必要（国、県、地域のネットワークによる切れ目のない生活支援の必要性）

犯罪をした者等が矯正施設等の出所後から、安定した地域生活を送ることができるまでの国、県、地域のネットワークによる生活支援のあり方を検討し、得られた成果をもとに国への提案の実施及び計画策定に向けた県方針を決定



3か年通期の事業推進体制（千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会）

千葉保護観察所、千葉地方検察庁、矯正施設（千葉刑務所、八街少年院）、更生保護施設（千葉県更生会）、自立準備ホーム、千葉県保護司会連合会、千葉県就労支援事業者機構、中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、千葉県宅地建物取引業協会、市町村（千葉市、船橋市、柏市）、学識経験者（大学教授）、千葉県医師会、千葉県弁護士会、県（健康福祉指導課、雇用労働課、住宅課）、千葉県警察本部

千葉県地域再犯防止推進モデル事業

（犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制検証事業）



V 具体的な取組

1 社会復帰に向けた包括的支援体制の整備(千葉県独自の重点課題)

『犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進』

【現状認識と課題等】

千葉県では、2010 年（平成 22 年）10 月から、厚生労働省所管の地域生活定着促進事業による地域生活定着支援センター事業に取り組み、保護観察所からの依頼により、犯罪をした人等であって、矯正施設を出所・出院後、地域において、直ちに介護保険制度による給付や障害福祉サービスの提供等を受ける必要があると認められる人に対して、これらの福祉サービスを受けるための支援に取り組み、大きな成果をあげています。

一方、2004 年（平成 16 年）から千葉県独自の取組として実施している「対象者を限定しない分野横断的な総合相談支援機関」である中核地域生活支援センター事業の実績報告によれば、犯罪をした人等を対象とした支援事例が年間数 10 件に及んでおり、例えば、高齢であっても要介護度の低い人や、障害が疑われるが障害に対する自認や受容が十分でない人等、社会復帰に当たり、直ちに介護保険制度による給付や障害福祉サービスの提供等を受けることにはなじまないものの、日常生活を営む上で何らかの支障があり、福祉的な支援を必要とする人が少なからず存在していることが判明していました。

中核地域生活支援センター（以下、「中核センター」という。）は、福祉的支援が必要な人に対して、対象者・課題の種別を限定しないアウトリーチ型の支援を行うことを目的として県が設置する相談支援機関であり、犯罪や非行をした人も支援の対象としています。

また、中核センターは、課題解決のための受け皿機関ではなく、本人の困りごとと社会資源をつなぐ寄り添い型のコーディネート機関です。

このため、中核センターが感じる支援を必要とする対象者像の中には、そもそも自分の課題を認識していなかったり、認識はしているものの、自分の力だけでは支援機関につながるこのできない人や、その課題が明確でないために、課題の解決に資する社会資源にたどり着くことが、支援機関の側の事情も含め相当に困難であり、結果として孤立してしまう人等も含まれます。

一般に、地域生活を営んでいる要支援者は、親戚・知人、地域の福祉関係者、行政機関等、様々なチャンネルを通じて必要な支援につながることができますが、矯正施設出所・出院者は、地域とのつながりが途切れた状態で社会に復帰することから、生活支援が必要であっても本人と生活支援をつなぐチャンネルが存在しないため、本人に一定

程度の相談能力がない限り、捕捉が困難であることが想定されます。

このため、これらの人の支援ニーズを把握し、安定した地域生活を送ることができるよう支援するためには、これらの人が地域に出る前、矯正施設に在所・在院している間に支援ニーズの有無を把握し、何らかの支援が必要と認められる人がいた場合には、在所・在院中に、中核センターのような機関（本人の支援ニーズを代弁し、地域の支援機関との間でコーディネートを行う）が介入し、出所・出院後、直ちに生活支援に移行できる体制を構築することが必要であるとの結論に至りました。

そのため、2018 年度（平成 30 年度）から実施した地域再犯防止推進モデル事業における取組をもとに、「犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援体制」の整備を本計画の柱として位置づけることとしました。

千葉県独自の取組【中核地域生活支援センター】

千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会 会長
中核地域生活支援センター長生ひなた 所長 渋沢 茂

中核地域生活支援センターは、2004 年（平成 16 年）に定められた第 1 次千葉県地域福祉支援計画の作成の過程で構想され、千葉県独自の福祉の総合相談機関として、子ども、障害者、高齢者等、誰もがありのままに、その人らしく暮らすことができる地域社会の実現のために設置されました。

現在、千葉県内の広域福祉圏（保健所の所管区域）ごとに 13 か所設置されており、公募により圏域ごとに選考された社会福祉法人や N P O 法人が、県と委託契約を結んで業務を行っています。

業務の内容は、制度の狭間や複合的な課題を抱えた方等、地域で生きづらさを抱えた方に対して、24 時間 365 日体制で、分野横断的に、包括的な相談支援を行うこと。地域の関係機関との連携を図り、地域課題を共有する地域づくり、権利侵害への対応、市町村や相談支援機関等のバックアップを行うことです。

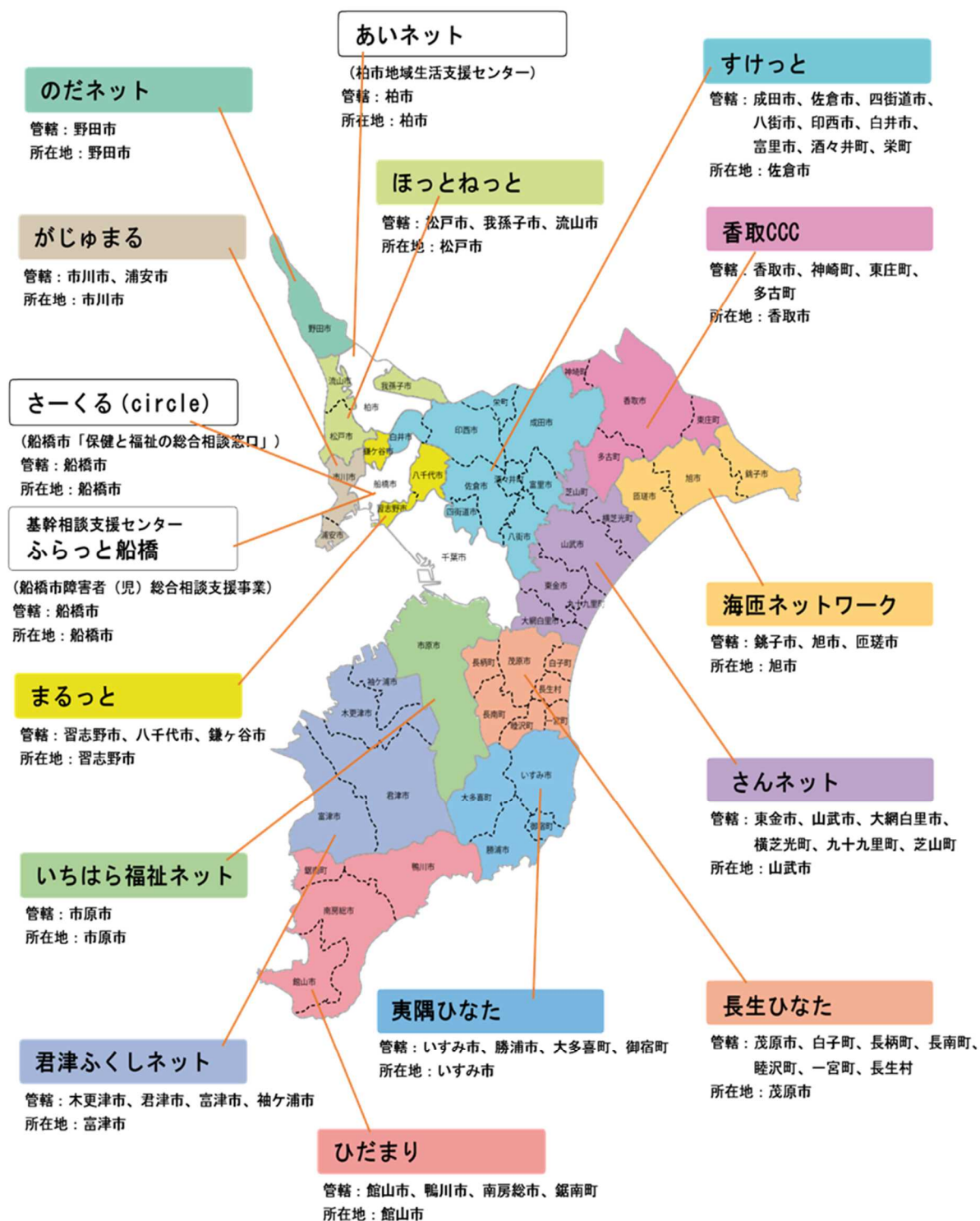
2020 年度（令和 2 年度）の 13 センターの総相談件数は約 83,000 件です。1 センターあたりにすると毎月 500 件以上の相談がありました。毎日何回も電話を下さる統合失調症のお婆さん、養護施設を卒園した若者、車上生活を続けるお婆さん、障害のあるご夫婦の子育てのお手伝い等々、相談の内容は多岐にわたります。夜間に救急車で病院に搬送される方にお付き合いすることもあります。ひきこもりの方のご自宅への訪問を数年間続けている職員もいます。

中核地域生活支援センターの活動をする上で心がけているのは次のようなことです。断らない、まずは動くこと。地域の関係者との関係性を重視すること。迷った時は弱い人の立場に立つこと。結論を急がないこと。正解を求めないこと。地域をつくることを考えること。

このような活動の一環で、刑余者の方とのお付き合いをさせていただいています。

千葉県中核地域生活支援センター等一覧

柏市の「あいネット」、船橋市の「さーくる (circle)」は、各市の自立相談支援事業です。
船橋市の「ふらっと船橋」は、障害者総合支援法にもとづく基幹相談支援センターです。



【具体的な取組】

1 支援体制の概要

(1) 実施主体

支援体制の実施主体（支援の実施者）は、国及び県とします。

解 説

矯正施設を出所・出院する人は、矯正施設に在所・在院中に住民票が職権削除されている可能性が高く、実際に、モデル事業において千葉県が支援した人（成人）については、ほとんどの人が住民票を職権削除されていました。

一般に基礎自治体（市町村）がその行政サービスの対象とする人は、当該市町村に居住している人（住民登録の存する人）であると解されるところ、居住地がない又は明らかでない犯罪をした人等への支援を、直ちに基礎自治体に委ねることは困難であるため、帰住先の選定を含めた支援を行う地域生活定着促進事業と同様、支援の実施主体としては、国及び県が担うことが妥当だと考えます。

(2) 支援対象者

東京矯正管区内の矯正施設を出所・出院し、千葉県に帰住を希望する人としてします。

解 説

本計画における支援対象者には、矯正施設出所・出院者のほか、保護観察対象者、微罪処分となった人、起訴を猶予された人、罰金・科料となった人、刑の全部の執行を猶予された人を含みますが、「犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援」では、モデル事業を踏襲し、支援対象者を「矯正施設出所・出院者」に限定することとしました。

なお、今後、本計画に基づく支援を行っていく中で、矯正施設出所・出院者以外の人等への支援のあり方についても検討をしていきます。

東京矯正管区のご紹介【東京矯正管区】

千葉県にお住まいの皆様、こんにちは。東京矯正管区です。

「どうして千葉県の再犯防止推進計画に東京の組織の紹介が載ってるの？」とお思いの方も、もしかしたらいらっしゃるかもしれません。

私たち東京矯正管区は、関東甲信越・静岡地域に所在する矯正施設を所管する法務省の地方機関です。矯正管区は、ほかにも札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松、そして福岡に所在し、それぞれのブロックを所管している「中間管理職」的な立場の機関になります。

そんな東京矯正管区の所在地は東京都、ではなく、実は埼玉県のさいたま新都心にあります。合同庁舎に 100 名弱の矯正職員が勤務し、管内の刑務所、少年院、少年鑑別所等約 70 庁の適正な管理・運営のため、日夜働いています。

そして東京矯正管区には、矯正施設の管理・運営のみならず、矯正施設に入っている罪を犯した人たちと、彼らを雇用していただける事業主の皆様とのマッチングを支援する「コレワーク関東」や、地域の皆様と矯正施設をつなぐ架け橋となるべく、地方公共団体や民間団体の皆様と連携する「更生支援企画課」等、対外的な活動をしている部門も存在しています（このコラムを執筆しているのも更生支援企画課の職員です！）。

千葉県の皆様とは、この再犯防止推進計画においても詳しく記載されている「犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進」に関して、矯正側の窓口として 2018 年（平成 30 年）から連携をさせていただいております。

罪を犯した人たちは、刑務所や少年院を出たのち、必ず地域に戻っていきます。彼らの再犯を防ぐには、何よりも地域の皆様の御理解（彼らの更生を見守る温かい眼差し）と御協力（時に彼らの更生を後押しする温かい手）が重要です。今後ともよろしく願いいたします。



東京矯正管区があるさいたま新都心合同庁舎 2 号館（外観）

更生保護の実施機関【千葉保護観察所】

犯罪や非行をした人たちが、社会の中で自立し改善更生することによってその再犯を防ぐ制度を総称して「更生保護」と言い、この更生保護を実施するのが法務省の地方機関である保護観察所です。保護観察所では、家庭裁判所や裁判所で保護観察に付すことを決められた人や、刑務所や少年院から仮釈放になった人を対象とする「保護観察」のほかに、「生活環境の調整」「更生緊急保護の措置」「犯罪予防活動」等を行っています。そして、保護観察の指導においては、犯罪被害者の方から心情等をお聞きして、加害者である保護観察中の人に伝達して指導助言をするといった、犯罪被害者の方の視点を取り入れた指導も行っています。

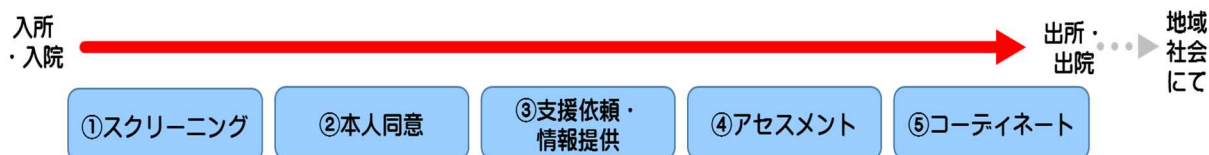
千葉保護観察所では、2020年(令和2年)の1年間に約2,500件の保護観察、約3,200件の生活環境の調整を行いました。保護観察の実施に当たっては、一人一人が抱える課題に応じて様々な取組を行っています。例えば、薬物依存症の問題を抱える人に対して、グループワークで専門的なプログラムを実施し、そこには千葉県精神保健福祉センター等にも助言者として参加していただいています。また、社会に役立つ体験を通じて人の役に立てるといった感情や社会のルールを守る意識を育むよう、保護観察中の人々が保護観察官や更生保護ボランティアと一緒に地域の福祉施設等の清掃作業を行ったりする社会貢献活動を、県内15か所で行っています。

地域社会の中での立ち直りを支援する更生保護は、保護観察所だけで行うことは難しく、更生保護法人や保護司、更生保護女性会員、BBS会員、協力雇用主等、地域社会で生活している更生保護ボランティアに支えられ、地方自治体や地域社会の民間の皆さんの理解と協力をいただくことで成り立っています。

なお、刑事事件の手続きの流れの中で、重大な他害行為を起こしているものの、心神喪失又は心神耗弱により不起訴又は刑が減刑された人については、保護観察所に配置された社会復帰調整官が、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づいて対応しています。



(3) 支援体制の流れ



① スクリーニング

矯正施設に在所・在院中で、出所・出院後に地域の福祉関係機関の支援を受けることが望ましいと思われる人のうち、特別調整及び特別調整に準じた一般調整の対象とならなかった人を矯正施設が選定。

② 本人同意

県や支援関係機関による支援を受けること、矯正施設から県や支援関係機関へ個人情報提供されることについて、要支援対象者から同意を取得。

③ 支援依頼・情報提供

本人からの支援要請を基に、矯正施設から県へ支援依頼及び個人情報の提供。

④ アセスメント

矯正施設職員（福祉専門官等）同席のもと、県職員や中核センター等の相談支援機関職員が、矯正施設内で支援対象者と面接し、本人意向の把握と支援方針の決定を本人とともに実施。

⑤ コーディネート

支援方針に基づき、中核センター等が本人の支援ニーズに応じて同行支援を行う等、地域の支援関係機関や制度につなげるためのコーディネートや、地域の支援関係機関等による本人支援のためのネットワークの構築を行い、地域支援に移行。

「特別調整・特別調整に準じた調整（一般調整）」とは

「特別調整」も「一般調整」も、福祉の網から漏れることで犯罪を繰り返してしまうという悪循環をなくすため、矯正施設を釈放になった後、速やかに福祉サービスを受けられるようにするための取組です。

具体的には、「特別調整」では、高齢又は障害があるものの、帰る先がない受刑者に対して、法務省の機関である矯正施設と保護観察所が、厚生労働省の事業として各都道府県に設置した地域生活定着支援センターと連携して、出所後、速やかに必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるように調整を行います。

「一般調整」では、保護観察所が行っている生活環境の調整において、帰る先が確保されているものの、高齢又は障害により、出所後、福祉サービスを受ける必要がある場合に、保護観察所が地域生活定着支援センターに依頼して、その調整を行います。

2 支援体制の詳細

(1) 【スクリーニング】（矯正施設における支援対象者の選定）

① スクリーニングの対象者

地域の福祉関係機関の支援を受けることが望ましいと思われる人であって、特別調整及び一般調整の対象とならなかった人（地域生活定着支援センターの支援対象とならなかった人）とします。

解 説

支援対象者の選定に当たっては、矯正施設等に入所する全ての人をスクリーニングの対象としますが、既存制度との重複を避けるため、特別調整及び一般調整の対象者については、スクリーニングの対象から除きます。

（想定する具体的な対象者） 刑務所受刑者、労役場留置者、少年院在院者

② スクリーニングの実施者

矯正施設職員（福祉専門官等）とします。

解 説

スクリーニングを実施する人としては、矯正施設の福祉・心理等の専門職が担当します。ただし、これら専門職が対象者と接する機会は短時間に限られることが想定されるため、実施に当たっては、対象者の処遇に当たる他の矯正施設職員の協力も得ながら実施します。

③ スクリーニングの時期

成人は入所時から出所日の6月前まで、少年は入院時から随時とします。

解 説

- ・成人のスクリーニングの時期は、対象者の刑期によりそれぞれ異なることが想定されますが、福祉機関側による支援構築のための日数を確保するため、原則として出所日の6月前までに実施します。
- ・少年については、入院期間の定めがないため、入院後適切な時期に実施します。
- ・事後に状況変化があった場合は、あらためてスクリーニングを実施します。（予定していた帰住先を喪失した場合等）

④ スクリーニングの実施方法

出所・出院後の社会復帰に向けた何らかの生活支援を必要とする人を、次の機会を捉えて選定します。

- ア 刑執行開始時調査時
- イ 生活環境調整時
- ウ 福祉専門官等による個別面談時

解 説

- ・選定に当たっては、上記の面談等、特別な状況の下での対象者の主訴や状況だけではなく、作業や余暇時等、日常生活上でのつまずきも考慮に入れることが重要です。（対象者の処遇に当たる他の矯正施設職員からの情報を加味）
- ・対象者に対する面談は、上記の機会等を捉えて複数回行われることが望ましいです。
- ・裁判や審判で弁護士から提出された「更生支援計画書」等の情状に関する証拠や報告書（環境調整の成果）等には、刑（保護処分）執行開始時の調査のみでは必ずしも把握できない成育歴や事件背景、本人の持つ課題、裁判・審判段階の更生支援の成果等が記載されている場合があることから、裁判・審判後の処遇に活かせるよう矯正施設に引き継ぎ、選定の際の参考とします。
- ・刑事施設の福祉専門官等が、同計画を作成した司法ソーシャルワーカーと情報を共有することにより、入所段階における本人の状況をより正確に把握できる場合もあることにも留意します。

「生活環境の調整」とは

「生活環境の調整」とは、犯罪や非行をして矯正施設に収容されている段階から、保護観察官や保護司が、本人が希望する住居地、引受人、就業先等の帰住環境を調査し、社会復帰の妨げとなっている問題点を整理・解消し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることです。この調査・調整の結果に基づき、保護観察所長は、調査・調整した住居に帰ることの可否についての意見を付して、地方更生保護委員会と矯正施設に通知します。そしてその結果は、仮釈放等の審理、矯正処遇、釈放後の保護観察に活用されます。

矯正施設に収容されている人が千葉県に帰ることを希望し、県内の住居を帰住地として調整している生活環境調整事件は、2020年（令和2年）の実績として年間約3,200件でした。

⑤ 判断基準

高齢や障害に限らず、地域社会の福祉関係機関等により、何らかの支援を受けることが望ましいと思われることを基準とします。

【判断基準の例示】

- ・帰住先の状況（受入先なし、家族等の受入れが難しい 等）

- ・ 各種障害の有無（手帳の有無ではなく、生活能力上や社会との関係性構築上の支障）
- ・ 経済的困窮状況（無職、無収入、有債務）
- ・ 医療受診の必要性（未受診、受診継続の必要性）

解 説

- ・ 上記の「判断基準の例示」は選定の際の着眼点であり、選定の対象要件ではありません。これらの項目等に着眼し、総合的に勘案した結果、出所・出院後の日常生活を営む上で「何らかの支援を受けることが望ましい」と矯正施設の職員が判断した人を対象とします。
- ・ 各種障害の有無については、障害が境界域又は有無が明確ではないものの、何らかの生きづらさや対人関係の不安等を抱える人や、本人の性格傾向、資質等により、社会適応に困難を有する人等を含みます。
- ・ 帰住先が明確であっても、家族内の関係性に課題を有していたり、家族自身が何らかの支援を必要とする場合もあることから、そうした観点にも留意します。

（２）【本人同意】（司法機関による個人情報の提供及び福祉機関による支援の受け入れに関する同意の取得）

① 同意を働きかける人

矯正施設職員（福祉専門官等）

解 説

同意を働きかける人としては、福祉的視点を持った矯正施設の福祉・心理等の専門職が担当します。

② 同意取得の時期

- ・ 成人はスクリーニング終了後、出所日の６月前まで
- ・ 少年はスクリーニング終了後、随時

解 説

- ・ 成人のスクリーニングの時期は、対象者の刑期によりそれぞれ異なることが想定されますが、福祉機関側による支援構築のための日数を確保するため、原則として出所日の６月前までに実施します。
- ・ 少年については、入院期間の定めがないため、入院後適切な時期に実施します。

③ 支援内容の説明

- ・ 支援リーフレット（後掲）を使用
- ・ 円滑な社会復帰のための支援である旨を説明

- ・心配事の相談に応じる旨を説明

解 説

- ・対象者は、スクリーニングの結果、高齢や障害に限らず、何らかの支援を受けることが望ましいと思われる人であることから、一般的な説明では十分な判断や理解に困難を伴うことを考慮し、対象者の特性や障害の程度に応じた適切な説明を行うとともに、繰り返しの説明を行います。（後掲の支援リーフレットを活用）
- ・本取組の支援内容は、本人意向の実現に向けた直接的なサービスの提供ではなく、適切な福祉的サービスを受けるためのコーディネートであり、「本人と一緒に考えていくもの」「本人意思の代弁者となるもの」であることを適切に説明します。

《支援リーフレット》

左：表 右：裏



④ 個人情報の取扱いの説明

- ・同意書に沿って説明
- ・円滑な社会復帰に向けた福祉サービスや社会生活における支援を受けるため、自身の人定事項や生育歴、刑事処分歴等や心身の状況、釈放日等の個人情報が、地方公共団体、福祉関係機関、福祉施設等に提供されることを説明

解 説

個人情報は、対象者本人の支援に必要な範囲内で提供され、その他の目的に使用されることはありません。

⑤ 同意の取得（本人意思の確認）

- ・支援リーフレットの徴収
- ・同意書の徴収

解 説

- ・同意は、本人の意思を十分尊重した上で、適切な働きかけの下に行います。
- ・未成年の場合は、保護者の意向を考慮するとともに、本人の権利擁護にも配慮します。

(3) 【支援依頼・情報提供】(矯正施設から千葉県への支援依頼・情報提供)

① 矯正施設から千葉県への支援依頼

- ・(2) ⑤で徴収した支援リーフレットによる本人からの支援依頼に基づき、矯正施設から千葉県健康福祉部健康福祉指導課あてに、支援を依頼
- ・支援依頼に当たっては、徴収した支援リーフレットの原本を依頼文書に添付

解 説

- ・県は、支援依頼書の内容を確認し、支援が適当と判断した場合は、別に定める「矯正施設入所者等に対する相談支援オブザーバー委嘱要領」(令和3年4月30日時点)に基づいて知事が委嘱した相談支援オブザーバーに対し、矯正施設における面談等への派遣を要請します。
- ・なお、派遣要請に当たっては、適宜、中核地域生活支援センター連絡協議会等と協議し、支援対象者の帰住希望地等を考慮した上で、適切な選任に努めるものとします。

② 矯正施設から千葉県への個人情報の提供

- ・矯正施設の福祉専門官等は、(2) ⑤で徴収した同意書に基づき、支援対象者に係るフェイスシート及びライフヒストリー(後掲)(令和3年4月30日時点)を作成
- ・(3) ①の支援依頼に当たっては、作成したフェイスシート及びライフヒストリーを依頼文書に添付

解 説

- ・今後のアセスメントで本人意向を的確かつ効率的に把握するためには、アセスメントを行う専門職が本人について詳細な情報を認識していること、また、本人と被害者の意向・利益の適切な利害調整を福祉機関側が行うためには、(被害者との関係性等を含む)詳細な情報が必要であることから、東京矯正管区と協議の上、事前に司法機関側から福祉機関側に提供される情報を記載する書式を、特別調整の書式を参考にして定めました。
- ・フェイスシートには、現在の本人の状況を記入します。本人に必要な支援、使える制度や資源を検討する資料になります。
- ・ライフヒストリーでは、これまでの生活歴を振り返って記入します。本人のこれまでの生活を振り返りながら、これからの生活構築を本人と支援者でイメージします。

フェイスシート

作成日	
所属氏名	

かな 氏名			性別		生年月日 (年齢)				
			男 ・ 女 ・ その他						
矯正施設入所日			満期・ 仮出所		刑名・刑期				
刑期終了 (見込)日					入所度数				
罪名					逮捕地				
犯行概要及び 動機・要因									
住民票所在地									
家族図 (ジェノグラムにより簡易に記載)			家族関係概要						
			本籍						
身元引受人や 出所後に頼れる 人の存在									
趣味：特技									
医療や身体 の 状況	身長		体重		視力	右 () 左 ()	聴力	右 () 左 ()	
	現在症								
	既往症								
	飲酒	あり ・ なし		喫煙	あり ・ なし		賭博	あり ・ なし	
	その他								

刑務所内での 生活状況	知能	I Q相当値＝（ ） CAPAS・WAIS－III ・その他（ ） 年 月 実施		
	衣類着脱	自力 ・ 要配慮 ・ 要介助	食事	自力 ・ 要配慮 ・ 要介助
	入浴	自力 ・ 要配慮 ・ 要介助	洗面	自力 ・ 要配慮 ・ 要介助
	排泄	自力 ・ 要配慮 ・ 要介助	移動	自力 ・ 要配慮 ・ 要介助
	対人関係	問題なし 問題あり （ ）		
	その他			
福祉サービスの 利用等	障害基礎年金	あり （１級・２級・申請中） なし	療育手帳等	あり（ 等級）・なし
	身体障害者手帳	あり（ 等級）・ なし	要介護等認定	あり（要介護・要支援） なし
	精神障害者 福祉手帳	あり（ 等級）・ なし	生活保護	あり（受給地： ） なし
	その他			
経済状況	（ 富裕 ・ 普通 ・ 困窮 ）			
反社会集団との 関わり	なし あり（ ）			
就労について （職歴・有する 資格等）				
所持金				
出所後の生活に ついて 本人の希望等				
課題と支援の 方針				

※ 少年院においては、本シート中「刑名」「出所」「刑務所」等の用語について、「保護処分名」「出院」「少年院」等に適宜読み替えること。

ライフヒストリー

[illegible]

(4) 【アセスメント】(本人意向の把握と適切な支援方針の検討のため、矯正施設内で行う面接)

① アセスメントの実施者

矯正施設職員（福祉専門官等）同席のもと、県が実施

解 説

- ・アセスメントの「実施者」とは、矯正施設内で行う本人面接に出席する人です。出席者の選定、アセスメントの日程調整等は、矯正施設と県が協議の上決定します。
- ・アセスメントでは、福祉的な立場からの専門的な判断が必要となるため、本人からの聴取は福祉的視点を有する専門職（県の福祉専門職又は県から委嘱等を受けた相談支援機関等の職員）が行います。

※ 県から委嘱等を受ける相談支援機関の例：中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、障害者基幹相談支援センター 等

② アセスメントの時期

本人同意後

解 説

初回アセスメントの時期は、その後の支援の構築に必要な期間を考慮し、本人同意後、速やかに行います。

③ アセスメントの方法

- ア 矯正施設内での本人面接
- イ 本人の出所・出院後の意向を確認
- ウ 関係機関による本人情報の共有
- エ 犯罪被害者の権利利益保護の視点からの検討

解 説

- ・アセスメントの際に聴取内容の漏れがないようにするため、また効率性の観点から、面接シート（福祉機関側からの質問票）の様式をあらかじめ規定します。
- ・本人の出所・出院後の意向として、帰住希望地や居住形態、就労意欲、医療受診の必要性等を聴取します。
- ・犯罪被害者の権利利益保護の視点から、本人の帰住希望地に本人の犯罪による被害者が居住している場合には、他の帰住先を提案する等、代替案の提示も検討します。

(5)【コーディネート】(解決策の構築と出所・出院後の環境づくり)

① コーディネートの実施者

< 刑事司法機関側 >

ア 福祉専門官、社会福祉士、精神保健福祉士、刑務官、法務教官

イ 保護観察官

< 福祉機関側 >

ア 県（コーディネート機関）

イ 各種福祉サービスの提供機関等

解 説

- ・ 出所・出院後に、自力で市町村の福祉部門や各種福祉サービスの提供機関、就労支援団体、居住支援法人等にアプローチすることが難しい対象者が多いことから、中核地域生活支援センター等による同行支援等により、本人と地域の支援機関や制度をつなげるコーディネートを行います。
- ・ 釈放後に保護観察に付された人の支援については、保護観察所や保護司等が行う支援と、福祉機関側が行う支援が連動して効果的に提供できるよう、本人情報の共有により解決策を共同で構築します。

「保護司」とは

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアです。

保護司法に基づき、法務大臣の委嘱を受けて活動しており、法務省の機関である保護観察所の職員である保護観察官と協働して、保護観察を受けている人に対する指導・助言、刑務所や少年院に在所・在院している人の帰住先の生活環境の調整等を行っており、また、地域社会において犯罪予防活動を行っています。全国で約 47,000 人、千葉県では 1,272 人（2021 年 8 月現在）が活動しています。

② コーディネートの時期

ア アセスメント終了後から、出所・出院日まで

イ 出所・出院日から、本人が安定した地域生活を送ることができるまで

解 説

- ・ アは、本人が矯正施設に在所・在院中に、出所・出院直後から迅速かつ効率的に社会復帰や生活再建のサービスにつなげるための環境づくりを行う期間とします。
- ・ イは、出所・出院日から、地域の支援機関等による本人支援のネットワークが構築されるまでの期間とします。

③ コーディネートの方法

- ア 県（コーディネート機関）による調整
- イ 更生緊急保護制度の活用
- ウ 各種福祉サービスの実施者（市町村）・提供者等によるチーム支援

解 説

アセスメントで聴取した本人意向に基づき、課題解決に向けた支援策の構築及び出所・出院後の環境づくりを行います。

解 説

【在所・在院中】

出所・出院後に、迅速かつ効率的に社会復帰や生活再建のサービスにつなげるため、本人が矯正施設在所・在院中に以下の支援を行います。

＜刑事司法機関側＞

本人支援の必要性に応じて、職権消除された住民登録の代行、障害者手帳及び年金等の申請・取得、通院や服薬の状況・履歴の確認、等

＜福祉機関側＞

帰宅先の確保、帰住先自治体との情報共有、通院・入院先の確保、福祉サービスの提供機関の確保 等

【出所・出院後】

＜刑事司法機関側＞

釈放時に保護カード、在所証明書を発行します。

本人支援の必要性に応じて、更生緊急保護の利用を積極的に働きかけます。

＜福祉機関側＞

本人の様々な意向の実現に資する支援を行う福祉サービス提供者や制度等と本人をつなげていきます。本人の社会生活を継続して支えるために、地域におけるネットワークを構築します。

「更生緊急保護制度」とは

刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人が、親族からの援助や公共の福祉に関する機関等の保護を十分に受けられないときに、保護観察所長への申出により支援を受けられる制度です。身柄拘束の影響によって、社会生活の基盤が不安定になることから、その社会復帰の道筋が整うまでの間、国が社会復帰を支援する制度です。

支援を受けることができる期間は、身柄の拘束を解かれてから原則 6 か月以内ですが、例外として更に 6 か月を超えない範囲で延長が可能です。

支援の内容は、必要に応じて、交通費、医療費、生活に必要な金品等を援助したり、就労支援や健全な社会生活をするために必要な指導助言を行ったりします。更生保護施設や自立準備ホームに委託して、宿泊場所や食事の提供も行っています。

「更生保護施設」とは

犯罪をした人及び非行のある少年の中には、頼ることのできる親族等がいなかったり、居住環境が改善更生の場として適当でなかったり、本人が社会生活上相当の問題を抱えている等の理由から、直ちに立ち直ることが困難な人が多数います。更生保護施設は、このような人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。

また、宿泊や食事の提供だけでなく、生活指導、職業補導等を行い、自立を援助することで、再犯・再非行の防止に貢献しています。刑務所を出所した人の 5 分の 1、仮釈放に限れば約 3 分の 1 が更生保護施設に帰住しています。更生保護施設は、刑務所や少年院等の矯正施設と一般社会との橋渡しの役割を担う存在として、刑事政策上欠かすことのできない施設となっています。

更生保護施設は、法務大臣の認可を受けて設置され、全国に 103 か所あります。

支援の輪【千葉刑務所】

千葉刑務所は、執行刑期 10 年以上の実刑を受けた犯罪傾向の進んでいない人を収容している矯正施設であるとともに、拘置所の役割を持つ未決区を併設しており、受刑者と併せて 1,000 名弱の被収容者を収容している施設です。

現在、当所で服役している受刑者の平均年齢は 52 歳前後で推移しており、60 歳以上の高齢受刑者が全体の約 30%、精神障害等を有する人が約 15%、身体疾患等を有する人が約 30%、知能指数 70 未満の人が 10%といった状況であり、出所後に自立した生活を送ることが非常に難しい受刑者が多く存在しています。

そのような状況下で、特別調整・一般調整の条件に合致せず、対象者に選定されなかったものの、福祉的支援が必要であるという受刑者が増加していききました。

受刑者はいずれは出所し、社会へと帰っていきます。しかし、その時に社会における「居場所」が無ければ、再び、犯罪に手を染めてしまうという傾向があります。

矯正施設のみでは、社会での居場所の確保等の福祉的支援には限界があり、最終的には、犯罪した人を受け入れていただく地域の皆様の御協力と温かい御支援が大変重要です。そして、誰もが犯罪をしない、被害に遭わない社会を作るためには、官民の壁を越えた支援の輪が必要不可欠であると感じております。

以前は、矯正施設と限られた関係機関による支援の輪でしたが、ここ数年で民間協力者や N P O 法人等との連携体制が構築され、支援の輪は着実に大きくなっております。さらに、千葉県再犯防止推進計画が策定され、施行されることで、支援の輪は更に大きくなっていくものと確信しております。

そして、本計画が多くの県民の皆様の目に留まり、矯正施設から社会へと切れ間のない福祉的支援に対する御協力と御支援を賜り、日本一犯罪の少ない安心安全な千葉県になりますことを祈念しております。



2 個別課題の解決に向けた重点課題

(1) 県・市町村、国、民間団体の連携強化

【現状認識と課題等】

犯罪をした人等の中には、釈放後に社会的な支援が必要であったにもかかわらず、適切に支援につながらなかったため、生きづらさを解消できないまま再び犯罪に至り、社会と矯正施設等を行き来する負の連鎖から抜け出せないという状況の人もあります。このような負の連鎖を断ち切るため、犯罪をした人等の社会復帰のための支援は、国、県、市町村、学校教育機関、民間団体等において様々な形で実施されています。

しかし、現状では、こうした支援の実施主体である関係機関の組織的なネットワークが十分に構築されていないことから、情報共有や指導・支援を実施する上での連携は必ずしも十分ではありません。そのため、支援の大部分が各機関・団体による個々の取組に委ねられている状況であり、刑事司法手続を終了した後も見据えた、息の長い、つながり続ける支援が求められています。

これまで更生保護や再犯防止施策は主に国が中心になって行ってきたことから、地方公共団体が犯罪をした人等の社会復帰のための支援に取り組むためには、現状では、犯罪をした人等に対する処遇や社会復帰を促進するに当たっての知見や情報、支援のノウハウが不足しています。様々な支援の実施主体においては、自身が担当している事業が犯罪をした人等の更生に資する取組であるとの意識が薄かったり、所管している様々な支援計画等に更生支援に資する取組が記載されていない、といった状況があります。

さらに、犯罪をした人等の中には、貧困や障害、依存症や十分な教育を受けていない等複数の要因を抱えており、従来の国が中心の更生保護施策だけではそのニーズを把握し十分に対応することが難しく、結果として「地域にこぼれ落ちる」人もいる等、それぞれの機関で個別に対応するような既存の支援方法では不十分で限界があると言えます。

こうした状況を踏まえると、県・市町村、国、民間団体の間で、専門知識や経験を有する機関や団体との垣根を越えた連携が必要不可欠です。具体的には、国との適切な役割分担のもと、個々の必要性に応じ、地方公共団体が提供する住居や就労、保健福祉、教育等の各種行政サービスや民間団体による支援への円滑なつなぎ、フォローアップを可能とする連携、協力の仕組みの構築等が必要と考えます。

関東更生支援ネットワークのご紹介【東京矯正管区】

「関東更生支援ネットワーク」をご存じですか？

2021年（令和3年）6月、法務省の関東甲信越・静岡地域を所管する地方機関である東京矯正管区と関東地方更生保護委員会がタッグを組んで立ち上げた、罪を犯した人たちを支える人・組織をつなぐネットワークです。

罪を犯した人たちの更生支援に興味関心がある方であれば、どなたでも無料で参加できますので、実際に支援に携わっている方以外にも、自治体関係者、学生やNPO、民間事業者等々、様々な方に御参加をいただいています。

活動内容は、現在は地域の再犯防止・更生支援に関するイベント等を紹介するメールマガジンの配信が中心ですが、新型コロナウイルス感染症が落ち着いた暁には、罪を犯した人たちのことを学ぶセミナーや、矯正施設のスタディツアー等、会員間の「つながり」ができるようなイベントも開催したいと考えています。

新型コロナウイルスは、私たちの社会にあった多くの「つながり」を弱めてしまったように思います。そんな今だからこそ、「つながり」を大切にするネットワークを作っていきたいと思っています。

参加希望は事務局まで、メールで「お名前」「御所属」「メールアドレス」を本文に明記の上、お申し込みください。

1.toukyoukyousei.j7u@i.moj.go.jp

皆様からいただいた個人（法人）情報は、法務省限りとして厳正に管理し、本ネットワーク以外には利用いたしません。

また、以下のQRコードからもお申し込みいただけます。



事務局宛メール用QRコード

支える

関東更生支援ネットワーク

つながる

関東更生支援ネットワークって？

関東更生支援ネットワークは、関東甲信越・静岡地域を所管する法務省の組織である「東京矯正管区」と「関東地方更生保護委員会」が新たに立ち上げた、罪を犯してしまった人達を支える人・組織をつなぐネットワークです。

刑務所を出るとき、84.9%の受刑者が「もう二度と犯罪はしない」と思っています。

しかし、37.5%の出所者が、出所から5年以内に罪を犯し、刑務所に戻ってきてしまっています。

「誰一人取り残さない、安心・安全な社会」の実現のため、関東更生支援ネットワークに参加して、一緒に罪を犯した人の立ち直りを応援しませんか？

参加すると何があるの？

- 更生支援メールマガジンの配信
ご登録いただいたメールアドレス宛に、関東甲信越・静岡地域の更生支援に関するイベント（社会を明るくする運動、矯正展等）情報をはじめ、更生支援に関するトピックスを配信します。
併せて、会員の皆様からもメールマガジに掲載してほしい更生支援に関する情報を募集・配信します！
- 更生支援セミナー・スタディツアーの開催
会員の皆様を対象として、法務省が実施している更生支援に係る施策などをわかりやすく解説するセミナーや、矯正施設等のスタディツアーなどを企画・実施します！
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催時期は未定です。

お申込みはメールで！

参加を希望される方は、東京矯正管区更生支援企画課（1.toukyoukyousei.j7u@i.moj.go.jp）まで、本文に「氏名（組織名）、所属（部署名）、メールアドレス」を明記の上、メールにてご連絡ください。

※皆様からいただいた情報は、法務省限りとして厳正に管理し、本ネットワークの運営以外には利用いたしません。

QRコードからもお申し込みいただけます。

【本県における取組の方向性と概要】

- ・学識経験者や刑事司法関係機関、支援を行う民間団体、行政機関等で構成する「(仮)千葉県再犯防止推進連絡協議会」を開催し、本計画の進行管理や課題等の情報共有等に連携して取り組みます。
- ・再犯防止推進法第9条に規定された政府による財政上の措置について、再犯防止に向けた取組に係る国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体への適切な財政上の措置がなされるよう、国に対して積極的な働きかけを行います。
- ・県内市町村に対し、県再犯防止推進計画の周知や取組についての協力依頼等を行うとともに、全ての市町村が早期に計画を策定できるよう、必要な情報提供等の支援を実施します。
- ・犯罪をした人等が、市町村が行う行政サービスに円滑に結びつくよう、市町村の再犯防止担当部局が参加する連絡会議を開催する等、市町村と連携して施策の推進に取り組みます。

【健康福祉指導課】

【国における取組の方向性と概要】

(千葉地方検察庁)

- ・千葉県や千葉市を始めとする地方自治体、千葉保護観察所、千葉県弁護士会、中核地域生活支援センターを始めとする福祉関係機関等と連携を図りながら、更なる入口支援の充実を図ります。

(東京矯正管区)

- ・犯罪をした人等の再犯防止に係る施策を円滑に実施するため、各関係機関等と矯正施設の連携強化の充実を図り、切れ目のない支援の充実を図るとともに、市町村における地方再犯防止推進計画策定に向けた協力を行います。

(千葉刑務所・市原刑務所)

- ・矯正施設所在自治体に対して、犯罪をした人等の再犯防止についての理解促進のための情報提供等を行うことで連携を深めます。
- ・連絡協議会等の開催を通じて、医療関係機関及び民間団体等との更なる連携強化を図り、社会復帰に向けた支援を推進します。
- ・就労先や帰住先の確保に向けて、協力雇用主を始めとする関係団体との連携強化を図り、切れ目のない支援を推進します。

(八街少年院・市原学園)

- ・施設の見学会や地域の福祉施設等での社会貢献活動を通じて、矯正行政や再犯防止施策に係る理解促進を図るとともに、矯正施設所在自治体と情報交換を行い、連携強化を推進します。
- ・県・市町村・民間団体等が主催する講演や研修会等で情報提供や意見交換等を行い、施設における矯正教育への理解促進を図ります。

(千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）)

- ・施設の見学会や各種協議会等への参加及び各種講演・研修への講師の派遣を通じて、矯正行政や再犯防止施策に係る理解促進を図るとともに、矯正施設所在自治体と情報交換を行い、連携強化を促進します。

(千葉保護観察所)

- ・保護観察や更生緊急保護等の対象者の社会復帰に向けた各種施策を円滑に進めるため、関係機関・民間団体等と会議や研修会等を通じて連携強化を図ります。
- ・市町村に対し、地区保護司会と連携して、再犯防止の窓口設置や、地方再犯防止推進計画策定のための統計や情報の提供、勉強会の開催等を行います。

「入口支援」とは

「入口支援」とは、刑事司法手続の入口段階、具体的には、①被疑者として捜査されている段階、②起訴され被告人として刑事裁判を受けている段階、③起訴猶予処分、刑の全部執行猶予（保護観察に付されるものを除く）の言渡しを受け、又は罰金・科料の言渡しにより釈放される段階において、高齢、障害、生活困窮等の理由で自立した生活が困難な人に対して、福祉サービス等を利用できるように支援するものです。

入口支援は、福祉サービス等につなげるために、弁護人が弁護活動の中で調整を行う場合、検察庁が捜査や刑事裁判の手続の中で調整を行う場合、保護観察所が更生緊急保護として調整を行う場合、保護観察所や弁護人等の依頼を受けて、地域生活定着支援センター等の福祉機関が調整を行う場合等があります。

「協力雇用主」とは

犯罪や非行を起こした過去があるため、定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々を協力雇用主といいます。

無職者の再犯率は有職者と比べて約3倍高いといわれており、再犯率を下げるには就職していることが重要であるといえます。犯罪をした人等が再犯をしないようにするためには、協力雇用主の存在が不可欠です。千葉県には2021年（令和3年）4月現在、907の事業者が協力雇用主として登録をしています。

【民間団体等における取組の方向性と概要】

（中核地域生活支援センター）

※ 中核地域生活支援センター事業は千葉県が実施している事業ですが、実質的な業務を社会福祉法人やNPO法人等に委託しているため、民間団体等における取組の項目に記載しました。以下同じ。

- ・他機関からの要請に基づき、各種の諸会議、勉強会等に中核地域生活支援センターの職員を派遣することを通じて、関係機関等との連携強化を推進します。
- ・司法機関等と連携した事例を、出所後の支援経過も含めて共有を図ります。

（千葉県地域生活定着支援センター）

- ・千葉県や千葉市等の自治体の会議や、矯正施設等が開催する連絡協議会への出席、研修での講義等を通じて関係機関との連携体制の強化を推進します。

（千葉県弁護士会）

- ・弁護人が被疑者や被告人の更生環境調整活動を行うときに適切な活動を行えるよう、弁護人の活動を支える弁護士会内の制度を充実・発展させるとともに、福祉機関との連携活動を充実・発展させます。
- ・弁護士会内の制度である、障害のある被疑者・被告人に対して一定の研修を経た「障害者刑事弁護人」を派遣する制度や、帰住地のない被疑者・被告人に対して福祉機関との連携により釈放時の帰住先を準備する「社会復帰支援活動援助」制度の充実・発展に取り組みます。
- ・弁護人が被疑者や被告人の更生環境調整活動を行うときに、中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、社会福祉士会等と円滑に連携して活動を行えるよう、それら福祉機関から講師を招く定期研修を開催し、当会とそれら福祉機関との連携システムを構築・発展させる等により、更なる連携の充実に図ります。

（千葉県就労支援事業者機構）

- ・就職活動支援・職場定着支援と協力雇用主等に対する支援を通じて、千葉保護観察所、千葉刑務所を始めとする矯正施設、千葉労働局及び県内のハローワーク、並びに千葉県保護司会連合会等と平素から連携を図ります。

（更生保護施設（千葉県帰性会））

- ・被保護者の持つ問題性に向き合わせ、社会性を養うことを目的として、個別対象者の属性に応じた処遇や支援を充実していきます。入所中に重点的に取り組む処遇として、金銭管理指導や就労支援、SST（社会生活技能訓練）の実施、高齢者や障害を有する人に対する福祉支援の充実に図り、関係機関・団体との連携に努めます。
- ・被保護者が千葉県帰性会を退所した後も、引き続き関わりを持ち続け、彼らの悩み相談や生活支援を行う「フォローアップ」の充実に図るため、県、市町村等自治体を始め、福祉・保険・医療関係機関・団体との連携強化に努めます。
- ・地元自治体の事業に積極的に参加し、協力体制を構築していきます。

（千葉県保護司会連合会）

- ・犯罪をした人等の再犯防止に資する事業等を行っている機関・団体等からの要請に

に基づき、同機関・団体主催の協議会の構成員となり、連携協力を進めるほか、安全・安心な地域づくりのため、更生保護ボランティアと連携を強化していきます。さらに、国の協力を得て、研修等を実施します。

(千葉県更生保護女性連盟)

- ・当連盟及び当連盟を構成する地区更生保護女性会が行う犯罪予防活動、子育て支援活動、その他再犯防止推進に関する活動を連携して推進していきます。

(千葉県BBS連盟)

- ・安全・安心な地域づくりのため、更生保護ボランティアとの連携強化を推進します。

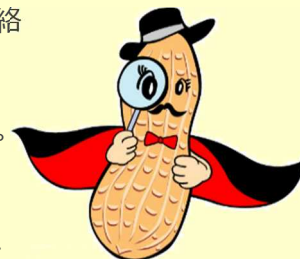
刑事政策総合支援室における再犯防止の取組【千葉地方検察庁】

検察庁では、警察等から送られてきた事件について、検察官が捜査を行い、真相を解明して起訴・不起訴を判断し、起訴した事件について、裁判所に法の正当な適用を求め、裁判の執行を指揮監督しています。また、犯罪の防止や、罪を犯した人の更生等についても視野に入れて、捜査・公判活動を行っています。

千葉地方検察庁では、「刑事政策総合支援室」（以下「支援室」という。）を設置し、罪を犯した人の再犯防止・社会復帰支援等に取り組んでいます。再犯防止・社会復帰支援では、主に起訴を猶予された人、罰金となった人、刑の執行を猶予された人等のうち、高齢、障害、生活困窮等の事情により、釈放後に独力での自立が難しく、円滑な社会復帰には福祉的支援（医療的支援を含む。以下同じ。）を必要としており、これを実施することによって、再犯防止を期待できる人（以下「対象者」という。）が対象です。

対象者が福祉的支援を受けることに同意した場合、社会福祉アドバイザーが直接対象者と面談し、対象者の医療的・福祉的ニーズを把握した上、居住・就労・医療・生活等について検討し、対象者の希望も踏まえて、関係機関との連絡調整を行うことにより、対象者にとって最も有効かつ適切と思われる医療や福祉関係機関あるいは保護観察所につなぐ取組（つなぎ支援）を行っています。支援した事案には、高齢のホームレスによる万引き事案や、障害のある生活困窮者による暴行事案等、複数の問題を抱える対象者による犯罪が少なくありません。その場合、支援策は一律ではなく、対象者の抱える問題のひとつひとつを解決に導いてくれる支援先につなぐ必要があります。支援室では、そういった様々な問題を抱える対象者について、関係機関の方々と連絡調整を行い、その協力を得て活動をしています。

この活動は、新たな被害者を生まないためにも重要な取組です。対象者が再び罪を犯すことなく、円滑に社会復帰ができるよう、地域の関係機関等と連携を図りながら、支援に努めていきたいと考えています。



千葉地検キャラクター
「らっか正義君」

(2) 社会における居場所の確保

① 就労等の確保に向けた相談・支援等の充実

【現状認識と課題等】

国の再犯防止推進計画によると、刑務所に再び入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であった人となっており、また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べ約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。

犯罪をした人等の再犯防止に向けては、就労の機会を確保し、就職を支援することで、生活の糧となる収入を得て生活基盤を安定させることが重要です。また就労は、生活のリズムを整えることができるとともに、地域社会を構成する一員として役割を持つことにより、社会とのつながりや自己肯定感を育み、再犯のリスクを下げるという側面もあります。このことから、福祉的就労から一般就労に至るまで、個々の能力に応じて活躍できる場を確保することも必要です。

国においては、受刑者に対し、矯正処遇としての職業訓練を含めた刑務作業、改善指導、教科指導だけでなく、出所後の就労を確保するための就労支援を実施するとともに、受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）を設置する等、矯正施設、保護観察所及びハローワークが連携した求人・求職のマッチングを強化しています。

少年院に入院した少年に対しては、矯正教育として職業生活指導、自立援助的指導及び職業能力開発指導を実施し、キャリアカウンセラー、ハローワーク職員による講話や社会福祉士による面接を実施していることに加え、刑務所と同様にコレワーク、ハローワークを通じた就労支援を行うことで、求人・求職のマッチングを強化しています。

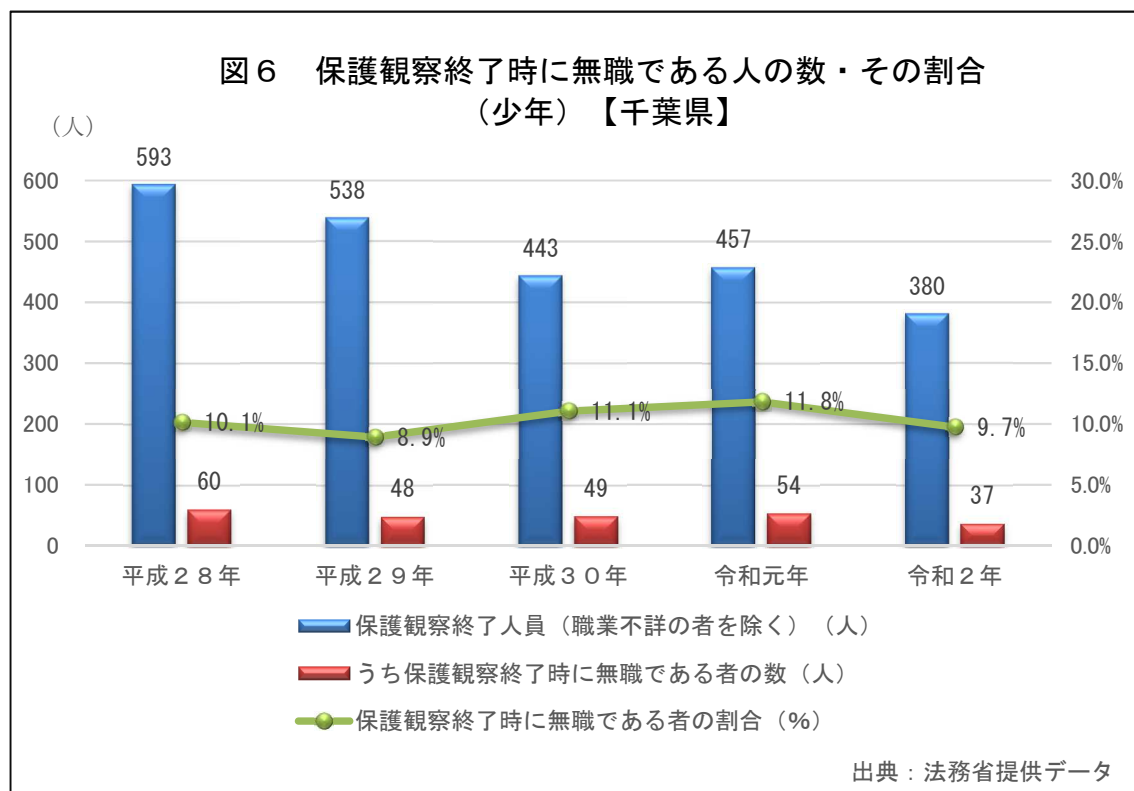
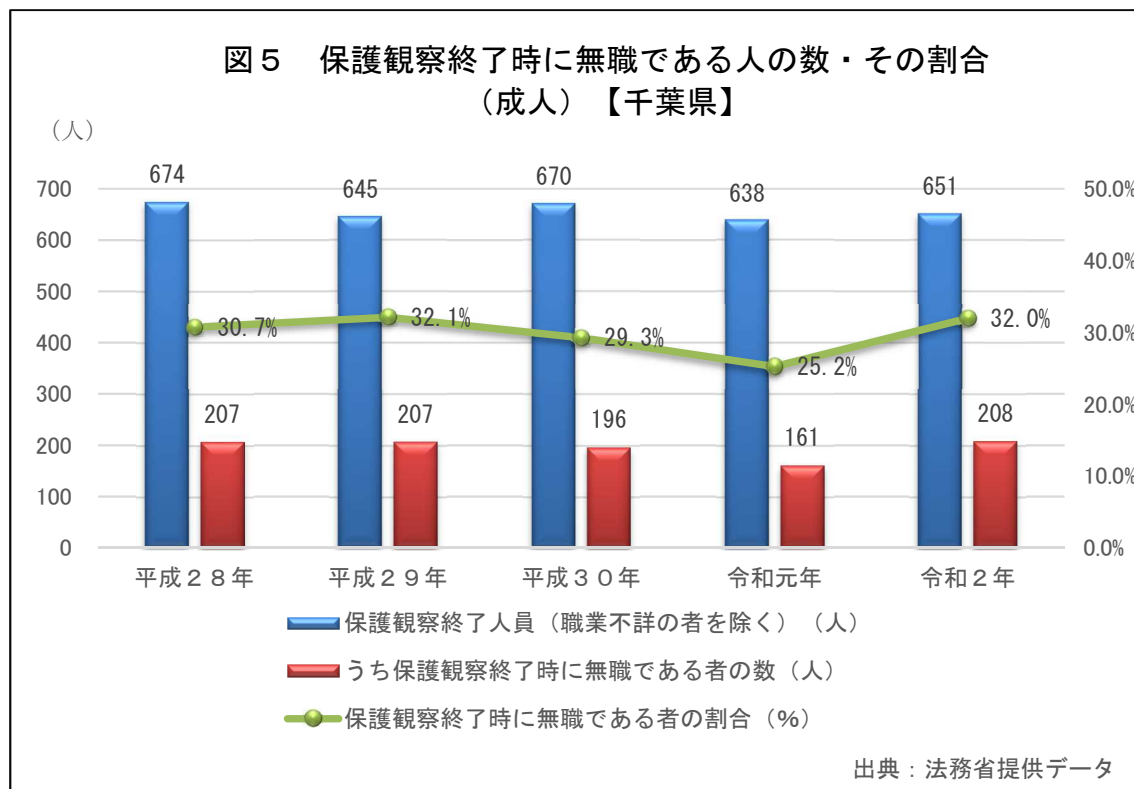
また、刑務所出所者等を雇用し、改善更生に協力する民間の事業主である協力雇用主の開拓・拡大、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、国による保護観察対象者の直接雇用等の様々な施策が実施されています。

一方で、犯罪をした人等が求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していない等により、求職活動が円滑に進まない場合があること、自らの能力に応じた適切な職業選択ができないこと等により、一旦就職しても定着しない場合が多いこと、犯罪をした人等の中には、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい人が少なからず存在すること等の課題があります。

また、協力雇用主への登録数は近年増加傾向にありますが、協力雇用主への就職を希望する人が少ないこと、本人の希望する就労条件と協力雇用主の雇用条件が一致しないこともあるため、実際に犯罪をした人等を雇用している協力雇用主は、いまだ一部にとどまっている実態があります。

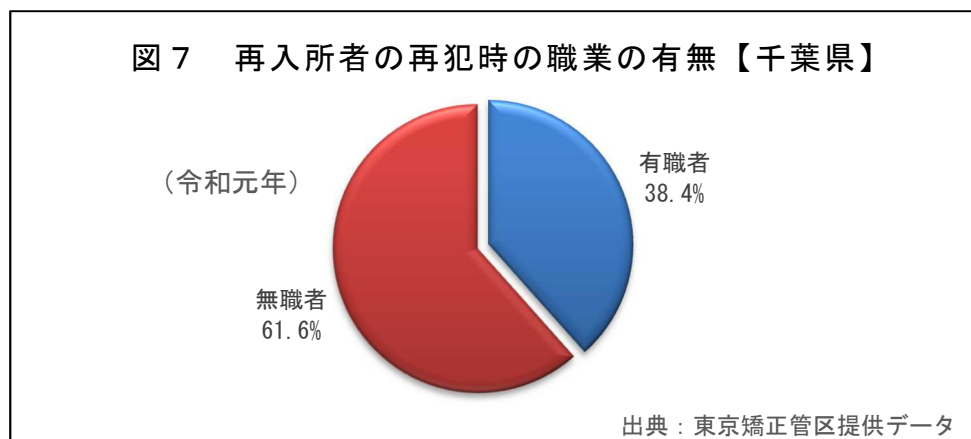
○ 保護観察終了時に無職である人の数・その割合

千葉保護観察所において、保護観察終了時に無職である人の割合は、成人で30%前後、少年で10%前後を推移しています。



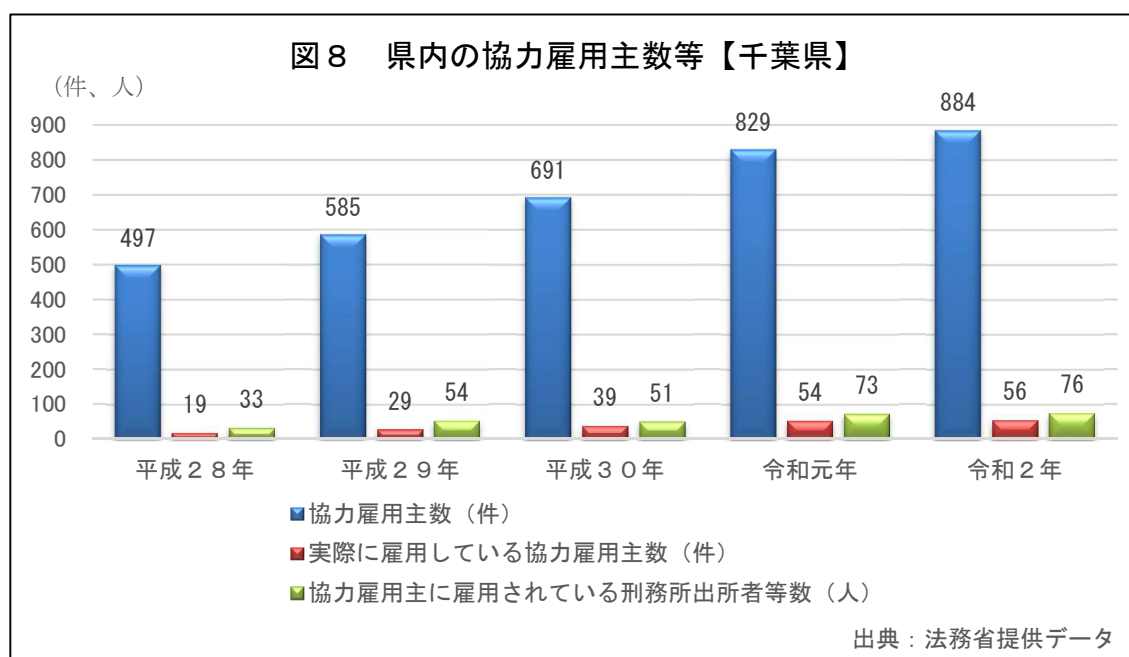
○ 再入所者の再犯時の職業の有無

2019 年（令和元年）に刑事施設に入所した人のうち、再入所に係る犯行時の居住地が千葉県であった人について、再犯時に無職であった割合は 60%を超えています。



○ 県内の協力雇用主数等

県内において、協力雇用主に登録している雇用主数は増加しているものの、実際に刑務所出所者等を雇用している雇用主の割合は 5%程度に留まっています。



※ 平成 30 年まで 4 月 1 日現在、令和元年から 10 月 1 日現在。

【本県における取組の方向性と概要】

- ・ ハローワーク等の雇用支援施策によっては直ちに就職が困難な生活困窮者及び生活保護受給者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を図ります。
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の相談支援を行うとともに、直ちに一般就労が難しい人に、本人の状況に応じた就労機会の提供を通じて就労訓練等を実施する民間事業者の取組を促進します。

【健康福祉指導課】

- ・県内 16 か所に設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、就労の基盤となる生活支援を行います。

【障害福祉事業課・産業人材課】

- ・障害者の就労や経済的自立の支援となるよう、「千葉県の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者施設等からの調達を推進します。
- ・2021 年（令和 3 年）に策定した「第 7 次千葉県障害者計画」に基づき、就労支援の充実や福祉施設から一般就労への移行等を図るとともに、就職後の定着支援体制の充実を促進します。

【障害福祉事業課】

- ・ジョブカフェちばや千葉県ジョブサポートセンター等の就労支援施設において、若者・女性・中高年者等の求職者に対して、一人一人の状況に応じたきめ細かい就労支援をハローワーク等と連携して行います。
- ・千葉県刑務所出所者等就労支援事業協議会に参画し、保護観察所等と千葉県内の雇用情勢等の情報や課題を共有することで、連携を図ります。

【雇用労働課】

- ・就労につながる専門的な知識、技能を習得するため、県立の高等技術専門学校（5 校）及び障害者高等技術専門学校における職業訓練を行います。
- ・千葉障害者就業支援キャリアセンター等において、障害者に対し、ハローワークと連携した就労支援を行います。

【産業人材課】

- ・農林水産業に就業を希望する人に対し、就業に必要な基礎的技術を習得するための研修や、受け入れ先とのマッチング、就業に関係する資格の取得等の支援を行います。

【担い手支援課・森林課・水産課】

- ・少年センター（都道府県警察に設置し、少年補導職員を中心に非行・被害防止に向けた取組を実施）等において、支援活動の対象となる少年に対して、必要な助言・指導を行う等の就労支援に取り組みます。

【県警察本部少年課】

【国における取組の方向性と概要】

（東京矯正管区）

- ・東京矯正管区矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク関東」）において、受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、帰住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する事業主の相談に対応して、事業主のニーズに適合する人を収容する矯正施設の情報を提供します。
- ・刑務所出所者等の就労の確保に向けて、管内矯正施設及び保護観察所、並びにハローワーク等と連携します。
- ・事業主に対し、職種と対象者との雇用需要を結びつけ「息の長い」支援を続けるとともに、犯罪をした人等の再犯防止につながる職場安定のための連携を継続します。

（千葉刑務所・市原刑務所）

- ・保護観察所等と連携し、就労の確保や職場定着に著しく困難が伴う可能性の高い受刑者を適切な時期にスクリーニングし、出所後の生活まで視野に入れた切れ目のない包括的な就労支援を行います。
- ・就労支援対象者に対し、ハローワークと連携して、職業相談、職業紹介等の就労を支援する活動を行うほか、職業訓練を活かした就労先の確保を行います。
- ・ハローワーク担当者による面談や、協力雇用主による講話、就労支援フェスタ等の実施により、就労支援に関わる団体との連携強化を図ります。

（八街少年院・市原学園）

- ・ハローワーク担当者や民間企業等による在院者向けの職業講話、キャリアカウンセラーや社会福祉士等による個別面接を実施し、在院者の就労意欲の喚起を図ります。
- ・少年院の就労支援により、在院中に採用内定を得て出院した人や雇用することになった企業から相談を受けた場合、出院者からの相談制度を利用して、フォローアップ等を行います。

（千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター））

- ・コレワーク関東、保護観察所及び更生保護施設等と連携し、刑務所出所者等に対し職業適性検査や知能検査等を実施することで、適性を見極めたり、職場定着のための助言を行ったりする等、就労に係るサポートをします。

（千葉保護観察所）

- ・ハローワークや矯正施設等の関係機関・団体と連携し、千葉県刑務所出所者等就労支援事業協議会を設置するとともに、千葉県就労支援事業所と連携し、保護観察対象者等の就職活動支援、就労継続に必要な生活指導や職場訪問によって助言等を行う職場定着支援、協力雇用主に対する就労奨励金制度等の実施、協力雇用主の登録及び事例検討会の開催を行います。
- ・保護観察対象者等の就労の確保及び職場への定着に向け、千葉県就労支援事業者機構と緊密な連携を図ります。

（千葉労働局）

- ・刑務所出所者等の就労を効果的に支援するため、矯正施設及び更生保護施設と連携して「刑務所出所者等就労支援事業」を実施します。
- ・矯正施設、更生保護機関を管轄するハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、支援対象者等の就職活動地を管轄するハローワークには、保護観察官、ハローワーク責任者及び就職支援ナビゲーター等を構成員とした「就労支援チーム」を設置し、職業相談・職業紹介等の個別支援や職業講話、職場体験講習、トライアル雇用及び職業訓練等を活用した事業を推進します。

【民間団体等における取組の方向性と概要】

（中核地域生活支援センター）

- ・生活全般にわたる相談を受ける中で、地域の関係機関と協働して、就労に関する相談

にも応じていきます。

(千葉県弁護士会)

- ・各自治体で設置されている生活困窮者の自立相談支援機関につなぎ、就労準備支援事業の利用や職業訓練・給付金制度の利用を促します。

(千葉県就労支援事業者機構)

- ・就労支援員を配置し、保護観察及び更生緊急保護の対象者並びに刑事施設入所中の受刑者及び少年院在院者に対する就職支援を行います。
- ・協力雇用主のもとへ就職した保護観察及び更生緊急保護の対象者と協力雇用主に対する職場定着支援、協力雇用主に対する研修・ネットワーク構築等の支援を行います。
- ・協力雇用主、協力雇用主登録希望事業所及び人手不足で刑務所出所者等を雇用する可能性のある事業所に対する啓発・情報収集・ハローワークの専用求人提出の勧奨といった支援に取り組めます。
- ・保護観察及び更生緊急保護の期間を経過した人に対しても、引き続き一定期間は就職支援及び職場定着支援が実施できるようにするため、スキームの構築と実効性のある体制作りを関係機関とともに検討していきます。
- ・矯正施設で実施される就労支援説明会に出席し、受刑者の就労先の確保に努めます。

(更生保護施設（千葉県婦性会）)

- ・更生保護施設入所者（被保護者）の求職活動を支援するため、ハローワークや就労支援事業所等の活用を図り、また、専門の講師による「就労支援セミナー」を開催して被保護者の就労確保に取り組めます。

(千葉県更生保護助成協会)

- ・身元保証事業を行い、刑務所出所者等が雇用企業に損害を与えた場合の保証に関する手続きを行います。

【更生保護法人 千葉県更生保護助成協会】

「更生保護」とは、犯罪や非行をした人たちが通常の社会生活を送る中で、指導や援助を行い、健全な社会の一員として立ち直りを助けることです。

更生保護法人千葉県更生保護助成協会は、千葉県内における更生保護に関する事業の充実発展と、矯正施設から釈放された人に対し、その自立更生に必要な保護を行うことを目的として設立された団体で、犯罪のない安全で安心な千葉県を目指し、更生保護の活動を支援しています。

当協会では、更生保護の土台となる2つの事業「犯罪者並びに非行少年の更生のために必要な援助を行う一時保護事業」と、「更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、助成を行う連絡助成事業」を行っており、自治体からの補助金や助成金のほか、賛助会費や篤志家の皆様による寄附に支えられています。

【認定特定非営利活動法人 千葉県就労支援事業者機構】

千葉県就労支援事業者機構は、2009 年（平成 21 年）12 月に特定非営利活動法人（NPO 法人）として設立認可されました。

就労支援事業者機構とは、「犯罪等をした人の就労の確保は、一部の篤志家だけでなく、経済界全体の協力と支援により成し遂げられるべき」との趣旨に基づき、事業者の立場から安心安全な社会づくりに貢献する活動を行うことを目的に作られた組織で、全国機構と 50 の都道府県機構があります。千葉県就労支援事業者機構は、事業者・個人・団体等で構成される会員からの会費と全国機構からの助成金で運営しています。「就労支援」のほか協力雇用主への給与助成や、研修会等を通じた啓蒙活動を行っています。

○会員数 317（令和 3 年 8 月末時点）

第一種会員	事業者団体	6
第二種会員	一般の事業者	142
第三種会員	各地区協力雇用主会	18
第四種会員	事業者以外の個人、法人又は団体	37
賛助会員	個人、法人又は団体	114

※ 第二種、第四種、賛助会員に会費の御協力をいただいています

また、2014 年度（平成 26 年度）から法務省の「更生保護就労支援事業」を受託し、千葉保護観察所より選定された就労支援対象者の最適かつ早期の就労を実現するため、ハローワークや保護司会等の関係機関・団体と緊密に連携・協力して訪問面談を重ね、時には協力雇用主と矯正施設にも同行する等の「就職活動支援」活動を行ってきました。

○就職活動支援業務実績

年 度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
支援人数（人）	87	86	81	71	89

2020 年度（令和 2 年度）より新たに「職場定着支援業務」を受託し、支援対象者が就職した後に職場に確実に定着できるよう、対象者及び雇用主の双方に対し助言・指導・相談等を行っています。（令和 2 年度実績 54 件）

これまで、保護観察期間終了後など「更生保護就労支援事業」の対象外の人に対する支援ができませんでしたが、2021 年（令和 3 年）5 月、新たに「無料職業紹介事業」の許可を取得し、従来の支援対象者に加え、千葉県内の地方公共団体、児童相談所、児童自立支援施設、弁護士会等から要請のあった方も対象とした支援が可能となりました。

支援対象者の適性等を考慮すると、協力雇用主の業種に偏りがあることが課題の一つです。就労・定着支援実績を積み重ねる中、広報・啓蒙活動を充実させて幅広い事業主の協力を得られるよう活動しています。

② 住居の確保等

【現状認識と課題等】

犯罪をした人等が地域社会において安定して健全な社会生活を送るために、適切な帰住先の確保は必要不可欠ですが、法務省の矯正統計年報によれば、刑務所満期等出所者のうち約5割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所しており、さらに、これらの人が再犯に至るまでの期間は、帰住先の確保されている人と比較して短くなっていることがわかっています。

これまで、国や県及び市町村においては、新たな住宅セーフティネット制度の創設、生活保護制度や一時生活支援事業等を通じた生活困窮者に対する住居の確保に向けた支援、犯罪をした人等で親族等のもとへ帰住できない人を受け入れる更生保護施設や自立準備ホームの確保等を行ってきました。

千葉県にある更生保護施設「千葉県婦性会」においては、仮釈放者を中心に受け入れを行っており、定員20名に対し、年間500件程の生活環境の調整を行い、その収容率は、2020年度（令和2年度）においては80%（新型コロナウイルスの感染対策で全て個室にしたことにより収容率は下がっている）、令和元年度は100%でした。

自立準備ホームにおいては、更生緊急保護対象者を中心に、生活困窮者、薬物依存の問題を抱えている人、福祉サービスにつなげる必要がある人等、それぞれの施設が持つ特徴に合わせて受け入れを行っています。

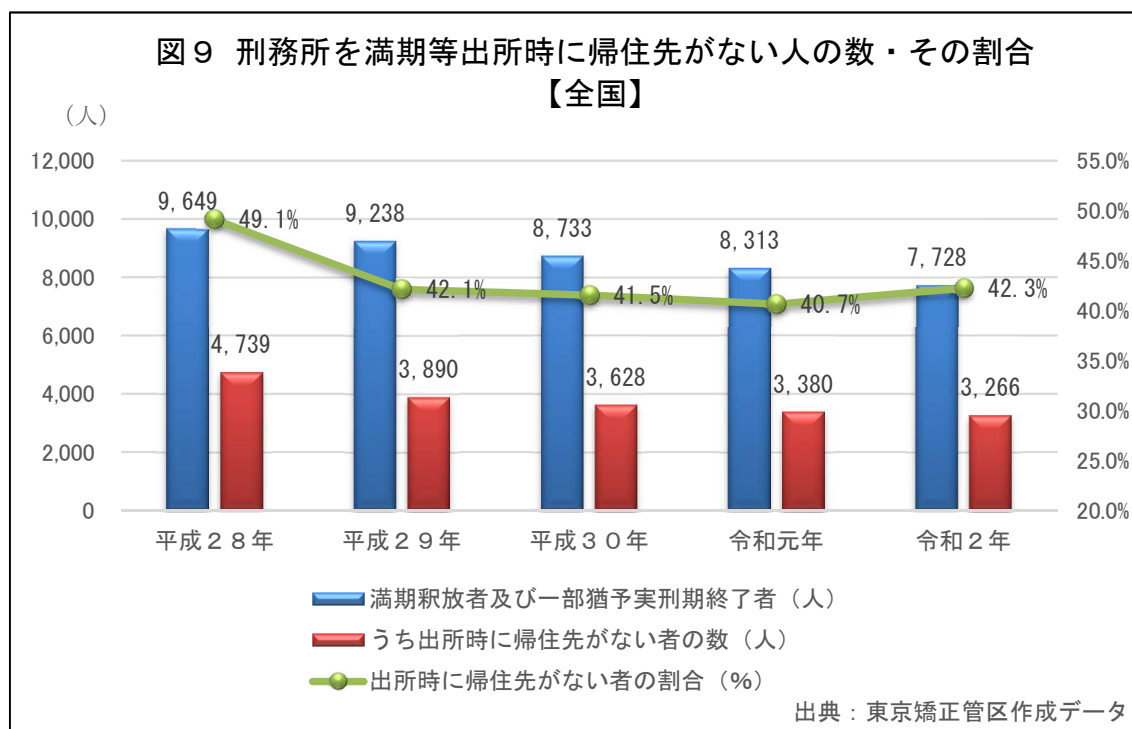
一方で、更生保護施設等は入居できる期間に限りがあり、あくまでも一時的な居場所であることから、地域社会において安定した生活を継続的に送るためには、恒久的な住居の確保が不可欠であり、更生保護施設等を退所後の適当な住居の確保や、退所後の生活が安定するまでの間のフォローアップが重要となります。

しかし、犯罪をした人等は、前歴があることに加えて、頼れる身寄りがおらず、アパートや福祉施設に入居する際に求められる身元引受人や緊急連絡先の確保が困難なことや、家賃滞納歴により民間家賃保証会社を利用できない、敷金・礼金を用意できないといったこと等により、住居の確保が難しい状況があります。

更生保護施設や自立準備ホームについては、処遇困難者に対する処遇や地域社会への移行支援等、その役割が拡大してきていますが、その一方で、更生保護施設等では、過去に犯した罪の内容や嗜癖等本人が抱える問題性、地域社会との関係により、特に受入れが進みにくい人がいる実情があります。

また、起訴猶予者や全部執行猶予者等の更生緊急保護対象者のうち、福祉サービス等につながらない人に対する支援は、極めて短期間のうちに釈放後の住居を調整する必要もあり、受け皿となる居住場所の確実な確保が喫緊の課題となっています。

○ 刑務所を満期等出所時に帰住先がない人の数・その割合



※「帰住先がない人」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した人をいい、帰住先が不明の人や暴力団関係者のもとである人等を含みます。

「自立準備ホーム」とは

法務省は、更生保護施設のほかに社会の中に多様な居場所を確保する方策として、2011年度（平成23年度）から「緊急的住居確保・自立支援対策」を実施しています。

具体的には、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等に対し、保護観察所が、刑務所出所者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活指導（自立準備支援）を委託するもので、この宿泊場所を「自立準備ホーム」と呼びます。自立準備ホームには、ホームレス等の生活困窮者支援を行うNPO法人が所有するアパートや、社会福祉法人が運営する障害者のグループホーム、児童福祉法上の自立援助ホーム、宗教法人や薬物依存症者の自助グループが管理する施設等、様々な分野からの参入があり、宿泊場所の形態も施設内の一室、アパート、一軒家など様々です。また、登録は年度ごとの更新制です。

自立準備ホームに委託するメリットとしては、生活困窮者や薬物依存者、障害者等の様々な対象への支援を通じて培われた各団体の持つノウハウを、刑務所出所者等の社会復帰にも活用できることに加え、単身用アパートから共同生活を行う施設まで、宿泊場所も多様であることから、刑務所出所者等の特性に合わせた委託が可能になること等があげられます。なお、委託の際には自立準備ホームに費用が支払われます。

ガンバの会の取組【自立準備ホーム】

認定NPO法人生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会
理事長 副田 一朗

私たちの「自立準備ホーム」では、帰住地がない触法者を千葉保護観察所からの委託の下、受け入れています。刑務所からの出所者のみならず、罰金刑の人、執行猶予者、起訴猶予者と多彩です。ただ利用者に共通している点は、「住まい」がない状態であることはもちろんですが、所持金がない、また相談し、支援を受けられる人間関係を喪失してしまっていることです。再犯防止の観点からも、これらの課題をクリアしていくことが重要になります。

ただ「住まい」と「生活費」に対しての課題をクリアしていく方法は多くはなく、「住込み就労」もしくは「生活保護制度利用等による住まいの確保」に限られているのが現状です。

ちなみに2020年度（令和2年度）の当法人の利用者に限ってみれば、全利用者20名のうち、6割の方が生活保護制度利用で、自立準備ホームの委託終了後に「住まい」を確保しています。そこから求職活動を行い、就労、経済的自立を果たした方もおられます。ただ、この「住まいの確保」にしても、本人の経歴や連絡先がない等の理由もあって、家賃保証等の支援が必要なことは言うまでもありません。

また「住まいと仕事」が確保できたとしても、先にあげました人間関係を喪失し、社会的に孤立状態にあることは変わっておらず、私たちにしてみれば、支援のスタートは「住まい確保」後と考えており、息の長い伴走型支援がここから始まります。この伴走型支援こそが再犯防止の鍵と確信しながら、共に歩んでいます。

【本県における取組の方向性と概要】

- ・ 自立相談支援機関での相談等により、住居の確保や就労自立等の包括的な支援に取り組めます。
- ・ 更生緊急保護の一時的な受け皿として、高齢者や障害者、生活困窮者を受入可能な既存の福祉施設や自立支援施設の活用を図るため、支援関係団体や法人に対し、自立準備ホーム制度の周知や活用の働きかけを行います。
- ・ 千葉県の住宅確保要配慮者居住支援協議会である、千葉県すまいづくり協議会居住支援部会の活動を通じて、再犯防止における居住先確保の重要性等の周知に努めます。

【健康福祉指導課】

- ・ 住宅セーフティネット法に基づき、更生保護対象者等を含む住宅確保要配慮者の

入居を拒まない賃貸住宅の登録や、入居相談等を行う住宅確保要配慮者居住支援法人の指定の促進に努めます。

【住宅課】

【国における取組の方向性と概要】

（千葉地方検察庁）

- ・更生緊急保護に関して、円滑な支援を実施できるよう、千葉保護観察所と随時意見交換会を実施する等、緊密な連携体制を構築します。

（千葉刑務所・市原刑務所）

- ・出所後に経済的に困窮する人に対して、生活困窮者自立支援法に基づく支援や民間のホームレス支援団体等と協力しながら、住居の確保を行います。
- ・個々の状況に応じて、中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設、自立準備ホーム等の関係機関と適切な連携を心掛け、帰住先が定まらないことによる再犯のリスクを減らす取組を進めます。

（八街少年院・市原学園）

- ・個々の状況に応じて、中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設、自立準備ホーム等の関係機関と適切な連携を心掛け、帰住先が定まらないことによる再非行のリスクを減らす取組を進めます。
- ・専門家の知見を活用して、地方公共団体の関係窓口との連携を強化し、在院者の社会復帰に資する関係構築を図ります。

（千葉保護観察所）

- ・刑務所出所者等で帰住予定地や住居のない人については、更生保護施設や自立準備ホームでの受け入れのほか、協力雇用主の住込み先やホームレス支援団体が管理する施設への入所等により、住居の確保に努めます。
- ・千葉地方検察庁から、起訴猶予等で身柄の拘束が解かれる人に対して保護の依頼があった場合には、保護観察官等による面接をした上で、更生保護施設や自立準備ホーム等の帰住先の調整を行います。
- ・特別調整対象者については、千葉県地域生活定着支援センターと連携し、福祉施設等への入所が決定するまでの間、一時的に更生保護施設や自立準備ホームへ帰住することが必要な場合には、調整を行います。
- ・更生保護施設からの退所後の生活が安定し、地域生活への定着が図られるよう、更生保護施設による退所者へのフォローアップの取組を推進します。
- ・関係機関・団体の協力を得て、更生保護施設の役割について近隣住民の理解を促し、より充実した運営がなされるよう支援を行っていきます。
- ・自立準備ホームとして登録される施設を開拓し、より多くの人を保護できる体制づくりに努めます。

千葉県帰性会【更生保護施設】

千葉県帰性会は、国（法務大臣）の認可を受けて設置された更生保護施設で、千葉県では唯一の更生保護施設です。

1897 年（明治 30 年）、成田山新勝寺を中心として県下の宗教団体により「千葉保護院」として設立されました。1914 年（大正 3 年）、千葉県帰性会と改称。人間は本来、仏になる美しい心、仏性を宿しており、過ちを犯した人といえども仏に帰ってほしいとの思いから、この改称がつけられました。同年、千葉県知事の佐柳藤太氏が免囚保護の重要性を理解され、当会の会長に自ら就任され、以後三代の知事が会長を務められました。

当会は設立当初から、頼るべき親族がいない刑務所出所者等を一定期間保護し、宿泊や食事を提供するとともに、就職指導、金銭管理指導等、必要な生活指導を行うことで、彼らの円滑な社会復帰を支援し、再犯を防止するという重要な役割を担ってきました。

2009 年度（平成 21 年度）、千葉県帰性会は、高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等を保護する施設として指定され、福祉の専門スタッフが中心となって、施設退所後に円滑に福祉サービス等を受けるための調整等を行っているほか、最近では、被保護者が施設を退所した後も継続的に相談に応じ、地域で孤立することなく社会生活に順応できるように支援を続け、効果をあげています。

こうしたフォローアップ事業の実施は、「息の長い支援」として、再犯防止の観点から重要であり、当会としては、今後一層この施策の推進に取り組む予定です。



【民間団体等における取組の方向性と概要】

（中核地域生活支援センター）

- ・生活全般にわたる相談を受ける中で、住居の確保に関する相談に応じていきます。
- ・生活保護を必要とする方については、生活保護申請の同行や、その準備として居宅探しにも協力します。
- ・千葉県すまいづくり協議会居住支援部会に参加して、関係機関等と現状を共有しながら新たな取組を検討します。

（千葉県弁護士会）

- ・生活保護を必要とする方については、生活保護申請の同行や、その準備として居宅探しにも協力します。また、単身で生活することが可能な方については、安易に無料低額宿泊所等を利用させず、居宅探しに協力します。

- ・各自治体で行っている生活困窮者の自立相談支援機関につなぎ、公営住宅の活用を含む一時生活支援事業の利用を促します。
- ・以上のような支援のきっかけとなるべく、生活保護の専門相談を随時受け付けるほか、毎週火曜日の午後 1 時から 4 時までの間、無料で電話相談を受けます。
- ・住宅確保要配慮者向けの居住支援拡充のための調査・提言等を行います。

（更生保護施設（千葉県婦性会））

- ・犯罪をした人等を積極的に受け入れ、衣食住の保護措置や様々な処遇を実施した後、社会的経済的な自立を促すため、関係機関・団体と連携して退所後の居住先の開拓及び調整を行います。

（自立準備ホーム）

- ・薬物の問題がある人、福祉や医療のサービスが必要な人、経済的に困窮している人、行き先のない女子少年等、個々の自立準備ホームの持つ特性にあった人たちを積極的に受け入れ、住居や食事の提供、生活支援を行います。また、自立準備ホームの退所先について、関係機関・団体と連携して調整を行います。

（千葉県宅地建物取引業協会）

- ・自治体の住宅関係課、加盟会員（地域の宅地建物取引業者）、居住支援法人等と連携を図りながら、矯正施設退所者を含む住宅確保要配慮者の住宅の確保に取り組みます。
- ・住宅を確保した後、住宅確保要配慮者が地域の適切な医療・福祉機関、支え合いの取組等を活用できるよう、自治体、居住支援協議会、関係機関等との連携強化を図ります。
- ・個々の協力雇用主が、被雇用者の必要性・特性に応じて社員寮や民間アパートへの入居を支援できるよう、対応可能な住居の確保を行います。
- ・矯正施設退所者等の住居の確保に関する課題等について調査研究を行い、適宜自治体等が取るべき施策等について提言を行っていきます。

（住宅確保要配慮者居住支援法人）

- ・支援業務の対象とする住宅確保要配慮者に、「保護観察対象者・更生緊急保護を受けている者」「更生保護対象者その他犯罪をした者等」を含めている住宅確保要配慮者居住支援法人において、民間賃貸住宅への入居を希望する方への相談対応等の支援を行います。

「居住支援法人」とは

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する人、その他住宅の確保に特に配慮を要する人）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し、家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守り等の生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するものです。

2017 年（平成 29 年）4 月に改正された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（改正住宅セーフティネット法）に法的根拠を持つ法人で、現在千葉県内に 22 法人が活動しています（令和 3 年 7 月 16 日現在）。

※ 住宅確保要配慮者の範囲は、各都道府県の賃貸住宅供給促進計画の中で追加できますが、千葉県の場合は「保護観察対象者・更生緊急保護を受けている者」に加え、「更生保護対象者その他犯罪をした者等」もその範囲と定め、支援の対象者としています。

【再犯防止推進における居住支援法人の役割】

千葉県指定居住支援法人 株式会社あんど
代表取締役 友野 剛行

再犯防止推進においては、その「住まい」の支援、「居場所」や「逃げ場」の支援、「役割」の支援（就労等も含む）が何よりも重要であると考えられ、とりわけ「住まい」を軸とした支援を行うのが、居住支援法人の役割であるといえます。「住まい」は社員寮等で確保したが、仕事や人間関係に馴染めず退職してしまい、「住まい」を失ったところで再犯をしてしまうというケースはとても多いです。

株式会社あんどの居住支援は、①希望する地域や住宅の条件等のアセスメント ②居住支援付き住宅（入居者・オーナーがともに安心できる仕組みをあらかじめパッケージした住宅）の提供 ③家賃債務保証 ④死後事務委任契約やその人固有の苦手なことを同行・代行する各種委任契約の締結 ⑤定期的な見守りと相談支援 ⑥緊急時の対応 ⑦1年に一度の生活サポート審査（生活力の向上や低下に合わせた居住支援の中味の検討） ⑧転居相談 ⑨退去や死亡時の家主費用の保険対応や死後事務手続きの実施・・・これらを行っています。（次ページの居住支援付き住宅のイメージ図を参照）

また、刑余者等の支援においては、退所者等が元暮らしていた家や地域に戻せないケース、特になるべく遠くに離してあげることが必要なケースが多いこと等から、複数の居住支援法人のネットワークが必要です。また、その法人の得意分野がそれぞれ違うこと等からも、そうしたネットワークは必要であることから、全国規模においては、全国居住支援法人協議会（全居協）を設立し、国土交通省や厚生労働省だけでなく法務省にも研修等で協力してもらっています。（株式会社あんどはその研修委員長を務めています。）

さらに千葉県においても、千葉県居住支援法人協議会（千居協）を設立し（令和3年9月設立）、今後のネットワーク作りを始めたところです（会長：株式会社あんど・友野）。

また、2021年度（令和3年度）後半より、株式会社あんどと千葉保護観察所との連絡調整会議を定期的に開催し、具体的な入口支援・出口支援における連携のあり方の検討や、実際のケースの支援方法・生活環境調整のあり方等の研究を行うようになりました。

罪を犯した人が、その地域で・また新たな場所で、人生をもう一度やり直すための「住まい」の支援を、居住支援法人のネットワークとしても行っていきたいと思います。



千葉県宅建協会について【(一社)千葉県宅地建物取引業協会】

(一社)千葉県宅地建物取引業協会(略称:「千葉県宅建協会」)は、宅地建物取引業(不動産の売買・仲介、賃貸仲介等)の適正な運営の確保と健全な発展を図ることを目的として、1967年(昭和42年)7月に設立されました。県内の宅地建物取引業者の約8割に当たる約3,800社が加盟しており、加盟会員向け研修事業、自治体との連携・協力事業、一般消費者向け不動産相談事業等の事業を行っています。



この中で、自治体との連携・協力事業について、住宅の確保に特に配慮を要する方(住宅確保要配慮者)の居住支援に関する取組をご紹介します。

①「千葉県あんしん賃貸支援事業」への協力

住宅確保要配慮者の住まい探しをサポートする不動産仲介業者等を登録し、広く情報提供することで、賃貸住宅への円滑な入居を支援する千葉県の事業です。本会は、千葉県との協定に基づき、加盟会員の「あんしん賃貸住宅協力店」登録促進を図るとともに、募集登録の取りまとめを行っています(協力店登録会員数=108社、2021年8月現在)。

②「千葉県すまいづくり協議会居住支援部会」への協力

住宅セーフティネット法第51条の規定による居住支援協議会として、2013年(平成25年)7月に設置された「千葉県すまいづくり協議会居住支援部会」に構成団体として参画し、千葉県の住宅確保要配慮者の居住支援施策に協力しています。

③ 県下11支部における各市町村との連携・協力事業

本会は、千葉県内に11の支部を設置しています。各支部においても各市町村と連携して、住宅確保要配慮者の居住支援に取り組んでいます。

【取組事例(一例)】

- 千葉支部・・・「千葉市民間賃貸住宅入居支援制度」への協力
「サービス付き高齢者向け住宅」入居者紹介事業
- 市川支部・・・「住宅確保要配慮者等民間賃貸住宅あっせん制度」(市と共同実施)
- 船橋支部・・・「住みいるサポート船橋(船橋市居住支援協議会)」への協力

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

① 高齢者又は障害者等への支援等

【現状認識と課題等】

国の再犯防止推進計画では、高齢者（65 歳以上の人）が、出所後 2 年以内に刑事施設に再び入所する割合は全世代の中で最も高いことや、出所後 5 年以内に再び刑事施設に入所した高齢者のうち、約 4 割の人が出所後 6 ヶ月未満という極めて短期間で再犯に至っている点が指摘されています。また、知的障害のある受刑者については、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことも明らかにされています。

高齢者や障害のある人については、心身の状況や生活環境等を社会福祉士等の専門職が適切にアセスメントし、必要な支援をコーディネートすることで、自立に向けて安定した生活を実現できる可能性が高まることから、本人が矯正施設を出所・出院後に孤立することなく、迅速に必要な福祉サービス等につなげていくことが肝要です。

刑務所出所者等に対する支援（いわゆる出口支援）としては、適切な帰住先が確保されていない高齢者や障害のある人等が、出所・出院後に必要な福祉サービスを円滑に利用できるよう、従来からの刑務所等と保護観察所による生活環境の調整に加えて、2009 年度（平成 21 年度）から特別調整の手続が定められ、厚生労働省で地域生活定着支援事業が開始されています。

県においては、地域生活定着支援センター事業として、矯正施設に入所・入院中で、高齢や障害を理由に出所・出院後に自立した生活を営むことが困難と認められる場合、出所・出院後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための取組を行い、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことを支援してきました。

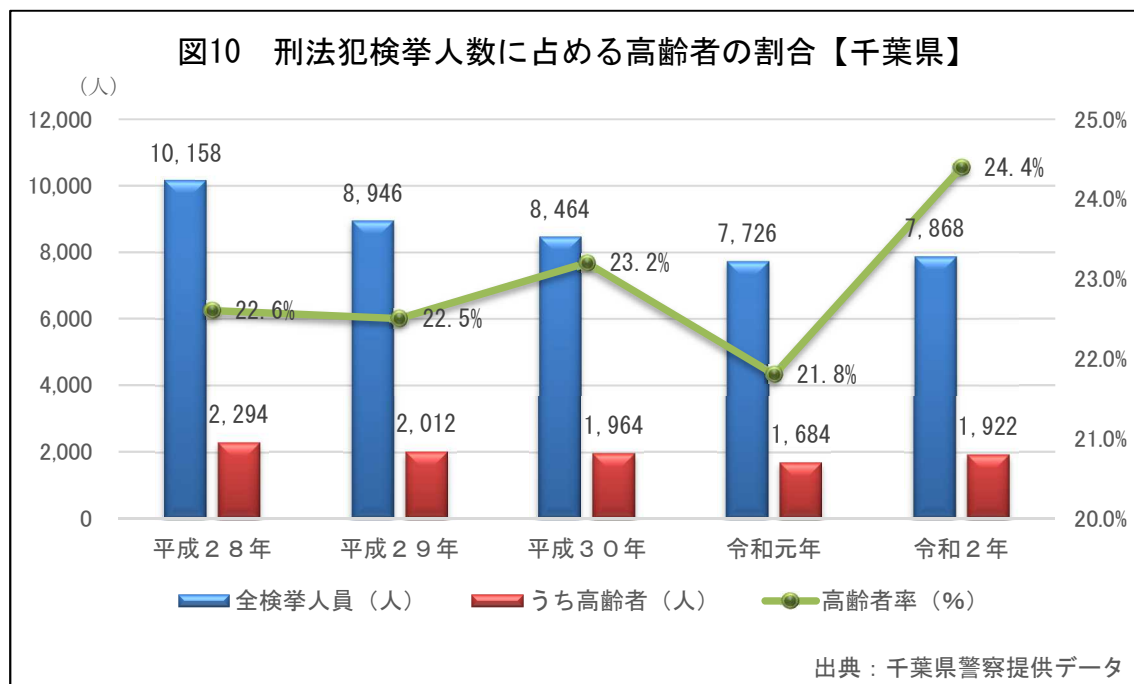
しかしながら、高齢者や障害のある出所者の中には、医療や福祉の支援が必要であるにもかかわらず、特別調整や更生緊急保護等を希望せず、それらの支援につながらない場合があること、要介護認定・障害者手帳を取得するほどではないことから、障害や認知症が疑われるものの本人に自覚がない人がいること、保健医療・福祉サービスについて十分な情報を持っていないことから、支援が行き届かないこと等により、自立に向けて安定した生活を営むことができず、再犯につながっているケースもあります。

また、高齢者や障害のある出所・出院者は、複合的・複雑化した問題を抱えていることが多いことから、問題の解決には複数の関係機関の連携・協力が必要となり、支援の開始から終了までに相当な時間を要します。加えて、各機関との連絡・調整には、各制度を理解する知識、判断力、コミュニケーション能力が不可欠であることから、高齢者や障害のある相談者が一連の支援を自分一人で行うことは極めて困難です。

さらに、高齢者や障害のある人等、社会的に孤立しやすい傾向のある人への支援は、専門的な知識や経験が必要で、かつ機関や部署間において切れ目なく行われることが求められることから、関係機関相互の連携・協力体制の充実・強化が大きな課題です。

○ 刑法犯検挙人数に占める高齢者の割合

千葉県警察における検挙件数に占める高齢者（65 歳以上）の割合は、近年は 25% 近くになり、概ね 4 人に 1 人となっています。



【本県における取組の方向性と概要】

- ・ 高齢又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設の入所・入院者等について、司法と福祉が連携して、矯正施設入所・入院中から、帰住地において直ちに障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを利用できるよう、東京矯正管区や矯正施設、保護観察所、地域の関係機関等との連携を強化します。

【健康福祉指導課】

- ・ 障害のある人が自立及び社会参加できるよう、「第 7 次千葉県障害者計画」に基づき、障害者支援のための施策を総合的かつ計画的に実施します。
- ・ 地域における相談支援体制の充実のため、相談支援体制を担う人材の育成や、地域では対応困難な事例や専門分野に係る助言及び相談支援業者のスキルアップに向けた指導等を行います。
- ・ 電話相談窓口や来所窓口において、犯罪をした人等や千葉保護観察所等の関係機関からの精神保健福祉に関する相談に応じ、必要な助言を行います。

【障害者福祉推進課】

- ・ 施設サービスが必要な人が、必要な時に利用できるよう、特別養護老人ホーム等の計画的な整備を進めるとともに、養護老人ホーム、軽費老人ホームについては、利用状況等を勘案し、必要な定員数を確保します。
- ・ 医療や介護が必要な高齢者が増加する中、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が急増すると見込まれていることから、高齢者が地域で安心して暮らせるようにする

ため、ライフライン事業者等を活用した見守り・生活支援ネットワークづくりや、NPO、ボランティア等の多様な実施主体による生活支援サービスの提供を推進します。

- ・住民の多様なニーズや相談に対応する地域包括支援センターについて、職員が専門性を活かしながら総合的に対応できるよう研修を実施する等、機能強化を図ります。また、地域の実情に応じ、設置を促進します。
- ・生活や仕事等への不安や生きづらさを抱える高齢者が、地域で自立した生活ができるよう、相談支援の充実を図ります。

【高齢者福祉課】

「地域包括支援センター」とは

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者に関する総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護等を行う、市町村が設置する機関です。

保健師や、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門の職員が、他の行政機関や医療機関等との連携を取りながら、地域での暮らしを支援しています。

【国における取組の方向性と概要】

（千葉地方検察庁）

- ・高齢又は障害を有する支援対象者について、適切な福祉的支援（医療的支援を含む）につなぐよう、関係機関等との連携を図ります。

（東京矯正管区）

- ・高齢者又は障害のある人等を、矯正施設からの釈放後に速やかに適切な福祉サービスに結びつける特別調整の取組が効果的に運用されるよう、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の関係機関との連携の充実強化を図っていきます。

（千葉刑務所・市原刑務所）

- ・保護観察所から特別調整対象者として選定を受けた人を対象に、釈放後速やかに適切な介護、医療等の福祉サービスを受けることができるようにするため、地域生活定着支援センターと連携しながら支援をしていきます。
- ・特別調整の条件を満たさなかったものの、支援が必要と思われる人については、独自に調整を行っていくほか、更生保護官署を始めとする関係団体との連携強化の充実を図り、切れ目のない支援を推進します。

（千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター））

- ・矯正施設退所後、更生保護施設や福祉施設等に帰住した障害者に対し、知能検査や認知症検査を実施し、本人の特性や現状の課題を明らかにした上で、社会適応のための各種の助言を行います。

（千葉保護観察所）

- ・高齢又は障害を有し、かつ適当な帰住先が確保されていない矯正施設入所者について、釈放後速やかに福祉サービスを円滑に利用できるようにするために、中核地域生活支援センターや千葉県地域生活定着支援センターと連携し、帰住先の調整や地域における社会生活への移行、自立促進を図るための特別調整に取り組みます。
- ・起訴猶予等、矯正施設における処遇を経ない更生緊急保護対象者のうち、高齢・障害により、自立に向けて福祉サービスを利用することが必要な人に対しては、釈放前に保護観察官による面接を行う等、調査をした上で居住先の確保を行うとともに、福祉サービス等の利用が円滑に行われるよう、千葉県地域生活定着支援センター等の関係機関・団体と連携をとりながら支援をしていきます。

【民間団体等における取組の方向性と概要】

（中核地域生活支援センター）

- ・矯正施設や千葉保護観察所、地域生活定着支援センター、地域の保健医療・福祉関係機関と連携し、特別調整と一般調整にならない障害者や高齢受刑者等へのコーディネート業務やフォローアップ業務、相談支援業務等を実施します。
- ・被疑者・被告人の段階から、高齢者や障害者等の帰住先のコーディネートやフォローアップ等の支援を実施します。

（千葉県地域生活定着支援センター）

- ・矯正施設や千葉保護観察所及び各都道府県の地域生活定着支援センターや地域の保健医療・福祉関係機関と連携し、特別調整対象者や高齢受刑者等へのコーディネート業務やフォローアップ業務、相談支援業務等の地域生活定着促進事業を実施します。
- ・「地域ネットワーク強化業務」として、自治体関係課や市町村の法定化された協議会（自立支援協議会等）、千葉県内の相談機関（中核地域生活支援センター、障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター等）、社会福祉協議会、福祉事業所（社会福祉法人やNPO法人等）の巡回訪問を進め、地域ネットワークの強化を図ります。
- ・被疑者・被告人の段階から、高齢者や障害者等の帰住先のコーディネートやフォローアップ等の支援を実施します。
- ・受刑中の高齢受刑者に対して、福祉制度の理解を深め、出所後に適切に福祉制度を活用できるように、矯正施設と連携して、社会復帰支援指導を実施します。
- ・東京矯正管区、千葉地方検察庁、千葉保護観察所、千葉県弁護士会等から講師の派遣等をいただきながら、地域の保健医療・福祉関係機関との情報交換会を開催し、刑事手続や環境調整等の概要、相談支援、居住支援、就労支援、修学支援、依存症回復支援等に関する講座や事例検討等を通じて、地域ネットワークの強化に努めます。

（千葉県弁護士会）

- ・高齢者・障害者を対象とした電話による法律相談を毎週実施するほか、高齢者・障害者を巡る法律課題について面談による各種相談会を実施します。
- ・中核地域生活支援センターとのタイアップ事業として法律相談を実施し、相談担当

弁護士を派遣します。

- ・生活困窮状態等にありながら既存の福祉制度のサービスからこぼれてしまっている、あるいはサービスの対象として予定されていないような障害者・高齢者に対する相談会等の取組を、県内の関係団体と連携の上、実施します。

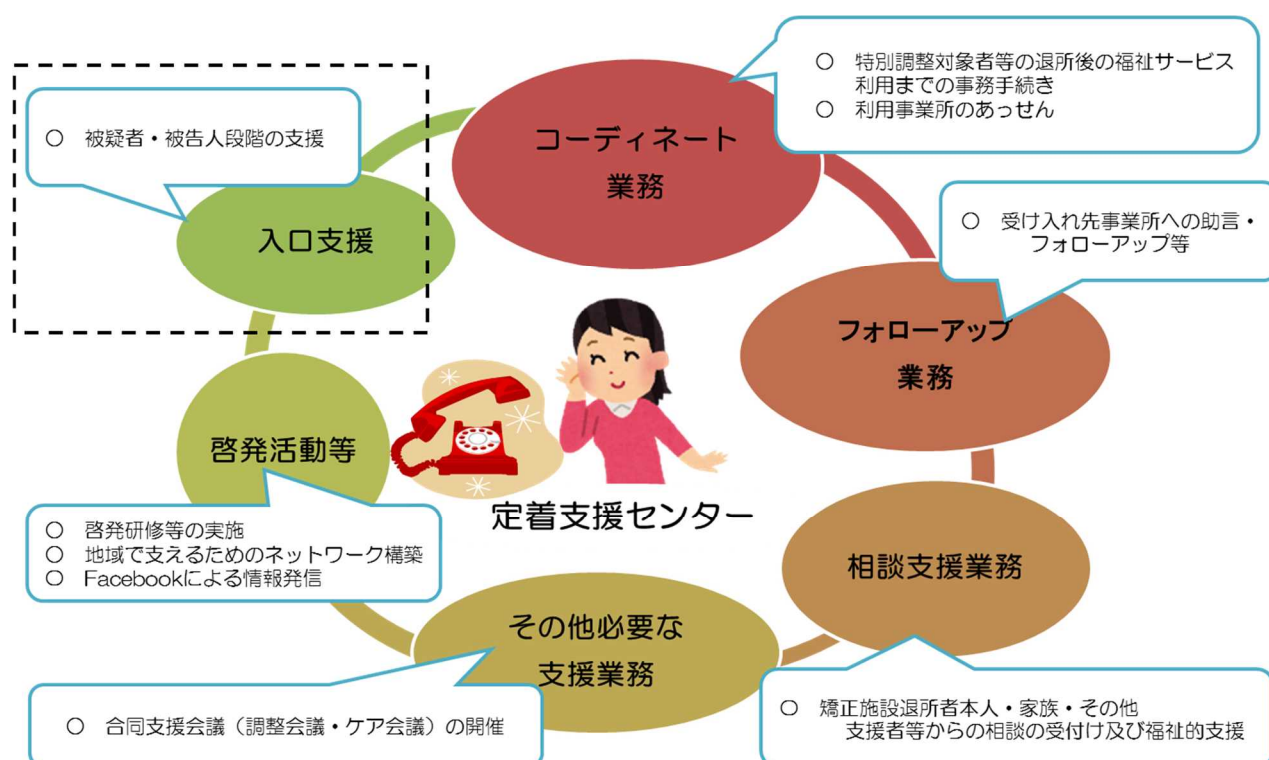
（更生保護施設（千葉県婦性会））

- ・更生保護施設に配置されている福祉専門職員により、高齢者及び障害を有する被保護者に対して、それぞれの個別事情を踏まえ、地域の保健医療・福祉サービス等に繋げるための支援を行います。

（自立準備ホーム）

- ・被保護者の意向を汲み、地域の保健医療や福祉サービス等につなげるための支援を行います。

定着支援センターの5つの業務＋1



【千葉県地域生活定着支援センター】

千葉県地域生活定着支援センター
センター長 岸 恵子

日本の矯正施設（刑務所、少年刑務所、少年院、拘置所）には、福祉の支援が必要な障害者や高齢者が数多く入所・入院しており、出所・出院後の支援がないために再び罪を犯して矯正施設へ戻っていることがわかってきました。そこで、厚生労働省・法務省の連携事業として、対象者を直ちに福祉サービスにつなぐ役割を担う「地域生活定着支援センター」が2009年度（平成21年度）から2011年度にかけ、全国の都道府県に設置されました。これまで連携がなかった司法と福祉を繋ぐ架け橋として設置された地域生活定着支援センターは、多機関・多職種によるチーム支援を基本とし、対象者の社会復帰支援に取り組んでいます。

千葉県では千葉県知的障害者福祉協会がNPO法人格を取得し、2010年（平成22年）10月からセンターを運営しています（毎年プロポーザルで事業を受託）。それ以前に、知的障害者福祉協会加盟施設ではモデルケース2名の出所後の支援を行いましたが、現在それぞれが就労自立し、1名は結婚し家庭を築いています。

私たちは、開所から12年（2021年9月末現在）の間に、矯正施設の入退所を繰り返して生活を立て直すことができなかった特別調整対象者（※1）や一般調整対象者（※2）に対して、福祉による生活支援をコーディネートしてきました。また、相談支援業務として被疑者被告人段階にある対象者と関連する相談にも積極的に取り組み、特別調整対象者と変わらぬ内容の支援を行ってきました。その数は930名以上になりますが、私たちが出会った人たちは凶悪でも狡猾でもなく、特別な障害者や高齢者でもありませんでした。特別だとすれば、失敗経験を数多く重ねて他者との関係形成が困難であり、複雑に絡み合ったいくつもの問題を抱えていたことです。

これまで千葉県地域生活定着支援センターが相談支援業務の中で取り組んできた「被疑者被告人の支援」については、2021年度（令和3年度）からセンターの本来業務と位置付けられました。これまでどおり、刑務所の出口、入口において罪を犯した福祉の支援が必要な人たちをソーシャルサポートで支えています。

（※1）以下の条件全てを満たす人。①障害がある又はおおむね65歳以上の高齢者
②住まいがない ③福祉の支援が必要 ④円滑な社会復帰のために対象者とする
ことが相当 ⑤対象となることを希望している ⑥特別調整を実施するために
関係機関に個人情報を提供することを保護観察所の長が同意している。

（※2）帰る場所や身元引受人は存在するが、福祉の支援が必要な対象者。

② 薬物依存を有する人への支援等

【現状認識と課題等】

覚醒剤取締法や大麻取締法、ヘロイン等の薬物を取り締まる法律に違反した薬物事犯者のうち、最も数が多い覚醒剤取締法違反による検挙者数は、全国では毎年1万人前後で推移しており、新たに刑務所に入所する人の罪名の約3割を占めているほか、他の犯罪と比べても再犯リスクが高く、より早い段階で刑務所に再び入所する傾向にあります。

また、大麻取締法違反による検挙者も2014年（平成26年）から増え続けており、中でも10代や20代の若年層の増加率が特に高いことから、薬物事犯の低年齢化が進行しているとともに、覚醒剤等のより依存性の高い薬物に手を出してしまう人が増えていくことが危惧されます。

そのため、薬物依存を有する人に対する適切な支援体制を構築することは、再犯防止を進める上で極めて重要です。

また、薬物の使用等により検挙された人は、犯罪をした人等であると同時に、薬物依存症という病気である事例も多いという視点も重要であり、薬物による犯罪を繰り返さないようにさせるためには、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要です。

しかし、薬物の使用等により検挙された人の多くは、薬への強度の依存や習慣性等により、自らの意思による薬物使用のコントロールは困難であることから、刑事司法機関による関与の終了後も途切れることのない支援につなげ、支援者により見守りを続けることが必要です。

一方で、薬物依存を有する人の回復と社会復帰には、本人等が相談支援を受けられることのほか、保健・医療機関における薬物依存の治療体制の強化や、自助グループ等の民間支援団体が相互に有効かつ緊密に連携し、その責任、機能、又は役割に応じた支援を効果的に実施すること、そのための情報提供や治療・支援等に携わる人材の育成が課題となっています。

さらに、薬物依存症は、本人のみならず家族や周囲を巻き込み、大きな影響を与えることから、家族等が依存症に対する理解を深め、適切に対応するための情報提供や相談支援を充実していくことも課題としてあげられます。

【本県における取組の方向性と概要】

- ・薬物依存症に対応できる医療機関を依存症治療拠点機関・依存症専門医療機関として選定、周知を行い、薬物依存症者の医療提供体制の整備を進めます。
- ・千葉県精神保健福祉センター等では、薬物依存症者が薬物を使用しない生活を続けていけることを目的とした治療・回復プログラムを開催し、薬物依存症からの回復と

社会復帰を支援します。

- ・千葉県精神保健福祉センター等では、薬物依存症者の家族を対象に、薬物依存症という病気や回復について正しく理解し、適切な対応方法を学び実践できるよう家族教室等を行います。
- ・千葉県精神保健福祉センター等では、治療・支援等に携わる人材の育成として、依存症支援者研修を行います。
- ・千葉県精神保健福祉センター等では、自助グループ等の民間団体と連携を図り、薬物依存症者に対し必要に応じて民間団体等を紹介する等の支援を行います。
- ・関係機関が密接な連携を図るとともに、地域における依存症に関する情報や課題の共有を目的として関係機関連携会議等を行います。

【障害者福祉推進課】

- ・学校での薬物乱用防止教室を推進するため、教員がその必要性を理解し、指導の実践方法を身に付けるための研修会を開催し、資質の向上を図ります。
- ・学校で開催される薬物乱用防止教室を、千葉県警察や薬物専門講師等と連携して行う等、薬物乱用防止教室の充実を図ります。

【教育庁学校安全保健課】

- ・取締活動を通じて、薬物乱用者やその家族等を対象に、必要に応じて支援関係機関・団体等相談先の情報を提供することで回復を支援します。
- ・関係機関等と連携し、テレビ、ラジオ等の各種媒体を利用した薬物乱用防止広報を実施し、薬物乱用防止についての啓発を行います。

【県警察本部薬物銃器対策課】

【国における取組の方向性と概要】

（千葉刑務所）

- ・薬物依存離脱指導において、薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解した上で、断薬への動機づけを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させるような指導を行います。

（八街少年院・市原学園）

- ・特定生活指導（薬物非行防止指導）を実施し、薬物の依存性を認識し、薬物依存に至った自己の問題性を理解させることで、再び薬物を乱用することのないよう指導します。

（千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター））

- ・ワークブック「薬物について考えよう」を実施し、薬物依存に至った自己の問題への理解を深めさせるとともに、再使用に至らないための具体的な対処法について考えさせます。

（千葉保護観察所）

- ・薬物依存対象者に対し、医療機関や関係機関と連携又は協力を得て、「薬物再乱用防止

プログラム」、任意の簡易薬物検出検査、家族等に対する支援（引受人会）を実施又は開催します。

- ・地域で共同生活を送りながら、薬物依存症からの回復と社会復帰を支援している民間の自助団体であるダルクに対し、薬物依存症者への取組を委託します（一部のダルクには通所による回復訓練も委託しています。）。
- ・薬物依存症者に対する「息の長い支援」を行うため、千葉県精神保健福祉センターや千葉市こころの健康センター、ダルク等で行われる薬物依存からの回復支援のためのプログラム及びミーティングに積極的に関与し、薬物依存対象者が保護観察終了後にこれらの機関や団体の支援を受けられるように引き継いでいきます。
- ・薬物依存症者が、刑事処分又は保護処分終了後も地域において必要な保健医療・福祉のサービスを受けられるとともに、依存からの回復のための「息の長い支援」が受けられるよう、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づく地域支援ネットワークの構築のため、「薬物依存症対策地域連携協議会」を開催します。

【民間団体等における取組の方向性と概要】

（中核地域生活支援センター）

- ・各機関が主催する薬物依存症からの回復支援に関する懇談会等への出席を通じて、千葉県精神保健福祉センターや千葉保護観察所、民間支援団体等との連携強化を図ります。

（千葉県地域生活定着支援センター）

- ・各機関が主催する薬物依存症からの回復支援に関する懇談会等への出席を通じて、千葉保護観察所、民間支援団体等との連携強化を図ります。

（更生保護施設（千葉県婦性会））

- ・薬物依存症者に対する支援を実施する自助グループ等の民間団体との連携を強化し、薬物依存症の問題を抱える被保護者を、必要に応じて医療機関と連携し受診につなげます。

「自助グループ」とは

自助グループとは、何らかの障害・困難や問題、悩みを抱えた人が、同様な問題を抱えている個人や家族とともに、当事者同士の自発的なつながりで結びついた集団をいいます。薬物依存症であれば、「ダルク（ドラッグ・アディクション・リハビリテーション・センター）」「N A（ナルコティクス・アノニマス）」、アルコール依存症であれば、「断酒会」「A A（アルコールリクス・アノニマス）」「マック」等があり、「ジャパンマック」ではギャンブル依存症やネットゲーム依存症等に係る回復支援も行っています。

自助グループではミーティングが開催されており、参加者は他の仲間の話を聞き自分のことを話すことで、依存物質から解放される重要な手立てとなります。中でもダルクでは、通所型と入所型の2通りの参加手段があり、入所型の場合はダルクの施設で仲間と共同生活を送り、施設内や外部会場で日に数回行われるミーティングを中心としたプログラムに参加する生活を続けます。回復プログラムが順調に進めば、施設を出て自宅に戻る等して再び通所によるミーティング参加を続けたり、自宅に近いN A等、別のグループに移ってミーティング参加を続ける人もいます。自助グループに参加するきっかけは、本人や家族からの相談だけでなく、保護観察所等の刑事司法機関や病院等の医療機関からの相談、あるいは市町村等の自治体からの相談による場合もあります。千葉県内にも自助グループとして複数のダルクやN A、A A等が活動を行っており、依存症からの回復を目指す人を支援しています。

③ 適切な医療を必要とする人への支援等

【現状認識と課題等】

高齢者や障害のある人による犯罪の背景には、加齢や障害に伴う各種機能の低下が一因となって引き起こされるケースがあります。

認知症や障害のある人が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようになるためには、出所・出院後に、本人の状況に応じた適時・適切な医療・介護等を受けることが必要となります。

そもそも、公的機関や民間事業者等が提供する保健医療サービスは、犯罪をした人等であるか否かを問わず提供され得るものですが、特に判断能力が不十分な人は、保健医療サービスについて十分な知識・情報を持っていないことや、地域の再犯防止に係る取組がまだ進んでいないこと等により、支援を必要としている人に十分な支援が行き届かず、再犯につながっているケースもあると考えられます。

このため、出所・出院後に速やかに必要な保健医療サービスにつながり、対象者一人一人に適した治療や支援が提供されるよう、福祉専門官や刑務官、社会復帰調整官といった司法関係者と医療・介護・予防のスタッフとのケア会議の開催等、各機関の専門家が連携・協力できる体制の充実・強化が課題となっています。

【本県における取組の方向性と概要】

- ・認知症の人やその家族が地域で安心して暮らすためには、地域住民によるさりげない見守りの体制づくりが重要であることから、市町村や関係機関と協働して、独居高齢者の安全確認や行方不明者の早期発見、保護等の地域での見守り体制を整備します。
- ・地域支援の要として、医療、福祉・介護、行政等の関係者と協力しながら、専門職等に対する困難事例への相談対応や助言、関係者のネットワークの構築や調整、地域資源情報の提供等を行う「認知症コーディネーター」及び「認知症地域支援推進員」を養成し、地域における認知症支援体制の構築を推進します。
- ・適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を強化するため、「認知症初期集中支援チーム」の質の向上の方策を検討します。
- ・「認知症疾患医療センター」の整備を始め、認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言や支援を行うとともに専門医療機関や市町村等との連携の推進役となる「認知症サポート医」を千葉県医師会と連携しながら養成し、認知症の早期発見・早期対応等の医療体制の充実を図ります。

【高齢者福祉課】

- ・精神障害のある人の精神症状が急激に悪化した場合等の緊急時でも対応できるよう、「千葉県精神科救急医療システム」による精神科救急医療相談窓口を24時間設置し、適切な医療の確保を図ります。
- ・「千葉県保健医療計画」に基づく保健医療圏単位で、精神科救急基幹病院を中心により

身近な地域で速やかに診療が受けられるよう、精神科救急医療システムの拡充を図ります。

- ・ギャンブルやアルコール等による依存や健康上の問題を有する人に対して、必要な治療や支援を行う専門医療機関の整備を進めるとともに、それらの機関に関する情報発信に努めます。

【障害者福祉推進課】

【国における取組の方向性と概要】

（千葉地方検察庁）

- ・医療的支援が必要と認められる支援対象者について、保健所と情報共有を行いながら、医療機関等との連携を図ります。

（千葉刑務所・市原刑務所）

- ・保護観察所から特別調整対象者として選定を受けた人を対象に、釈放後速やかに適切な介護、医療等の福祉サービスを受けることができるようにするため、地域生活定着支援センターと連携しながら支援をしていきます。

（八街少年院・市原学園）

- ・少年院に入院する人の中には 26 条通報の対象者もいることから、精神障害及び精神障害の疑いのある少年に対し、保護観察所と連携をしながら、出院後の適切な医療等の福祉サービスを受けられる体制を取ります。

（千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター））

- ・医療措置の必要性が高いと判断された地域援助の対象者に関しては、医療機関の受診を勧めるとともに、既に医療機関を受診している対象者については本人の同意のもと、当該機関と情報共有・連携しながら支援をしていきます。

（千葉保護観察所）

- ・医療的支援が必要と認められる保護観察対象者や刑務所出所者等に対して、医療の受診を支援し、受診に当たって本人の同意を得た上で、医療機関との連携を行います。

【民間団体等における取組の方向性と概要】

（千葉県医師会）

- ・認知症サポート医のフォローアップやかかりつけ医等に向けた認知症対応力向上に資する研修を行政と連携して取り組み、認知症の人に対する理解を深め、医療サービスを提供します。
- ・保護観察所や警察、介護・福祉サービス、行政等と連携し、障害があっても必要な人に適切な医療サービスが受けられるよう医療体制の整備を行います。

（千葉県弁護士会）

- ・認知症等により判断能力が低下しており、法的手続きの支援が必要と考えられる場合には、代理人として、あるいは親族からの依頼を受ける等により申立を行う等、法定後見制度の利用を促します。

- ・生活のしづらさが見られた場合、基幹相談支援センターや地域包括支援センター、中核地域生活支援センター等と連携して適切な行政サービスが受けられるよう支援を行います。

（更生保護施設（千葉県婦性会））

- ・服薬を必要とする刑務所出所者に対しては、疾病や服薬の情報を把握する等、矯正施設と連携した服薬指導を継続します。
- ・当会入会後に緊急受診が必要な人に対しては、無料低額診療事業を実施する医療機関と連携した支援を行います。
- ・特定の医療機関の協力を得て、月に1回、被保護者の無料健康相談を実施します。

(4) 非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施

① 児童生徒の非行の未然防止等

【現状認識と課題等】

千葉県における 2020 年（令和 2 年）の刑法犯少年検挙人員は 776 人であり、戦後最小となりました。しかし、刑法犯少年検挙人員に占める再犯者の割合は、2020 年で 32.7%であり、ここ数年 3 割を超える高水準で推移しています。

また、2020 年の刑法犯全検挙人員に占める少年の割合については 9.9%で、全国平均の 9.6%を上回っています。（出典：警察本部）

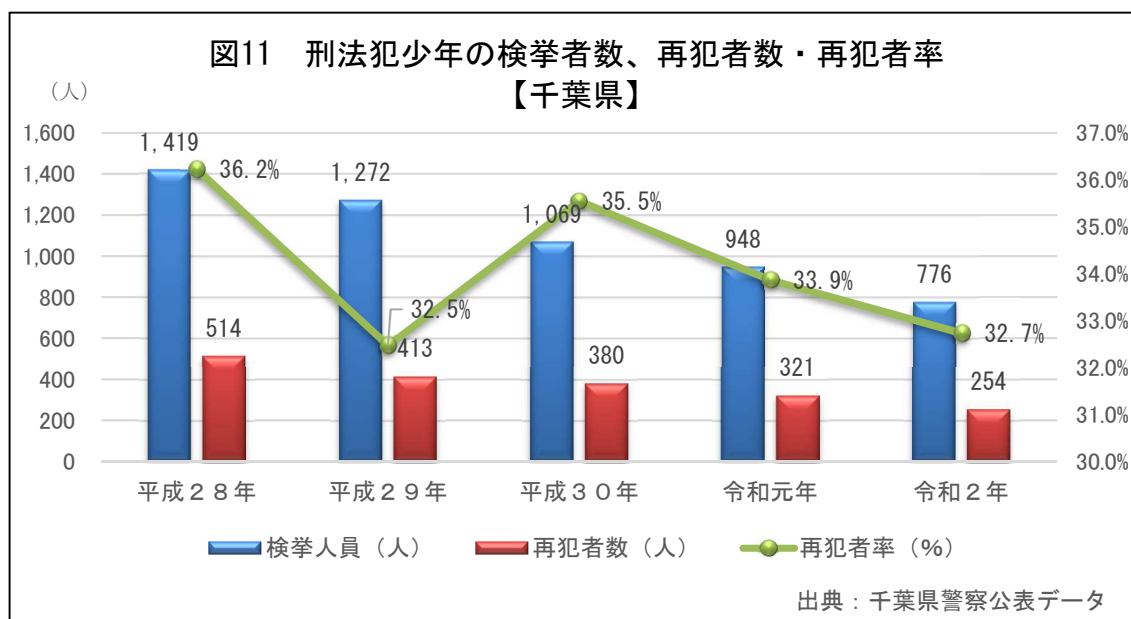
少年を取り巻く環境が日々変化している中、将来を担う少年たちの健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、適当な居場所や公的な支援へのつながりにくさを抱える非行少年等が、退学等により居場所を失い、必要な支援からも遠ざかってしまうことがないようにする施策の充実が求められています。

しかし、近年の少年非行の背景には、虐待や貧困等による家庭の養育力の低下や地域社会の教育機能の低下、少年自身のコミュニケーション能力の不足等、発達上の問題等が複雑に絡み合っている場合もみられ、非行の未然防止や早期立ち直りへの課題となっています。

また、少年自身や親、家族の責任だけでは非行の問題を解決することは難しいと想定されることから、非行少年もしくは非行少年であった人に対して支援を行う際は、それぞれの事情について配慮しつつ、矯正施設や保護観察所、学校等の関係機関が連携することが必要だと考えます。

○ 刑法犯少年の検挙者数、再犯者数・再犯者率

県内の検挙人員や再犯者数は減少傾向にあります。再犯者の割合（再犯者率）は 3 割前後を推移しています。



【本県における取組の方向性と概要】

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に向けた教育相談体制の充実等に対し、支援していきます。
- ・学校において、非行や薬物乱用の防止教室が適切に実施されるよう、関係機関からの情報提供、研修等への支援を実施していきます。
- ・地域の更生保護ボランティアが、学校等との連携により実施している啓発活動・非行予防活動について、保護観察所の依頼に基づき、関係する教育機関等に働きかけを行います。

【教育庁児童生徒課】【学事課】

- ・犯罪被害者等支援の一環として、高校生向けに、被害に遭ってしまった場合とその後の対応や、被害者や加害者を生まないための「性犯罪・性暴力被害者支援に関する出前講座」を実施します。

【くらし安全推進課】

- ・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、官・民の様々な機関で構成される子ども・若者支援協議会において、情報共有や必要な取組の検討とともに支援機関の人材育成を行います。
- ・青少年総合対策本部を中心に、地域振興事務所や市町村等と連携して「青少年を健全に育てる運動」を展開し、青少年の非行防止、保護及び健全育成を推進します。
- ・青少年の非行を未然に防ぐ直接的な役割を担う各市の青少年補導センター及び青少年補導員に対して、必要な助成等を実施します。
- ・青少年及び地域住民が非行に対する共通の理解と認識を深めるため、チラシやSNS上での広告等を用いて啓発を行います。

【県民生活・文化課】

- ・児童相談所では、児童に関するあらゆる問題について相談に応じますが、非行相談においては、児童や保護者との面接等を通じて、児童の抱える問題や家庭の状況を調査し、学校等と連携して支援、指導を行うとともに、必要な児童については児童自立支援施設に入所させ、集団生活のもとで自立を支援します。
- ・児童相談所では、専門の職員が児童虐待に関する相談のほか、非行や障害等、児童に関するあらゆる相談に対して、児童の福祉の向上と権利擁護を最優先に考え、相談に応じます。

【児童家庭課】

- ・「教育立県ちば」プランに基づき、県立学校における教育相談体制や福祉関係機関との連携体制を強化するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努め、児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に向けた教育相談体制の充実を図ります。
- ・不登校児童生徒に対する支援を強化するため、教育支援センターの効果的な活用を図るとともに、国の動向も踏まえながら、フリースクール等との連携を進めます。

【教育庁児童生徒課】

- ・学校、少年警察ボランティア等と連携し、繁華街、歓楽街等における合同補導を実施します。

【県警察本部少年課】

【国における取組の方向性と概要】

（千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター））

- ・保護者や関係機関からの依頼を受け、非行や各種問題行動に係る助言、心理相談、法教育、各種講演活動等を行います。

（千葉保護観察所）

- ・千葉県子ども・若者支援協議会の構成員として、関係機関との連携会議に参加したり、少年事件関係機関との連絡会において、家庭裁判所や少年矯正施設、児童相談所等の職員とその処遇について協議し、再犯防止に係る情報共有及びネットワーク構築を図ります。
- ・矯正施設において修学支援等を受けた保護観察対象者について、民間ボランティアや地方公共団体等が、施設内処遇の内容を踏まえた学習支援を行えるよう、必要に応じた円滑な連携を図ります。

【民間団体等における取組の方向性と概要】

（中核地域生活支援センター）

- ・学校内において、生活上困難を抱える子どもとその保護者に対し、スクールソーシャルワーカー等と連携して相談支援を実施します。

（千葉県弁護士会）

- ・個々の事件の中で、少年の（再）非行防止に資する充実した付添人活動が行われるよう、会内研修や家庭裁判所との協議会を実施します。
- ・子どもやその支援機関（少年院、更生保護施設、児童相談所、児童養護施設）等からの、非行、いじめ、虐待等の相談を専門的に取り扱う「子どもの専門相談」を設け、（再）非行防止に繋がる法的助言ができるよう態勢を整えていきます。
- ・少年院からの講師派遣依頼に基づき、少年院在院中の少年を対象として、（再）非行防止に資する法的知識に関する講演を実施します。

（千葉県保護司会連合会）

- ・非行の未然防止のため、非行について考える学校・生徒と保護司会の交流会を開催します。
- ・学校で実施する薬物乱用防止教室等の非行防止授業に協力する等により、児童生徒に対する非行防止の啓発に取り組みます。

（千葉県更生保護女性連盟）

- ・非行の未然防止や子育て支援のため、地域で保護者等に対するミニ集会を開催したり、学校や幼稚園等と連携して、児童学童に対する絵本の読み聞かせ活動等の非行予防の啓発活動を行います。

- ・県内で子ども食堂の経営による居場所づくりや学習支援を行ったりする民生委員やBBS会、保護司等のボランティアと協力して、非行防止に取り組みます。

千葉県における取組【児童相談所】

千葉県健康福祉部児童家庭課

児童相談所は、児童福祉法第12条の規定により設置され、全ての児童が心身ともに健やかに育てられるという主旨のもと、18歳未満の児童の福祉に関する相談に応じています。問題の解決に当たっては、必要により調査・面接・一時保護等の方法を用いて、種々の診断（社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等）を行い、児童や保護者にとって最も適する援助がされるよう努めています。

現在、千葉県が所管する児童相談所は6か所設置されていますが、2020年度（令和2年度速報値）の総相談受付件数18,665件のうち、児童虐待相談を含む養護相談が9,416件、心身障害相談が6,820件となっており、この2つの相談種別で全体の87.0%を占めています。他にも非行相談や育成相談等を受け付けています。

非行相談や育成相談においては、児童や保護者との面談等を通じて、児童の抱える問題や家庭の状況を調査し、学校等と連携して支援、指導を行うとともに、必要な児童については児童福祉施設に入所する等、一人一人の児童に適した形で自立を支援しています。



【千葉県中央児童相談所】

② 学校等と連携した立ち直り支援

【現状認識と課題等】

非行や犯罪をした少年が立ち直り、地域社会の一員として社会復帰するには、自立のために必要な修学支援、仕事や居場所の確保等を通じて、少年を集团的不良交友関係から切り離していくことや、社会での受入れを一層進めることが求められています。

そのためには、学校や民間団体等との協働により、規範意識・社会性・コミュニケーション能力の向上を目指した社会奉仕活動や農業体験等、多様な体験活動が有効であると考えます。特に継続した補導が必要と認められる少年については、体験活動への参加促進や学習支援を含めた継続補導が必要と思われます。

また、子育てに対する親の意識の変化を踏まえ、福祉的支援が必要な子どもの社会復帰支援や、保護者への相談支援が必要であると考えています。さらに、保護司制度等、これまでも少年の立ち直りを支援してきた既存の事業に対する学校関係者の理解を促進するため、具体的にどういった取組を行っていくか検討が必要です。

さらに、児童相談所や少年センター等において、再非行の防止の観点を含めた立ち直りのための相談・支援ができるよう、司法関係機関等との連携を図りながら、関係職員や地域の青少年の健全育成に関わっている民間協力者等の知識、対応力を向上させることが課題となっています。

【本県における取組の方向性と概要】

- ・ 少年院・少年鑑別所から復学した児童生徒について、受入れが円滑に進むよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、関係機関と情報共有し、連携を強化して必要な支援を行えるようにします。
- ・ 少年院における児童生徒の学習状況等について適切に把握し、少年院に入院した少年が円滑に復学できるよう、関係機関との情報共有を図ります。

【教育庁児童生徒課】

- ・ 修学に課題を抱えている少年に対し、大学生ボランティアや関係機関と連携し、学習支援や社会奉仕体験活動等を通じてコミュニケーションを図り、少年の修学に対する意欲の向上に努める等、立ち直り支援を行います。
- ・ 各種広報啓発活動を行い、広く一般に対し、少年非行の現状や立ち直り支援の必要性等についての理解を広げます。

【県警察本部少年課】

【国における取組の方向性と概要】

(八街少年院・市原学園)

- ・ 学校等と連携し、高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整等の修学支援を実施します。

(千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター））

- ・保護者や関係機関からの依頼を受け、非行や各種問題行動に係る助言、心理相談、法教育、各種講演活動等を行います。

(千葉保護観察所)

- ・学校に在籍する保護観察対象者や、少年院に収容中で復学が見込まれる少年について、学校や保護司と連携して処遇協議を行う等して、少年の円滑な学業再開や安定した学校生活の維持につながるよう働きかけていきます。

【民間団体等における取組の方向性と概要】

(千葉県弁護士会)

- ・少年が家庭裁判所に送致された後、観護措置決定がとられたにもかかわらず付添人がいないときに、弁護士会から付添人になろうとする弁護士を派遣し、付添人活動を通じ、学校等の社会資源を活用して少年の立ち直りを支援します。弁護士会では、少年鑑別所に身柄を拘束された少年全員に付添人がつくことを目指します。
- ・付添人となる弁護士に少年の立ち直りのために必要な支援を適切に行えるよう研修等を実施し、人材の育成を図ります。
- ・弁護士会と関係機関との協定等に基づき、弁護士が各学校、市町村の教育委員会、県の教育事務所から教育現場における児童生徒の非行にかかる問題について相談を受け、法的観点から助言をします。
- ・非行問題の防止とその対応について、教職員に向けた研修を実施するとともに、学校からの要請があった場合に、児童生徒向けに少年が非行を行った場合にどうなるかを説く出張授業にも対応します。

(千葉県保護司会連合会)

- ・学校に在籍する保護観察対象者に関し、学校や保護観察所と連携して協議会を開催する等により、生徒・児童を取り巻く地域や学校の現状について共有を図ったり、定期的な個別の処遇検討会により対象者の問題や処遇のポイントを把握して適切な処遇につなげる等、就学中の保護観察対象者の立ち直り支援と地域の非行防止に努めます。

(千葉県更生保護女性連盟)

- ・地域小学校、中学校と連携し学校区内での見守りを実施するほか、更生保護施設での昼食づくりの活動を通して非行の防止や立ち直りの支援を行います。

(千葉県BBS連盟)

- ・千葉保護観察所の依頼によりBBS会員が行う保護観察中の少年に対する学習支援等のともだち活動や、サマーキャンプ等のグループワークに対し、財政的支援をする等により、協力をしていきます。

【千葉県BBS連盟】

BBS運動とは、Big Brothers and Sisters Movement の略であり、BBS会は、非行等様々な問題を抱える少年たちに、「兄」や「姉」のような身近な立場で接し、少年たちと同じ目の高さで、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことで、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。

活動の特色として、非行少年の「ともだち」になってその成長や自立を支援する「ともだち活動」のほか、少年たちが勉強をするのをアドバイスしたり手伝ったりする学習支援、地域に根ざした非行防止活動やスポーツやレクリエーションを中心としたグループワーク、保護観察中の少年が行う社会参加活動への協力等、様々な活動を実施しています。また、会員としてBBS運動の実践活動に必要な能力・識見を習得したり、社会の一員として少年たちに信頼されるよう努めること等の自己研鑽も行っています。

BBSの成り立ちは、戦後間もない混乱期、街にあふれる孤児に、若者の力で何かできないかと考えた京都の学生が投書をしたことがきっかけに、1947年（昭和22年）に「京都少年保護学生連盟」が生まれ、これが日本のBBS運動のスタートとなり、以後、70年以上続けられています。全国に約4,400人の会員があり、千葉県BBS連盟では、主に千葉保護観察所との連携のもと、約70人の会員が9の地区会に分かれて活動をしています。

③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

【現状認識と課題等】

犯罪時の居住地が千葉県で、2019 年（令和元年）に少年院や刑事施設に入院・入所した人について、少年では入院者 70 人に対し、高卒未満（在学中を含む）の人は 63 名（90%）、成人では入所者 773 人に対し、高卒未満の人は 462 名（約 60%）と、高卒未満の人が占める割合が高くなっています（出典：東京矯正管区）。

非行等に至る過程で、又は非行を原因として高等学校を中退する人も多く、少年院入院者の 36.8%、入所受刑者の 24.6%が高等学校を中退している状況にあります（国再犯防止推進計画）。また、復学又は進学を希望しても、その大半が希望を果たせていない状況にもあります。さらに、少年院出院時に全日制・定時制・通信制高校への復学・進学及び高等学校卒業程度認定試験を希望していても、出院後は仕事に就き、時間の経過とともに復学・進学等を断念しているという実態があります。

人が成長・発達する上で学びの果たす役割は大きく、特に若年のうちに適切な学びの機会が与えられることは、自己の人格を磨き、健全な社会の一員として自立するために大変重要だと考えます。このことは、一度、犯罪・非行をした人等であっても同様であり、犯罪・非行を理由として学びが途絶えることなく、誰しものが能力に応じ、学校又は様々な学習機会を活用し、学びを継続することができる社会環境を構築することが重要です。具体的には、再び学ぶための機会を増やすことや、進学のための学習も含めた修学支援、そのサポート体制の構築が必要とされています。

しかし、学校との接点を無くしている少年や、学校不適應の事案については、少年院等を出院した後に、本人が進学復学の手段を調べるのは困難であることが想定されます。

また、犯罪や非行をした事実により高等学校等を退学した少年が、矯正教育や保護観察を経て、再び高等学校や高等学校卒業程度認定試験を受験することを希望する場合でも、学校や地域における取組が十分でないこと、犯罪をした人等の継続した学びや進学・復学のための支援が十分でないこと等により、学習支援を実施する団体とつながる機会が少ない状況があります。

このため、矯正施設や保護観察所と学校関係者の相互理解の促進を図るとともに、矯正施設からの進学・復学の支援を充実させ、民間協力団体が効果的かつ円滑な取組が推進できるよう、県教育庁や学校等との更なる連携強化が課題であると認識しています。

【本県における取組の方向性と概要】

- ・学び直しを望む出所・出院者に対し、関係機関と連携し、定時制や通信制高校等の入学案内を配布し、入学相談に応じる等、出所者等の学び直しを支援します。
- ・少年院・少年鑑別所から復学した児童生徒について、受入れが円滑に進むよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、関係機関と情報共有し、必要

な支援を迅速に行えるようにします。

- ・ 少年院における児童生徒の学習状況等について適切に把握し、少年院に入院した少年が円滑に復学できるよう、関係機関との情報共有を図ります。

【教育庁児童生徒課】

- ・ 就学支援金や奨学金・貸付金を始めとする教育費負担の軽減に関する制度の周知を行い、修学継続のための支援を行います。
- ・ 小中学校における就学援助について、市町村に対して、制度の趣旨に沿った援助の実施を働き掛けていきます。

【教育庁財務課】

- ・ 修学支援の一環として、私立学校に通う生徒の保護者の授業料等の負担軽減を図ります。

【学事課】

【国における取組の方向性と概要】

（八街少年院・市原学園）

- ・ 学校等と連携し、高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整等の修学支援を実施します。

（千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター））

- ・ 知能検査等を実施して、学習のつまずきの原因を明らかにした上で、その結果等を保護者や本人に丁寧に説明します。

（千葉保護観察所）

- ・ 学習意欲のある保護観察対象者に対して、民間ボランティア（ＢＢＳ）と連携して学習支援等を行います。

【民間団体等における取組の方向性と概要】

（千葉県弁護士会）

- ・ 個々の事件の中で「児童生徒の健全育成に関する学校と警察の相互連絡制度」に基づく警察からの連絡等により学校が在校生の非行を覚知した際に、非行のあった少年に退学を促すことを防ぐ等、付添人活動が少年の更生に資するものとなるよう、会内研修等を実施します。
- ・ 子ども・若者の貧困対策の取組として、生活困窮状態にある子育て世帯向けの各種社会保障制度や奨学金制度の充実に向けた調査・提言や相談会等を実施します。

（千葉県ＢＢＳ連盟）

- ・ 千葉保護観察所と連携し、保護観察中の少年等に対して、ともだち活動による学習支援やサマーキャンプ等の体験活動的なグループワークを実施することを通じて、少年達の学習意欲や社会体験・余暇生活の充実等を図ることに協力していきます。

非行少年を生まない社会づくりの推進について【千葉県警察】

1 活動の経緯

県下の刑法犯少年の検挙人員は、年々減少しており、2020年（令和2年）はピークであった2004年（平成16年）から9分の1に減少しております。しかしながら、刑法犯少年の再犯者率は、ここ数年3割を超える高水準で推移しております。

少年が非行に走る背景には、家庭や地域社会の教育機能の低下、少年自身のコミュニケーション能力の不足、社会の中に自分の居場所を見出せずに孤立感・疎外感を感じていること等があげられ、これらの要因が少年の規範意識の低下につながっていると思われます。

そこで、千葉県警察では、「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」「少年を見守る社会気運の向上」を2つの柱として、非行少年を生まない社会づくりを推進しています。

2 主な活動内容

（1）少年警察ボランティア、千葉県警察学生サポーター等と連携した立ち直り支援活動

少年警察ボランティア等の協力を得て、少年に対して田植えや稲刈り等の農業体験、料理教室、清掃活動等の社会奉仕体験活動を実施し、

- ・ 社会との協調性、コミュニケーション能力の向上
- ・ 自己肯定感、達成感の獲得や勤労の喜びの体得
- ・ 地域社会・参加者との絆づくりの構築

を図る等、個々の少年の状況に応じた少年の居場所づくり活動を実施しています。

※ 少年警察ボランティアとは、少年非行防止を図るための民間協力者として警察本部長や公安委員会の委嘱を受けた方々を言います。

※ 千葉県警察学生サポーターとは、少年の非行問題に関心があり、熱意と行動力のある大学生を少年課長がサポーターに委嘱し、警察と協力して立ち直り支援活動等を実施しているボランティアのことを言います。

（2）少年を見守る社会気運の向上

少年警察ボランティア等の協力を得て、通学時の声かけ・あいさつ運動や街頭補導の実施、万引き等の初発型非行を防止するための非行防止教室等を開催しています。



(5) 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施

犯罪をした人等はそれぞれに経歴や性格を始め、家庭環境や経済的状況、交友関係等異なる背景や特性を持ち、犯罪や非行に至った要因も様々です。そのため、再犯防止のための取組を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容のみ注視しては問題を解決できないこともあります。犯罪をした人等の一人一人の複雑に絡み合った背景に目を向ける必要があります。

具体的には、対象者の経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を丹念に紐解くことができるよう、対象者の特性やニーズを的確に把握するためのアセスメントの充実や、刑事司法関係機関等との情報共有を図り、特性に応じた指導・支援等を一貫的・継続的に実施していくことが必要です。

また、国の再犯防止推進計画では、再犯リスクが高い性犯罪者・ストーカー加害者や暴力団関係者、可塑性の高い少年・若年者、虐待や性的被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱える女性、発達上の課題を有し、特別な配慮を要する人に対して、特性に応じた指導等の充実が掲げられています。

こうした犯罪を行う人等については、自己の行動や考え方に問題があることを認識させるとともに、再犯に至らないための具体的な対処方法を対象者自らが考えていけるような専門的支援が必要です。

しかし、矯正施設や保護観察所が行う指導の内容は、必ずしも地域の支援機関と情報共有されているわけではなく、対象者の特性や対処ニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や、刑事司法関係機関を始めとする関係機関の連携による指導の継続性・一貫性が不十分であることが課題となっています。

① 少年・若年者に対する支援等（児童福祉との連携強化）

【現状認識と課題等】

犯罪をした人等のうち、少年や若年者等については、可塑性に富むことや、必ずしも就労自立が目標とならないことを踏まえ、地域の関係機関やボランティア団体等が連携した様々な教育的な働き掛けを行うことが重要であると考えられます。

【本県における取組の方向性と概要】

- ・ 児童相談所では非行少年に対し、保護者による適切な監護が得られない場合には、市町村や警察等の関係機関と連携し、支援を行います。
- ・ 自立援助ホームに対して、職員の人件費や入所児童の生活費等、運営に要する経費の支援を行います。

【児童家庭課】

- ・ 関係機関によるケース検討会を実施し、関係機関との連携強化を図るほか、過去に

非行少年として取扱いのあった少年に対する、農業体験活動や学習支援活動等を通じた立ち直り支援活動を推進します。

- ・少年院に入所する少年に対する、少年が特殊詐欺に関与しない環境づくりや、少年の再非行防止に資する取組を実施します。

【県警察本部少年課】

【国における取組の方向性と概要】

（八街少年院・市原学園）

- ・被害者の視点を取り入れた教育、性非行防止指導、暴力防止指導、家族関係指導等、個々の在院者の非行に対応した6種類の特定生活指導を、在院者個々の特性や必要性に応じて実施します。

（千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター））

- ・家庭裁判所における処分決定や関係機関における効果的な指導に資するよう、鑑別対象者の非行につながる問題点の精査や必要な支援の提案を行います。
- ・地域援助の枠組みにおいては、少年に限らず成人も含め、幅広く犯罪をした人等に対して支援を行います。

（千葉保護観察所）

- ・保護観察を受けている少年の親の希望に応じ、定期的に外部講師を招聘して親子関係の改善を図るための支援を行います。
- ・保護観察を受けている少年及び少年院在院中の少年の保護者に対し、子どもへの関わり方についてのパンフレットを作成し、必要に応じて配布することで、親子関係の改善を図るための支援を行います。
- ・少年の生育環境や資質、非行傾向に応じ、再非行防止のため地域の関係機関や民間団体と連携して支援を行います。

【民間団体等における取組の方向性と概要】

（千葉県弁護士会）

- ・「千葉県児童虐待対応法律アドバイザー制度設置運営要綱」に基づき、児童虐待等の困難事例に係る法的対応を児童相談所が的確に行い、児童の相談援助における専門性と客観性を確保し適切な対応を図る「児童虐待対応法律アドバイザー」の募集・登録・研修等を実施します。また、千葉県からの推薦依頼に基づき、各児童相談所職員として、弁護士を推薦します。
- ・少年にとって少年院・少年鑑別所における処遇がより良いものとなるよう設置されている少年院視察委員会及び少年鑑別所視察委員会の委員に弁護士の推薦を行います。
- ・児童にとって児童福祉施設（児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設等）の処遇がより良いものとなるよう設置されている千葉県児童福祉施設協議会施設生活等評価委員に弁護士の推薦を行います。
- ・親権者が不在である場合等に未成年後見人の選任が要する場合に、裁判所からの推薦

依頼により、子どもの未成年後見人の候補者として弁護士を推薦します。

- ・子どもや若者が学ぶ権利を保障していくために、学費減免や奨学金制度の拡充、改善、定時制高校や夜間中学校等の多様な学びに関する啓発や提言等を行います。
- ・子ども・若者の貧困対策のために、大学や若者支援団体等とも連携しながら若者や社会人向けの出張講座等を行います。

(更生保護施設(千葉県婦性会))

- ・保護観察所からの委託による「家庭裁判所の審判で保護観察に付された少年」や「少年院を仮退院した少年」、家庭裁判所からの補導委託による「試験観察中の少年」等に対し、司法及び関係行政機関と連携して少年の問題行動の改善と再非行防止のための処遇に努めます。

【八街少年院】

少年院の概要

定員:150名

矯正教育課程:社会適応課程Ⅰ(A1)

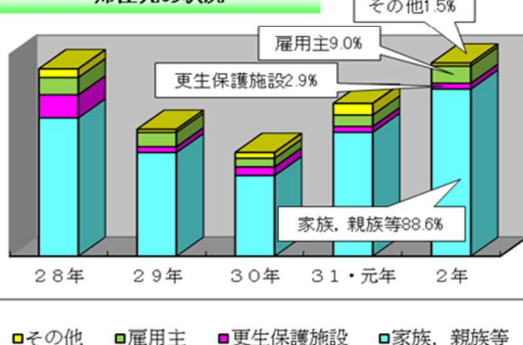
社会適応を円滑に進めるための各種の指導を重点としている。

社会適応課程Ⅱ(A2)

自己統制力を高め、健全な価値観を養い、堅実に経過する習慣を身に付けるための指導を重点としている。

出院者の状況

帰住先の状況

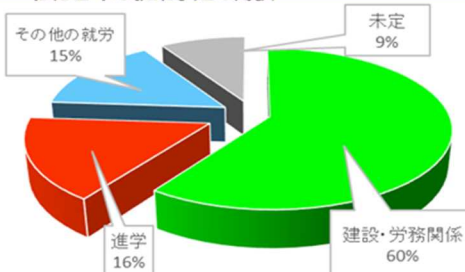


沿革

昭和24年 6月 創立
 昭和30年 11月 旧施設全面改築工事完成
 昭和52年 6月 東京矯正管区保護少年分類規程の改正により非行性のより深い少年を収容
 平成8年 3月 新施設全面改築工事完成
 平成27年 6月 新少年院法の施行により、第1種少年院として矯正教育課程A2の対象者を収容
 平成31年 1月 矯正教育課程A1の対象者を収容開始

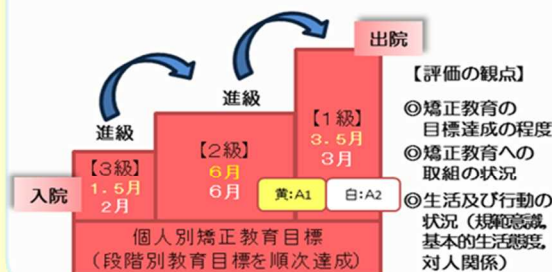
就業予定

令和2年の就業予定の内訳



教育関係

標準的な矯正教育の期間



矯正教育の内容

- 生活指導
～基本的生活訓練・問題行動指導・治療的指導・被害者心情・進路指導・保護関係調整指導等
- 職業指導
～職業生活設計指導(職業生活設計指導、農園芸科、生活科)・自立援助的職業指導(陶芸科、農園芸科、木工科)職業能力開発指導(陶芸科、情報処理科、危険物取扱者試験講座、各機器の特別教育)
- 教科指導
～高等学校卒業程度認定試験指導・補習教育指導等
- 体育指導
- 特別活動指導
～自主的活動・クラブ活動・情操的活動・行事・社会貢献活動等(動物(犬)介在活動)



動物(犬)介在活動

ニーズに応じた働き掛け

- ◎ 民間資源の積極的な活用による教育の充実化
被害者加害者対話の会、支援団体セカンドチャンス等からの講話等による現実的で良きモデルを提示する試みや薬物乱用防止教育の一環としての千葉ダルクや相模原ダルクの定期的な面接など
- ◎ 保護者に対する働き掛け
保護者参加型プログラム等
- ◎ 就労支援・修学支援



就労支援

- ◎ 就労支援
ハローワークへの登録、採用面接、職場見学(内定後)
- ◎ キャリアカウンセラーによる進路指導
ビジネスマナーやコミュニケーションスキル、履歴書の書き方等の指導、個別面接及び集団への講話

地域とつながり 地域につなげる

【千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）】

少年鑑別所は、少年の健全育成を担う法務省所管の国の機関として、少年法施行以来、長きにわたり、非行等のある少年と向き合ってきました。

他方、これまで少年鑑別所が培ってきた非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識やノウハウを活用して、「法務少年支援センター」という名称で地域の相談機関としても活動を行っています。

法務少年支援センターでは、ご本人やご家族の方から相談を受けるだけでなく、福祉機関、学校・教育関係機関、NPO等の民間団体等の青少年の健全育成に携わる関係機関・団体とも連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援等に取り組んでいます。



このシンボルマークは、少年鑑別所が「地域とともに、子どもたちの未来、可能性を育てていく」という意味を込めたもので、芽を育て、花ひらくために、いろいろな要素を注ぐということをイメージして、7色のしずくを降らせています。

キャッチフレーズは、少年鑑別所が地域とつながり、連携を深めていくとともに、専門的な知見を地域に還元しようとする姿勢を示しています。

～法務少年支援センター支援例～



知能検査・心理検査等の実施とフィードバック

- ・（例）中学校からの依頼により、生徒に個別知能検査を実施し、その結果を本人、保護者に伝える。
- ・（例）引きこもり傾向のある成人に対し、今後の就労生活に向け、職業適性検査を行い、その結果を踏まえて助言する。



問題行動の分析、指導方法に関する提案・助言

- ・（例）子どもの不登校の背景にある問題について、保護者から話を聞き、家庭における指導や援助の方法について提案する。
- ・（例）学校内で問題行動を繰り返す生徒について、担任から話を聞き、今後の対応について提案する。



講演・法教育（出前授業）の実施／事例検討会への参加

- ・（例）小学校のPTA総会において、「非行に走らせない家族の役割」として、教職員や保護者向けに講演を行う。
- ・（例）中学校の依頼を受け、「薬物乱用防止」をテーマとした出前授業を行う。

② 女性の抱える問題に応じた支援等

【現状認識と課題等】

犯罪や非行をした女性については、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合があるほか、育児等について悩みを抱え込んでいる場合や、夫等からのDVの被害に遭っている場合があり、こうした問題が犯罪や非行の背景にあることも少なくありません。そのため、地域の関係機関等が連携し、女性が抱える問題の背景にも留意しつつ、社会復帰支援を実施することが重要であると考えられます。

【本県における取組の方向性と概要】

- ・千葉県男女共同参画センターにおいては、女性が抱える様々な問題に対し、相談者自身が自らの力で解決していけるように支援するため、女性相談員による電話相談、面接相談及びカウンセリングを実施します。

【男女共同参画課】

- ・千葉県女性サポートセンターにおいて、女性が抱える様々な悩みや心配事の相談に女性相談員が対応し、アドバイスや指導等を行うほか、弁護士による専門相談、施設への入所対応等を実施します。

【児童家庭課】

【国における取組の方向性と概要】

（千葉保護観察所）

- ・女性の保護観察対象者が抱えている問題点や必要とする支援のニーズ等について把握に努め、民間の支援団体や自治体の相談機関等と協力して、一時保護を実施したり、女性保護施設への入所を調整する等、生活全般の相談・指導・支援を行い、自立の実現と福祉の増進を促すとともに、再犯や再非行の防止を図ります。

【民間団体等における取組の方向性と概要】

（千葉県弁護士会）

- ・DV問題法律相談を開設し、夫・パートナー・恋人からの暴力で困っている方の相談に対応します。また、千葉県女性サポートセンターの弁護士による専門相談への担当弁護士派遣や、千葉県DV被害者支援連絡会議への出席等を通じ、自治体の相談機関や民間の支援団体とも協力していきます。
- ・LGBTsを含む多様な性について考える啓発活動を行うほか、個別相談会等の取組を行います。

（千葉県更生保護女性連盟）

- ・地域で子育て中の母親等を対象にしたミニ集会を開催したり、子育て支援活動を実施することで、地域ぐるみで身近な問題を話し合い、子育て等で困っている人に目を

向けたり、支援につながる機会を作る等、地域の犯罪・非行防止に努めます。

『ほっとけない』の精神で【千葉県更生保護女性連盟】

更生保護女性連盟は、女性として母親としての立場で、地域の犯罪予防と犯罪をした人や非行のある少年たちの改善更生に協力し、犯罪や非行のない明るい社会を実現しようとするボランティア団体です。その活動の特色は、①犯罪や非行をした人の更生支援活動に軸足を置いていること、②組織活動を中心としていること、③自主性・自発性を基本とするボランティア活動であること、等があげられます。

また、犯罪予防のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全育成活動のほか、地域の子育て支援活動、更生保護施設での更生支援活動、保護観察中の人々の社会貢献活動への協力、刑務所や少年院の慰問等、地域に根ざした幅広い活動をしており、全国に約 15 万人の会員がいます。

千葉県更生保護女性連盟は 37 の地区更生保護女性会に分かれ、約 2,400 人の会員が、家庭や非行問題を地域住民と考えるミニ集会の実施、保護観察対象者の社会参加活動への協力、更生保護施設の訪問等、多様な活動を展開しています。中でも近年は、地域の子どもたちに、過ちをしたときに「ごめんなさい」と言えることの大切さと、地域で見守ってくれる人々の存在を伝えることを趣旨として、絵本「コウくんときいろいはね」の読み聞かせによる非行防止の啓発活動を、地域の学校や幼稚園等の理解のもと、県内各地で積極的に展開しています。

千葉県更生保護女性連盟では、これからも地域に根ざした「おせっかいおばさん」として、地域を想い「ほっとけない」の精神で、あたたかな人間愛をもって、生きづらさを抱える人たちにそっと寄り添いながら、更生保護の心を地域に広め、だれもが人間らしく尊厳をもって生き生きと暮らせる明るい社会の実現に寄与することを目指して活動していきます。

③ 発達上の課題を有する犯罪をした人等に対する支援等

【現状認識と課題等】

犯罪をした人等の中には、その犯罪や非行の背景として、発達上の課題がある場合があります、また、そうした課題を抱えながらこれまでの生育歴において適切な支援につながっていなかったり、課題の存在そのものが見過ごされてきた場合も少なくありません。そのため、地域の関係機関等が連携して、発達上の課題を踏まえた支援を実施することが重要であると考えられます。

【本県における取組の方向性と概要】

- ・発達障害の方々とその家族や関係者の方々のための専門の支援センターである「発達障害者支援センター」において、発達障害の方々とご家族が安心して地域で暮らしていくことができるようお手伝いをします。

【障害福祉事業課】

【国における取組の方向性と概要】

（千葉地方検察庁）

- ・発達上の課題を有する支援対象者について、課題の種別及び程度等を把握し、その課題解決に適応する支援機関等との連携を図ります。

（八街少年院・市原学園）

- ・発達上の課題等の在院者の特性に応じて行うべき矯正教育の目標、内容、実施方法等を計画、指導を行います。

（千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター））

- ・家庭裁判所における処分決定や関係機関における効果的な指導に資するよう、鑑別対象者の非行につながる問題点の精査や必要な支援の提案を行います。
- ・地域援助の対象者に発達上の課題が認められた場合には、保護者や本人に発達障害の可能性を丁寧に説明した上で医療機関の受診を促すとともに、同機関と情報共有・連携を図りながら支援を行います。

（千葉保護観察所）

- ・発達上の課題を有する保護観察対象者等の処遇について、必要に応じて少年鑑別所や矯正施設、学校関係者、医療機関や相談機関等との処遇検討会を開催する等により、本人の特性にあった適切な指導・支援を行えるよう努めます。
- ・発達上の課題を有する保護観察対象者への理解を深め、効果的な対応のあり方について、職員及び保護司に対し、児童の発達支援に関する有識者を講師として招聘し、研修を実施します。

【民間団体等における取組の方向性と概要】

（千葉県弁護士会）

- ・ 個々の事件の中で、少年の主治医、地域の社会資源等と協働することのほか、付添人弁護士が新たに対人援助専門職（児童精神科医、心理師等）に助力をあおいで、独自の立場で少年の要保護性について、必要に応じて調査を実施します。

④ その他犯罪をした人等の特性に応じた支援等

【現状認識と課題等】

犯罪をした人等が抱える個々の問題は複雑であることから、複数の関係機関が集まってケース検討を行ったり、状況の変化に応じて複数回にわたって関係機関と協議することも重要であると考えます。

【本県における取組の方向性と概要】

- ・ ストーカー加害者の保護観察実施上の特別遵守事項や問題行動等の情報を千葉保護観察所と共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底するとともに、必要に応じ、千葉保護観察所が行う仮釈放の取消の申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消の申出に対する協力を行います。
- ・ ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得て、医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働きかけを行う等、精神医学的・心理学的なアプローチを推進します。

【県警察本部人身安全対策課】

- ・ (公財) 千葉県暴力団追放県民会議を事務局とし、千葉労働局、千葉保護観察所、千葉刑務所、千葉少年鑑別所、千葉県保護司会連合会、千葉県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター、千葉県警察等で構成する「暴力団社会復帰対策協議会」では、暴力団からの離脱支援と社会復帰のための就労支援対策について連携を図ります。
- ・ 暴力団による加入強要や離脱後の報復を恐れる人の要望に応じ、県境を越えた受入企業の紹介を行う等、他の都道府県と連携した、再犯防止及び社会復帰対策に取り組みます。
- ・ (公財) 千葉県暴力団追放県民会議と連携し、県内の少年指導委員に対し、少年を暴力団から守り健全な育成を推進していくための必要な研修を行います。
- ・ (公財) 千葉県暴力団追放県民会議と連携し、社会復帰対策の充実を図るため、暴力団離脱者を雇用する受入企業の獲得に努めるとともに、受入企業への支援を拡充します。

【県警察本部捜査第四課】

【国における取組の方向性と概要】

(千葉刑務所・市原刑務所)

- ・ 刑執行開始時に、調査専門官（心理職員）による面接・調査によって問題点の精査や必要な支援の提案を行います。
- ・ 薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導等を個々の受刑者の犯罪に応じて実施します。(千葉刑務所)
- ・ 被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導、アルコール依存回復プログラム等を、個々の受刑者の犯罪に応じて実施します。(市原刑務所)

（八街少年院）

- ・他者の気持ち等を共感することが苦手な人や情緒面で課題を抱えている人に対して、他者への共感性を深め、情緒的な感情のコントロールを身に付けていく取組として、動物介在指導（G M a C（give me a chance の略））プログラムを実施します。

（千葉保護観察所）

- ・性犯罪で刑事処分により保護観察となった人のうち、特別遵守事項に性犯罪者処遇プログラム受講が設定されている人に対し、保護観察所において専門的処遇プログラムを実施します。
- ・ストーカー行為により刑事処分により保護観察となった人に関し、被害者等に接触を試みようとする等の特異動向がうかがわれた場合は、千葉県警察と連携を図り、再犯防止に努めます。

【民間団体等における取組の方向性と概要】

（千葉県弁護士会）

- ・ちばコンベンションビューロー千葉県国際交流センター、千葉市国際交流協会、柏市国際交流協会（K I R A）及び船橋市役所において、定期的に無料法律相談を実施するとともに、別途、毎年6月には外国人のための労働相談会、11月には外国人のための法律相談会を開催し、外国人の方が抱える法的問題や困りごとに対応します。
- ・日本弁護士連合会の委託援助事業を活用することで、経済的に余裕がない外国人の方の代理業務等を、原則として外国人の方の経済的負担なしで受任し、対応します。
- ・刑事事件等により在留資格を失う退去強制事由に該当する場合に、刑事事件から引き続いて行われる入管における退去強制手続でも、本人の意向を踏まえながら代理人弁護士がサポートすることができるよう支援します。
- ・千葉県弁護士会民事介入暴力被害者救済センターでは、暴力団を脱退し更生を真に希望する元暴力団員の離脱支援や社会復帰支援を行います。具体的には、「離脱支援マニュアル」を弁護士会内向けに作成する等して、刑事弁護等において弁護士が暴力団からの脱退を希望する被疑者、被告人を適切に援助できるよう情報提供を行います。
- ・上記センターに所属する弁護士がチームを組み、例えば暴力団からの脱退に際して障害となっている民事上のトラブル等について、離脱希望者の代理人として組織側と交渉や裁判等を行う等の援助を行います。
- ・日頃より、元暴力団員の社会復帰に関して、千葉県警（捜査四課）や暴力団追放県民会議とも連携や情報共有を行います。

（千葉県就労支援事業者機構）

- ・犯罪をした人等の特性に応じてきめ細やかに、就職相談、ハローワークへの橋渡し及び協力雇用主との調整等を行い、その人の立ち直りに資する就職と職場定着を図る取組を行います。

（更生保護施設（千葉県帰性会））

- ・被保護者の中には様々な問題を抱えている人が多く、生活全般に関わる処遇や支援の

ほか、個別対象者の属性、特に高齢・障害・少年・長期刑及び薬物等に応じた処遇や支援が必要となることから、これら特定の犯罪傾向の改善のための特別な処遇を更に充実させていきます。

私たちは困っている人の味方です【千葉県弁護士会】

千葉県弁護士会 遠藤 直也

弁護士は、困っている人の味方として一緒に問題の解決に取り組む法律家です。

弁護士から見ると、捜査されている被疑者も、刑事裁判を受けている被告人も、刑務所を出所して不安な気持ちで社会復帰しようとしている人も、みんな困っている人です。

困っている人が、目の前の問題を解決し、再び人生を前に進めようとするのを弁護士は法律家として後押しします。

被疑者や被告人が世間から厳しい視線を向けられているとき、弁護人は彼らの唯一の味方といえるかもしれません。弁護人は被疑者や被告人のことを第一に考えます。そして、被疑者や被告人が罪を認め更生を望んでいるときは、弁護人は彼らの更生の第一歩を後押しする存在です。弁護人は、刑事事件をきっかけとして、被疑者や被告人に障害や生活困窮の問題があることに最初に気付く存在かもしれません。弁護人は、被疑者や被告人に福祉の支援が必要ならば、彼らを福祉につなげる活動も行うことができます。

また、ある人が刑務所から出所して社会復帰しようとしているとき、彼の目の前には解決しなければならない問題が山積みかもしれません。借金の問題、家庭の問題、不良交友の問題等、様々な問題があり得ます。弁護士は、そうした様々な相談に応じ、解決の助言を与え、一緒に問題の解決に取り組むことができます。目の前の問題を解決できなければ、それが再び罪を犯す引き金になるかもしれません。目の前の問題を1つずつ解決してゆくことは、彼らの更生にとってとても大切なことです。弁護士会では様々な問題に応じられるよう多種多様な法律相談サービスを用意しています。今後、刑務所から出所した人や彼らを支援する福祉機関の人が、私たち弁護士に相談しやすいように工夫することは、弁護士会のこれからの課題だとも思っています。

困っているときはぜひお声かけください。私たち弁護士は、困りごとの解決に取り組む法律家として、再犯防止推進計画に携わっていきたいと思っています。

(6) 民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進

① 民間協力者の活動の促進等

【現状認識と課題等】

千葉県における再犯防止の推進に当たっては、地域において犯罪をした人等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会等の更生保護ボランティア、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア等、多くの民間ボランティアの協力が必要不可欠です。

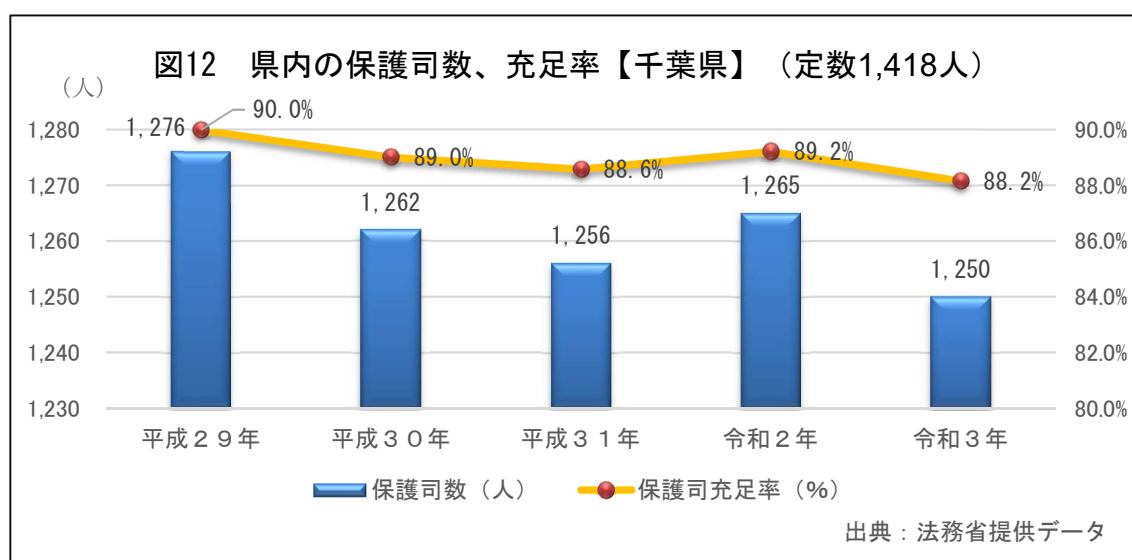
また、更生保護法人が運営する更生保護施設における、地域とともに行う自発的な居場所づくりや生活・就労指導等も、地域社会における息の長い支援につながる取組として欠かせないものです。

しかし、近年では保護司の高齢化が進んでいること、保護司を始めとする民間ボランティアに携わる人が減少傾向となっていること、地域社会の人間関係が希薄化する等、社会環境の変化により従来の民間ボランティア活動が難しくなっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であること等の課題があります。

千葉県においては、千葉保護観察所が各保護司会と連携して、保護司の安定的確保等に取り組んでいるところですが、地域社会における息の長い支援を継続して実施していくためには、地域ごとのバランスにも配慮しながら、民間協力者における人材や活動体制等を確保していくこと、民間協力者と刑事司法関係機関や県・市町村等が更なる協力体制を構築していくことについて、具体的な方策を検討する必要があります。

○ 県内の保護司数・保護司充足率（各年1月1日現在）

近年、県内の保護司数は減少傾向がみられ、充足率も90%を下回る状況です。



【本県における取組の方向性と概要】

- ・保護司の適任者や更生保護ボランティア参加者の確保について、定年退職予定の県職員を主な対象として、保護司や更生保護ボランティア活動の紹介等を行い、職員の理解の促進や関心のある職員の掘り起こしを図る取組を実施します。
- ・県ホームページや広報紙に、保護司や更生保護ボランティアの活動等を掲載し、更生保護活動に対する県民の理解促進や、興味・関心の喚起を図ることで、保護司のなり手やボランティア活動への参加者の増加に向けた取組に寄与します。
- ・地域の再犯防止及び犯罪をした人等の自立更生の促進に携わる保護司の活動が円滑に行われるよう、地区保護司会等を通じた保護司活動の支援の促進について、市町村等への働きかけを行います。
- ・保健・医療・福祉サービス等を必要とする更生保護施設入所者に対して、円滑かつ充実した支援が行われるよう、更生保護施設との連携を進めます。
- ・千葉県更生保護助成協会の運営費の助成をすることにより、保護司や更生保護ボランティアが行う、犯罪をした人等の改善更生活動の支援を行います。

【健康福祉指導課】

- ・少年警察ボランティアを対象とした研修会の開催や、活動資機材の配付、広報活動等により支援の充実と活発化を図ります。

【県警察本部少年課】

【国における取組の方向性と概要】

（東京矯正管区）

- ・各協力団体に向けて管内矯正施設の参観を計画し、矯正行政や再犯防止に関する活動の理解促進を図るとともに、各種セミナーや研修会に講師を派遣する等、積極的に参画し、相互理解や連携強化を図ります。

（千葉刑務所・市原刑務所）

- ・篤志面接委員や教誨師を始め、各分野の専門知識を有する民間協力者を招へいし、受刑者への各種指導等の充実を図ります。

（八街少年院・市原学園）

- ・篤志面接委員や教誨師を始め、各分野の専門知識を有する民間協力者を招へいし、在院者への各種指導等の充実を図ります。

（千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター））

- ・施設参観の実施や研修・講演への講師派遣等により、矯正行政や再犯防止に関する行動、地域援助活動についての理解促進を図り、各団体との連携強化を図ります。

（千葉保護観察所）

- ・保護司確保に対する支援として、保護区保護司会との共同による保護司候補者検討協議会の設置及び運営に対する指導・助言を行うとともに、千葉県保護司会連合会と共同で「保護司適任者確保千葉県対策本部」を立ち上げ、取組方針を決め、確保に向けた取組を進めます。

- ・保護区保護司会が設置した更生保護サポートセンターの運営に対する助言や、保護司、更生保護法人等の役職員、更生保護女性会会員、BBS、協力雇用主等の更生保護ボランティアに対する研修や表彰に関する事務を行います。
- ・協力雇用主のなり手を増やす取組を行うとともに、相談支援や研修等について各方面と協議・検討していくほか、民間協力者の活動に対する支援を継続していきます。

【民間団体等における取組の方向性と概要】

（千葉県保護司会連合会）

- ・千葉保護観察所と共同で「保護司適任者確保千葉県対策本部」を立ち上げ、取組方針を決め、確保に向けた取組を進める一方、保護司候補者検討協議会を設置した保護司会への協力を行います。
- ・学校・生徒を取り巻く諸問題に効果的に対応するため、学校との連携活動に積極的に取り組んでいる保護司会に助成を行います。
- ・更生保護女性会やBBS会が行う活動への支援と協力を行います。

（更生保護施設（千葉県婦性会））

- ・被保護者が更生保護施設を退所後も孤立させないために、生活の安定に向けた支援を行うとともに、地方公共団体や福祉関係機関、支援団体等の地域における社会資源を有機的に連携させるためのネットワークを構築し、地域連携の拠点としての役割を担っていくことを目指します。

（千葉県更生保護助成協会）

- ・保護司活動の拠点である更生保護サポートセンターへの助成を行うことで、活動を支援します。

保護観察所と二人三脚【千葉県保護司会連合会】

千葉県内には、法務大臣から委嘱された保護司が約 1,300 名おられ、各保護司は、自宅の所在地によって、県内 26 に区分された保護区に配属されています。保護司は、配属された保護区内に居住する対象者の保護観察を担当したり、同じ保護区に配属された他の保護司と一緒に研修会に参加したり、社会を明るくする運動等の犯罪予防活動を行っています。

この保護区を単位として組織されているのが地区保護司会であり、千葉県内の合計 26 の地区保護司会の取りまとめ団体として千葉県保護司会連合会が組織されています。保護司会連合会及び地区保護司会は、1999 年（平成 11 年）施行の保護司法の一部改正により、保護司法に明記された法定組織となっています。

千葉県保護司会連合会では、千葉保護観察所との緊密な連携を基に、各種保護司研修への支援協力、千葉県更生保護大会（更生保護関係者顕彰式）の開催、機関紙「千葉更生保護」の発刊、社会を明るくする運動の実施、保護司適任者確保の推進、他の更生保護関係団体との連携の強化等を行っています。

② 広報・啓発活動の推進等

【現状認識と課題等】

犯罪をした人等の社会復帰のためには、本人自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした人等が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

しかしながら、更生保護や再犯防止の概念や施策は、地域住民にとって必ずしも身近なものでなく、関心と理解が得にくいとともに、保護司等の民間協力者の活動についても十分に認知されていないという現状があります。また、犯罪をした人等に対する偏見（福祉施設からの入所拒否等）があること、協力雇用主が広く地域住民から理解され社会的にも評価されるような取組が必要であること、といった課題があります。

そのため、今般の国の再犯防止推進法の施行及び再犯防止推進計画の策定、そして県の地方再犯防止推進計画の策定を契機に、更生保護や再犯防止に関して幅広い啓発を図り、より身近なものとして社会に浸透させていく必要があります。

一方で、犯罪被害者の無念や憤りの心情を考慮すると、単に犯罪をした人等へ手厚い支援を行えば良いというものでもなく、同時に犯罪被害者への十分な配慮がなければ地域住民の理解は得られません。

犯罪をした人等が社会復帰をするには地域住民の寛容と理解が必要不可欠です。再犯防止の取組を「加害者支援」として受け止め、再犯防止の取組そのものに批判的な御意見もありますが、犯罪をした人等との共生は避けて通れません。犯罪をした人等の社会復帰が進まなければ、加害者から被害者への賠償義務の履行もできず、結果的に孤立化・困窮化に追い込むこととなり、再び罪を犯せば、結果として新たな被害者を生むことになります。

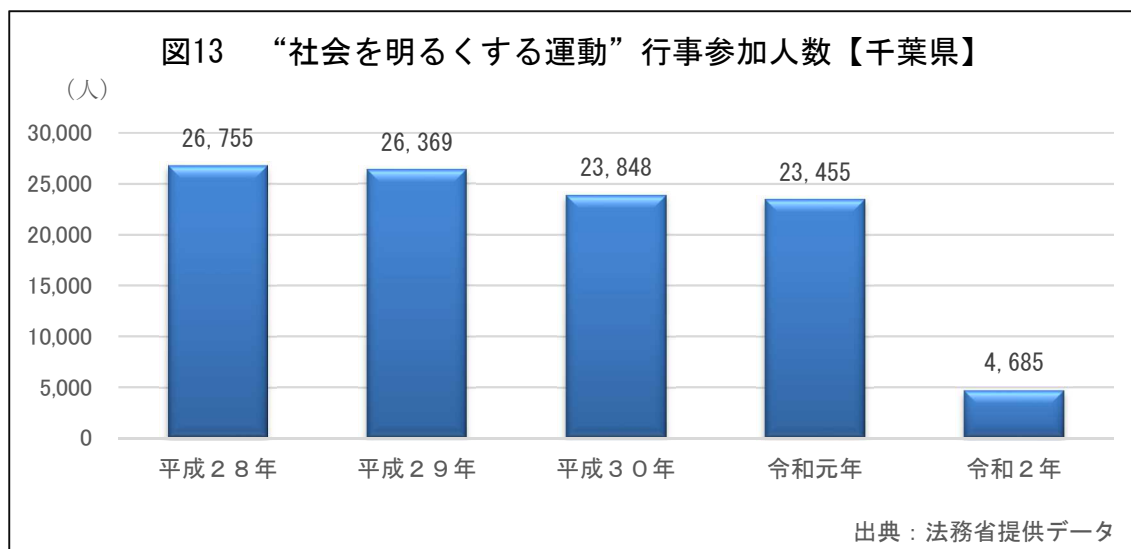
従って、地域住民の理解と寛容のもと、犯罪のない明るい社会を実現するため、犯罪被害者への支援の充実を図りつつ、広く地域住民の各層に関心をもってもらうように広報啓発活動を行う必要があります。

また、再犯防止について地域住民に理解してもらうには、地域住民との距離が近い市町村の協力と取組が必要不可欠です。

再犯防止推進法第4条第2項において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されました。しかし、これまで犯罪をした人等への支援は主に国の刑事司法関係機関が実施してきたため、多くの地方公共団体が未だに法が定める責務を十分に認識しているわけではありません。そのため、地域住民に働きかけるとともに、施策を推進する市町村職員に再犯防止に関する理解を深めてもらうことも必要です。

○ 県内の“社会を明るくする運動”行事参加人数

例年、20,000 人を超える方が参加していますが、2020 年度（令和 2 年度）は、新型コロナウイルスの影響により、多くの行事が中止となったことから、人数が減少しています。



“社会を明るくする運動”とは

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪・非行の防止と犯罪・非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。本運動は 2021 年（令和 3 年）で 71 回を数え、千葉県では、毎年、千葉県知事が本運動の千葉県推進委員長となり、各市町村の地区推進委員会とともに様々な活動を展開しています。

毎年7月はこの“社会を明るくする運動”強調月間であり、また 2016 年（平成 28 年）に施行された再犯防止推進法に規定された「再犯防止啓発月間」でもあり、全国はもとより千葉県内各地においても街頭広報活動や住民集会、非行防止教室等の行事が実施されています。

また、全国の小中学生を対象に、犯罪・非行のない地域社会を作ることや犯罪・非行をした人の立ち直り等をテーマにした「社会を明るくする運動作文コンテスト」も毎年実施されており、2020 年度（令和 2 年度）は県内の小中学生から合計 14,324 点の作文の応募がありました。

【本県における取組の方向性と概要】

- ・青少年を健全に育てる運動において、重点目標に「青少年の非行防止・保護（非行防止に関する広報・啓発活動、青少年のインターネット利用・児童ポルノ撲滅についての

啓発、千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」の周知)」を掲げ、子どもや若者が健全に育つことができる社会環境の整備に向けて、行政機関はもとより、家庭・学校・地域が一体となって広報・啓発活動を実施します。

- ・ 青少年及び地域住民が非行に対する共通の理解と認識を深めるため、チラシやSNS上での広告等を用いて啓発を行います。

【県民生活・文化課】

- ・ 広く県民各層に、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解と関心を持ってもらえるよう、“社会を明るくする運動”の強調月間である7月を中心に、市町村との連携や様々な広報媒体を活用して本運動を推進し、保護司や更生保護ボランティアの活動を幅広く支援します。
- ・ 千葉県地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障害のある人の円滑な社会復帰及び地域生活への定着について、地域の理解を得られるよう普及啓発活動を行います。
- ・ 地域の安全・安心に関する取組や、犯罪をした人等の再犯の防止等に関する活動に貢献している更生保護ボランティアを始めとする民間の個人・団体等を顕彰し、その活動や意義が広く県民に共有されるように努めます。

【健康福祉指導課】

【国における取組の方向性と概要】

（千葉地方検察庁）

- ・ 検察庁の業務の理解が得られるよう行政機関、福祉機関等に対して積極的に業務説明等の広報活動を行うとともに、学生等を含む広く県民の方にも広報活動を通じて当庁の取組の理解が得られるようにし、入口支援等による再犯防止施策に寄与していきます。

（東京矯正管区）

- ・ 再犯防止推進法を広く周知し、再犯防止について関心を持っていただくことや矯正行政への理解促進のため、再犯防止シンポジウム等を開催します。また各矯正施設で実施されている矯正展について、各関係機関へ情報提供を行い、広報啓発活動の促進を図ります。

（千葉刑務所・市原刑務所）

- ・ 再犯防止推進法を広く周知し、再犯防止について関心を持っていただくことや矯正行政への理解促進のため、矯正展を開催します。矯正展では、受刑者が製作した刑務所作業製品の展示・販売を行うとともに、矯正行政や刑務作業の広報を行うほか、各関係機関とも連携して広報啓発活動を行います。
- ・ 近隣住民や関係機関を対象とした施設見学会を実施し、矯正行政や再犯防止に関する活動の理解促進を図り、各団体との連携強化を図ります。

（八街少年院・市原学園）

- ・ 近隣住民や関係機関を対象とした施設見学会を実施し、矯正行政や再犯防止に関する

活動の理解促進を図り、各団体との連携強化を図ります。

(千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター））

- ・犯罪及び非行に関する各般の問題に係る少年、保護者その他の人の相談に対する援助を行います。
- ・犯罪及び非行の防止に関する機関又は団体の求めに対し、情報の提供、助言、各種調査、心理的援助等の援助を行うほか、法教育や各種講演会等を行います。

(千葉保護観察所)

- ・地方公共団体や民間協力者等と連携し、再犯防止啓発月間や“社会を明るくする運動”等において、犯罪をした人等の再犯防止等について広く関心と理解を深めるための事業の実施を推進するとともに、犯罪をした人等の再犯の防止等に関する施策について積極的に情報発信していきます。
- ・更生保護出張講座として、大学や社会福祉士講座等における保護観察官の講義を実施するとともに、“社会を明るくする運動”の強調月間及び再犯防止啓発月間である7月を中心に、広く県民各層に関心をもってもらう効果的な情報発信、広報活動を実施します。
- ・教職員に対する刑事司法や更生保護に関する知識の習得、その他再犯防止推進施策に関する知識の習得に関する研修を行っていきます。

【民間団体等における取組の方向性と概要】

(中核地域生活支援センター)

- ・中核地域生活支援センターの職員を対象に、刑務所、医療刑務所、少年院等の見学研修を実施し、司法福祉についての理解促進を図ります。

(千葉県地域生活定着支援センター)

- ・社会福祉士を養成する大学の講座や実践報告会の開催を通して、犯罪をした高齢者や障害者等を取り巻く社会的な背景や、事業の内容等について周知します。
- ・犯罪をした人等への支援について、広く理解と関心を持ってもらえるよう、実践報告会を開催し、事業説明や関係機関との意見交換を行います。

(千葉県更生保護助成協会、千葉県保護司会連合会)

- ・“社会を明るくする運動”千葉県及び地区推進委員会への助成及び“社会を明るくする運動”の活動に参加し、広く県民に対する再犯防止の各種啓発活動を実施します。

(千葉県更生保護助成協会)

- ・機関紙「千葉更生保護」を年4回発行し、更生保護関係者及び賛助会員等に配付し、更生保護についての理解促進を図ります。

(千葉県更生保護女性連盟、千葉県BBS連盟)

- ・“社会を明るくする運動”の活動に参加し、広く県民に対する再犯防止の各種啓発活動を実施します。

(更生保護施設（千葉県婦性会）)

- ・機関誌「ふくでん」を発行（年1回）し、更生保護関係者を始め、地域住民や関係

機関・団体に配付して当会の活動の様子や動きを積極的に情報発信し、当会の事業運営及び更生保護事業に対する広報・啓発を行います。

- ・地域住民への集会室の貸し出しや「餅つき大会」等、地域住民の参加を得た行事を開催する等により、地域住民の理解を促進し円滑な関係を築くように努めます。

市町村の取組について【千葉市】

2016 年（平成 28 年）12 月、再犯防止推進法が公布、施行され、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じた施策を策定・実施する責務を有することが明記されるとともに、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることが規定されました。

千葉市では、再犯防止推進法の施行前から保護司会等の更生保護団体の活動を支援するとともに、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりに努めており、様々な取組を行っています。

○ “社会を明るくする運動” 千葉市民のつどいの開催

“社会を明るくする運動”の一環として、千葉市保護司会連絡協議会との共催により開催しています。

犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深めるため、小・中学生を対象とした作文コンテスト入賞者による作品発表、著名人による講演や市内小・中学生による吹奏楽演奏等を行っています。

○更生保護サポートセンターの設置への支援

更生保護サポートセンターは、保護司や保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点であり、保護観察対象者の面談場所としても活用しています。

千葉市では同センターの設置場所として、区役所等の 1 室を提供し、保護司の活動促進に向けた支援を行っています。

○千葉市保護司会連絡協議会との就労支援協定の締結

2014 年（平成 26 年）3 月に千葉市と千葉市保護司会連絡協議会において、就労支援に関する協定を締結しました。若年の保護観察対象者に対する就労機会の提供を通じた一般就労の支援を行っており、実際に千葉市の臨時職員として雇用し、民間企業への就労につなげることができました。

VI 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

学識経験者や刑事司法関係機関、支援を行う民間団体、行政機関等を構成員とする「(仮)千葉県再犯防止推進連絡協議会」を設置し、関係者間の情報共有を通じて、関係機関の連携を図り、再犯防止のための取組を進めます。

また、本計画で千葉県の再犯防止推進施策の柱として位置付けている「社会復帰に向けた包括的支援」の中で、当事者である犯罪をした人等から聞き取った福祉的ニーズや生活上の課題、困りごとや悩みごと等を、今後の再犯防止に係る取組に活かすことができるよう、同協議会で検討していきます。

2 進行管理

千葉県再犯防止推進計画の推進に当たっては、「(仮)千葉県再犯防止推進連絡協議会」において、各取組を実施する機関からの報告や、本計画の成果指標等の数値を踏まえ、進捗状況を検証・評価するとともに、社会情勢や財政状況等も踏まえ、適宜見直しを行います。

3 今後の展開

千葉県再犯防止推進計画の策定に当たり、「千葉県再犯防止推進計画の策定に向けた協議会」等で議論のあった、矯正施設を出所・出院後の就労や住居、保護観察対象者等の行政機関での雇用、協力雇用主の拡充、更生保護施設等に係る課題に関しては、再犯防止推進法の趣旨に基づき、今後、国、県、市町村、民間団体等の適切な役割分担について更なる検討を進めていきます。

【資料編】

1 国の計画の概要

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合

48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、
国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

2 再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等 (第11条)
- 2 就労の支援 (第12条)
- 3 非行少年等に対する支援 (第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等 (第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備 (第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等 (第14条)
- 5 住居の確保等 (第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助 (第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等 (第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援 (第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰 (第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助 (第23条)

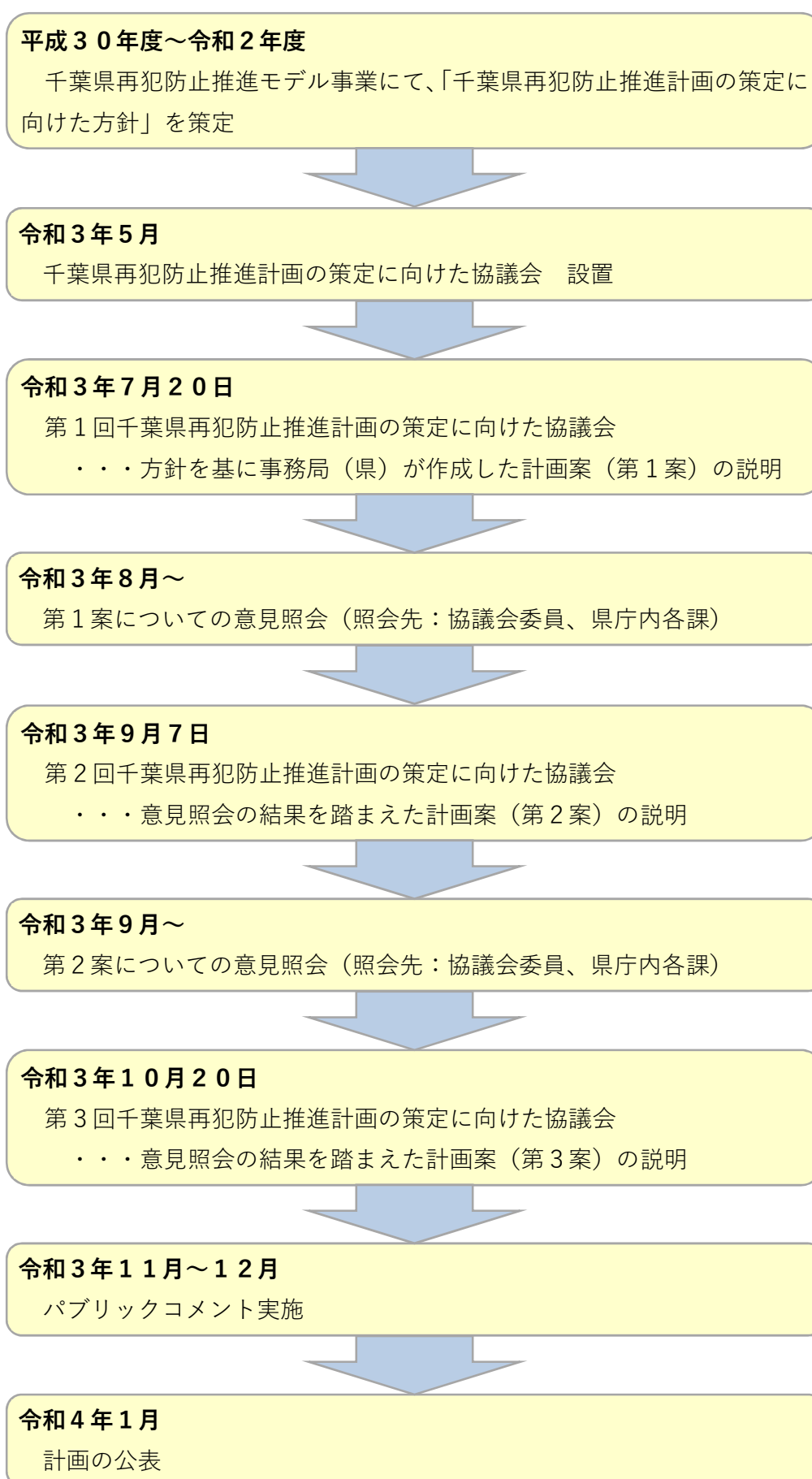
【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

3 千葉県再犯防止推進計画の策定経緯



千葉県再犯防止推進計画の策定に向けた協議会 設置要綱

令和３年５月３１日制定

（設置）

第１条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成２８年法律第１０４号）に基づく地方再犯防止推進計画を策定するため、千葉県再犯防止推進計画の策定に向けた協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

なお、協議会は、地方自治法第１３８条の４第３項の規定による附属機関の性質を有しない。

（所掌事務）

第２条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- （１）千葉県再犯防止推進計画の策定に関すること
- （２）その他再犯防止等の推進に関すること

（委員の選任）

第３条 協議会の委員は、別表の関係機関等が選任する者をもって充てる。ただし、学識経験者については、健康福祉部健康福祉指導課長が選任することとする。

２ 委員の任期は、選任の日から、令和４年３月３１日までとする。

（組織）

第４条 協議会に委員長を置く。

- ２ 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- ３ 委員長は、協議会の議事を進行する。

（会議）

第５条 協議会は、健康福祉部健康福祉指導課長が委員を招集し開催する。

- ２ 健康福祉部健康福祉指導課長は、必要に応じて関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

（報酬等）

第６条 委員が協議会に出席した場合は、行政機関から選任された委員を除き、県の規定により報酬及び旅費を支給する。前条第２項の規定による出席者も同様とする。

（庶務）

第７条 協議会の事務局は健康福祉部健康福祉指導課に置く。

(守秘義務)

第8条 構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則 この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

別 表

種別	関係機関・団体等の名称
学識経験者	千葉大学大学院社会科学研究院 教授
更生保護団体	更生保護施設（更生保護法人千葉県婦性会）
	自立準備ホーム
	千葉県保護司会連合会
	千葉県更生保護女性連盟
相談・支援機関	公益社団法人千葉県医師会
	千葉県弁護士会
	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会
	千葉県地域生活定着支援センター
	認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構
	一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会
行政機関	法務省東京矯正管区更生支援企画課
	法務省千葉保護観察所
	千葉地方検察庁
	千葉県警察本部生活安全部生活安全総務課
	千葉市保健福祉局健康福祉部地域福祉課
事務局	千葉県健康福祉部健康福祉指導課

千葉県再犯防止推進計画

～誰もが暮らしやすい千葉県づくり～

発行年月 令和4年1月発行

編集発行 千葉県健康福祉部健康福祉指導課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話 043-223-4717

FAX 043-222-6294